

農地中間管理事業の手引き

令和 3 年度版

公益財団法人 やまぐち農林振興公社
(山口県農地中間管理機構)

農地中間管理事業の手引き（令和3年度版）

目次

I	農地中間管理事業の概要	3
II	通知集・内規集	
1	山口県農地中間管理事業規程	11
2	山口県農地中間管理事業事務実施要領	18
3	農地中間管理事業業務委託実施要領	89
4-1	農地中間管理権保有農用地等に係る「農地保全管理 事業実施者選定基準」及び運用について	104
4-2	山口県農地中間管理機構所管の小規模工事等の執行要領	106
4-3	借受農地管理等事業について，フロー，Q&A	109
5	農地中間管理推進事業実施要綱【県要綱】	131
6	遊休農地に関する措置に係る事務処理について	156
7	山口県農地中間管理事業農地集積推進員取扱要領	169
8	公益財団法人やまぐち農林振興公社農地中間管理事業 評価委員会規程	175
9	農地中間管理事業に係る利用料取扱要領	177
10	公益財団法人やまぐち農林振興公社農地中間管理事業 賃貸借における物納取扱要領	183
11	山口県農地中間管理機構の事業の特例に関する規程	188
12	農地売買等事業の実施に係る事務取扱経費取扱要領	208

I 農地中間管理事業の概要

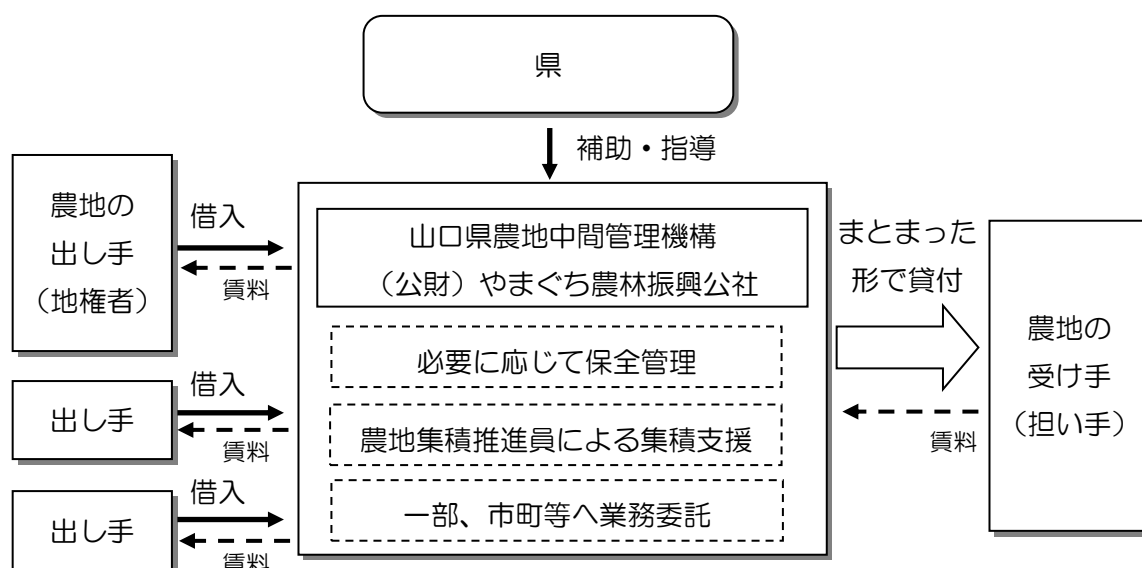
1 制度の趣旨

農業経営の規模の拡大、農用地の集団化、農業への新規参入者の促進等を通じて、農用地の利用効率化及び高度化を図ることで、農業の競争力を強化し、農業を持続可能なものとするため、平成25年12月に「農地中間管理事業の推進に関する法律」（以下「中間管理法」という。）が制定されました。都道府県ごとに「農地中間管理機構」を整備し、地域内に分散・錯綜する農地を担い手等へ集積・集約化して、令和5年度（2023年度）までの担い手の農地利用が全農地の8割（山口県においては全農地の7割）を占める農業構造を実現することが目標となっています。

2 農地中間管理機構とは

農地中間管理機構（以下「機構」という。）は、農地の貸借事業（農地中間管理事業）を主体に、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図り、その実現を目指して事業を行う法人です。山口県においては、「公益財団法人やまぐち農林振興公社」が農地中間管理機構として県知事から指定を受けて事業を行っています。

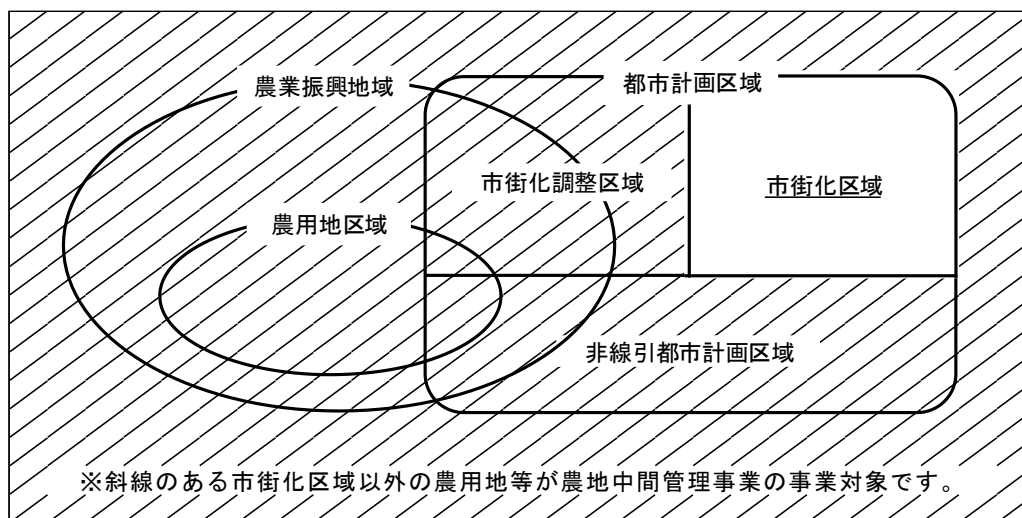
※ 事業のイメージ



3 機構が行う「農地中間管理事業」とは

機構が市街化区域^(※1)以外の区域において行う事業で、主に次の事業から成り立ちます。

- (1) 農用地等^(※2)について農地中間管理権^(※3)を取得し、担い手等に貸付けを行う事業
- (2) 農地中間管理権を有する農用地等の改良、造成、又は復旧、農業用施設の整備その他当該農用地等の利用条件の改善を図るための業務、農用地等の管理を行う事業



※1 市街化区域とは、都市計画法で指定される都市計画区域の1つです。すでに市街地を形成している区域と、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域とされています。

※2 農用地等とは、中間管理法第2条第2項に基づく以下のものを指します。

- ① 農用地
- ② 木竹の生育に供され、併せて耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地
- ③ 農業用施設の用に供される土地
- ④ 開発して農用地又は農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地

※3 農地中間管理権とは、中間管理法第2条第5項に基づく以下のものを指します。

- ① 賃借権又は使用貸借による権利
- ② 農地貸付信託により取得する所有権
- ③ 農地法41条第1項に基づく知事裁定による利用権

4 市町等への業務委託

機構は事業を実施するにあたり、業務の一部を市町等へ委託します [中間管理法第 22 条]。

※ 機構が委託することができない業務とは、中間管理法施行規則第 16 条に定める以下のものを指します。

- ① 賃借権等の取得の決定
- ② 農用地等について借受けを希望する者の募集及びその結果の公表
- ③ 農用地等の改良、造成又は復旧、農業用施設の整備その他当該農用地等の利用条件の改善を図るための業務の実施の決定
- ④ 事業計画、収支予算、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録の作成

5 農地集積推進員による集積支援

機構では、農地中間管理事業の円滑な推進を図るため、各地域の農地の規模等に応じて一定の活動範囲を定めた農地集積推進員を配置しています。

6 農用地等の貸出希望者（出し手）からの申し出

現地で出し手と受け手間で貸し借りの協議が既に計画されている場合、受け手側から市町農政担当課等へ申し出が行われれば、出し手と機構間の契約事務の調整となります。

貸出希望がある時点で、現に受け手がない場合は、出し手からの貸出希望農地登録申請書を受け、「登録農地」として広く担い手等へ情報伝達し、借受者選定の活動を行います。

(1) 貸出希望登録の申請時期

「通年」

(2) 登録の条件

- ① 市街化区域外の農用地等であること
- ② 登録農地情報の外部への公表を了解すること

(3) 登録期間

登録期間は、申請者側からの取り下げ依頼がない限り、原則永年とします。

※留意点

登録は、機構が農地の借受や、将来の受け手への転貸を確約するものではありません。登録期間中は、登録者（出し手）自らが農用地等の管理を行うこととなります。

7 機構の貸借権等の取得（機構が借り入れる場合）

(1) 農用地等の借入条件

- ① 市街化区域外の農用地等であること
- ② 原則として、受け手への貸付けが見込まれる農用地等であること

(2) 農用地等の借入期間

機構は、借入を行うにあたっては、できる限りその期間が10年以上となるよう努めます。しかしながら、受け手が高齢等の理由により、10年未満を希望されることも多くなっており、現在は、最短期間を5年とし、借入期間は5年又は10年を主体として実施することとしています。6～9年、又は10年以上の期間を希望される場合は、個別に協議します。

(3) 借入手続き

農業経営基盤強化促進法に基づき、地権者と機構間の農用地利用集積計画を作成し、農業委員会の審議、決定を受けた後、当該市町の公告により貸借借等が成立します。機構が農用地等を借入れること（貸借借権等を取得すること）を農地中間管理権の取得と言います。

(4) 借入後の貸借権等の解除

機構が農地中間管理権を有する農用地等が次のいずれかに該当するときは、県知事の承認を受けて、当該農地中間管理権に係る契約を解除する場合があります。

- ・農地中間管理権を取得した後2年を経過してもなお当該農用地等の貸付けを行う見込みがないとき
- ・災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったとき

8 機構からの貸借権の設定（機構が貸付ける場合）

(1) 借受者の募集等

機構が農地の貸付けを行うにあたっては、農地の借受けを希望する者を公募し、応募者の情報を機構のホームページで公表します。公表は中間管理法第17条第2項で規定されており、機構から借受を希望する者はそのことを承諾してもらう必要があります。

※「公表の内容」

- ① 氏名又は名称
- ② 借受けを希望する地域
- ③ 希望する農用地の田、畑の別と面積
- ④ 借受けた農用地に作付けしようとする作物の種別等

(2) 受け手の決定等（マッチング活動から貸付決定、契約締結）

業務委託先となる市町は、下記の方法で借受希望者（借受希望公表者）の優先順位を決め、それに応じてマッチングを図ります。マッチングが整えば、契約のための農用地利用配分計画案を作成し、関係書類を添えて機構へ報告します。

「優先順位」の例

- ① 担い手相互間又は担い手と非担い手間での利用権の交換
 - ② 集落営農法人の構成員が当該集落営農法人に利用させる場合
 - ③ 基盤整備等の事業計画に基づく農地集積先へ利用させる場合
- 市町は優先順位を含めた「貸付に係る確認書」を機構へ提出する

(3) 貸付手続き

機構は、市町から報告を受けた農用地利用配分計画案について縦覧（公社ホームページで公表）を行い、利害関係人からの意見を求めます。意見聴取を経て、機構が最終的な貸付決定を行い、中間管理法に基づき、機構と受け手間の農用地利用配分計画を作成し、県に認可申請を行います。

その後、県で農用地利用配分計画の認可公告（県のホームページで公示）を経て、賃貸借等が成立します。

(4) 利用状況の報告

機構は、農地の利用状況について確認を取る必要があると判断した場合、借受希望者（受け手）に対し、農用地等の利用状況報告書の提出を求めることがあります。

(5) 利用権の解除

次のいずれかに借受希望者（受け手）が該当するときは、機構は県知事の承認を受けて、設定した賃借権等を解除することがあります。

- ・借受農用地等を適正に利用していないと認められるとき
- ・正当な理由なく借受農用地等の利用状況の報告をしないとき
- ・正当な理由なく賃料を支払わないときその他信義に反した行為をしたとき

9 機構による借賃の徴収と支払い

(1) 徴収・支払方法

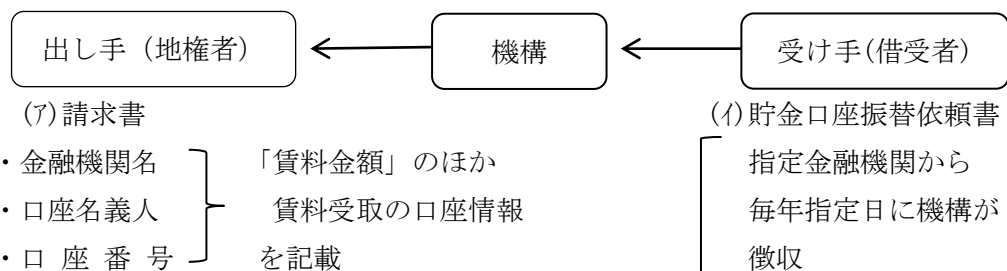
賃料の徴収と支払は、農用地利用集積計画及び農用地利用配分計画の記載内容（借賃の支払方法）に基づき行います。受け手側には、毎年、徴収月の1ヶ月前頃に機構から徴収日と当該年の賃料について事前通知を行います。

(2) 賃料の税法上の取扱い

- ・出し手が受け取る賃料は、「不動産所得」として扱います。
- ・受け手が支払う賃料は、農業所得計算上の「必要経費」として扱います。

○ 金納の場合

受け手から機構が当該年の賃料を徴収し、その後機構が出し手へ支払います。なお、必要書類は、出し手側は (ア)、受け手側は (イ) です。



※契約期間中に相続等が発生し、手続き変更が生じたときは、(ア)、(イ) を相続人名義で取り直すことが必要となります。

金納	受け手	出し手
11月	11月10日の徴収 ⇒	11月末日までの支払い
12月	12月17日の徴収 ⇒	12月末日までの支払い

※徴収日が、土・日・祝日の場合は、翌営業日となります。

○ 物納の場合

受け手が、直接、出し手に物納します。

また、機構は、受け手から「納入済み」、出し手から「受領済み」の確認をとります。

物納	毎年12月末日までに、借受者が地権者へ直接、物納する
----	----------------------------

10 契約の変更及び解約への対応

出し手と機構の契約は市町公告（農用地利用集積計画）、機構と受け手の契約は県の認可（農用地利用配分計画）ですので、変更及び解約については、出し手と受け手の合意によることが前提となり、その上で、県及び市町と協議を行い、対応することとなります。

11 契約の期間満了の通知及び再契約の対応

契約終了の6ヶ月前を目安に機構から出し手、受け手双方に「契約期間満了」のお知らせをします。この場合、再契約の出し手、受け手それぞれの意向については、各市町へ申し出てもらうこととなります。また、契約期間が終了すると、利用権は必ず出し手に戻るため、再契約を希望する場合も、従来と同様の手続きが必要となります。

Ⅱ 通知集・内規集

山口県農地中間管理事業規程

第1 農地中間管理事業の実施区域

農地中間管理事業は、県全域で実施するものとする。ただし、次に掲げる区域においては、重点的に実施するものとする。

- (1) 人・農地プランが実質化され、地域ぐるみで農地利用の集積・集約化を進める機運が生じている区域
- (2) (1)のほか、多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金、機構関連農地整備事業又は果樹産地構造改革計画等の活用に向け農地利用のあり方が協議されるとともに、農地中間管理事業が効率的かつ効果的に実施され、農用地の利用の効率化及び高度化を促進する効果が高いと認められる区域

第2 農地中間管理権を取得する農用地等

山口県農地中間管理機構（以下「機構」という。）が農地中間管理権を取得する農用地等は、原則として、経営体への貸付けが見込まれる農用地等とし、次に掲げる農用地等については、農地中間管理権を取得しないものとする。

- (1) 再生不能と判定されている遊休農地その他農用地として利用することが著しく困難な農用地等
ただし、利用意向調査によって機構への貸付の意向が示された遊休農地や、機構と協議すべき旨の勧告を受けた遊休農地であって、雑草・雑木、土石等の遊休化の解消に向けた措置が講じられれば貸付けが可能な場合は、農業委員会と連携し、当該遊休農地の所有者等に対して必要な措置を講ずることを促し、農地中間管理権の取得について検討する。
- (2) 借受希望者の応募状況等からみて、経営体に貸付けることができる可能性が著しく低いと認められる農用地等

第3 借受希望者の募集手続等

1 募集時期

借受希望者の募集は、随時行うものとする。

2 募集区域

借受希望者の募集の区域は、市町の区域内において、人・農地プランの策定区域等を単位として空白が生じないように定めることとし、市町長の意見を聴いて決定するものとする。

3 留意事項

借受希望者の募集は、市町等から提供された情報及び募集実績等を踏まえ、募集区域内における次の事項を明示して行うものとする。

- (1) 水田地帯、畑地帯又は果樹地帯の別その他農用地等の特徴
- (2) 借受けが見込まれる経営体の存在の状況

4 借受目的等の把握

募集に当たっては、あらかじめ、借受けが見込まれる経営体から次に掲げる事項を把握するものとする。

- (1) 借受けを希望する農用地等の所在、種別、面積その他の条件
- (2) 借受けた農用地等に作付けしようとする作物の種別
- (3) 借受けを希望する期間
- (4) 作物ごとの栽培面積、その他現在の農業経営の状況
- (5) 規模の拡大、農地の集約化、新規参入その他募集区域内において農用地等の借受けを希望する理由

5 募集の方法等

- (1) 募集は、インターネットを活用する等の方法により、行うものとする。
- (2) 関係機関からの情報提供又は過去の応募状況等からみて、募集区域内の経営体による応募が十分に見込まれない場合にあつては、新規就農者（リース方式での参入を希望する企業等を含む。）や広域で借受を進めている経営体等新たに農用地等を確保して意欲的に農業に取り組もうとする経営体の情報収集に努め、借受希望への登録誘導を図る。

6 応募者に係る情報の公表

機構は、借受希望者の応募があつたときは、インターネットを活用する等の方法により、応募者に係る次に掲げる情報を公表するものとする。

- (1) 氏名又は名称
- (2) 募集区域内の農業者若しくは募集区域外の農業者又は新規参入者の別
- (3) 借受けを希望する農用地等の種類及び面積
- (4) 借受けた農用地等に作付けをしようとする作物の種別

7 応募者に係る調査

- (1) 機構及び市町は、貸付けの決定を公平かつ適正に行う上で必要があるときは、応募者に対する面接調査を行うことにより、その希望する借受けの内容を正確に把握するよう努めるものとする。
- (2) 機構及び市町は、応募者及びその希望する借受けの内容が農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 5 項の要件を満たすかどうかについて調査するものとする。

第 4 農地中間管理権の取得

1 対象農用地等のリスト化

機構は、農用地等の貸付けを希望する旨の申出等があつたときは、あらかじめ、次に掲げる事項に基づき借受けの可能性を検討した上で、申出者及び申出に係る農用地等を整理したリストを作成するものとする。

- (1) 当該区域の人・農地プランの作成・見直し状況
- (2) 当該農用地等の借受けを見込める経営体の存在
- (3) 当該農用地等の区画整理等の状況
- (4) 当該区域における農地集積・集約化の機運の状況
- (5) 当該区域の遊休農地の現状及び今後の見直し

2 農地中間管理権の取得に係る協議

機構は、農地中間管理権を取得しようとするときは、貸付希望者からの申出に応じて協議し、又は農用地等の所有者に協議を申し入れるものとする。

3 農地中間管理権の期間

機構は、農地中間管理権の取得に当たっては、貸付希望者の経営の安定・発展に配慮しつつ、できる限りその期間が10年以上となるよう努めるものとする。

4 農用地等の滞留期間の短縮

機構は、農地中間管理権の取得に当たっては、貸付希望者の今後の営農継続の見通しを考慮しながら、機構が農用地等を貸付希望者から借受けてから借受希望者に貸付けるまでの期間ができる限り短くなるよう努めるものとする。

5 貸付希望者に対する土地改良事業の施工説明

機構は、農地中間管理権の取得に当たっては、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定による土地改良事業（以下「機構関連事業」という。）が行われることがあることについて、所有者に対し書面の交付により説明を行うものとする。

6 農地中間管理権の取得に係る利用権設定申出書兼農用地利用集積計画等の書類の様式については、業務の効率化を図るため、機構が定める様式の活用を市町に求めるものとする。

第5 農用地利用配分計画の決定方法

1 基本原則

機構は、農用地利用配分計画の作成や市町による機構を經由した貸借権の設定等を一括で行う農用地利用集積計画（以下「集積計画一括方式」という。）への同意に当たっては、次の点に留意するものとする。

- (1) 当該農用地等の貸付けが借受希望者の経営規模拡大又は分散錯圃の解消に資するものであること。
- (2) 当該農用地等の貸付けが既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている他の農業者の経営に支障を及ぼすものでないこと。
- (3) 借受希望者が新規参入者である場合は、その者が効率的かつ安定的な農業経営を目指すことができるように配慮すること。
- (4) 地域農業の健全な発展を旨としつつ、借受希望者の要望等を踏まえて公平かつ適正に調

整すること。

- (5) 地域合意に基づいた農地利用の集積・集約化を促進する観点から、(1)から(4)の基本原則に則った上で、人・農地プランの内容を十分に考慮するものとする。

2 優先配慮の原則

- (1) 機構は、担い手が利用する農地の集約化を促進し、又は当該区域内で既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている者の経営発展に資する観点から、次に掲げる場合は、貸付先の決定に当たり優先的に取り扱うものとする。
- ① 区域内の経営体相互間又は経営体とそれ以外の者との間で利用権の交換を行おうとする場合
 - ② 集落営農の構成員が当該集落営農に利用させることを目的として機構に農用地等を貸付ける場合
 - ③ 貸付けを希望する農用地等に隣接して農業経営を行っている借受希望者がいる場合
- (2) (1)の③に該当する借受希望者が複数いる場合は、各借受希望者の希望と当該農用地等の条件との適合状況、地域農業の発展への寄与度等に基づき優先順位を付した上で、当該順位に従って協議するものとする。
- (3) (1)以外の場合は、次のとおり取り扱うものとする。
- ① 借受希望者に当該区域内の者と当該区域外の者（新規参入者等を含む。）のいずれもがいる場合は、当該区域内の者を優先して協議するものとする。
 - ② 借受希望者の経営農用地等と貸付予定農用地等との位置関係、貸付希望者が希望する条件との適合状況、経営計画の当該地域における営農活動への影響等に基づき優先順位を付した上で、当該順位に従って協議するものとする。
 - ③ ①及び②にかかわらず、土地基盤整備事業その他農用地等の条件整備に係る事業が、事業計画を策定する段階から農用地等の経営体を定めて実施される場合は、当該経営体と協議するものとする。
- (4) (2)及び(3)の場合において、借受希望者に優先順位を付する上で必要があるときは、利害関係者以外の者で構成する合議制の機関において協議するものとする。

3 貸付期間

貸付期間については、貸付先の経営の安定及び発展に資するため、できる限り長期間となるように配慮して定めるものとする。ただし、当該地域の農地利用の効率化及び高度化を進める上で必要がある場合は、一定期間が経過した後に当該農用地等を再配分することができるように定めるものとする。

4 市町で集積計画一括方式を実施する場合

- (1) 機構は、第5の1に掲げる基本原則に即した貸付けの検討が行われるよう、必要に応じて、市町等と連携して事前の話し合いから参加するものとする。
- (2) 機構は、山口県知事への農用地利用配分計画の認可申請や市町の農用地利用集積計画への同意協議に当たっては、借受希望者の募集やインターネット等の方法を通じて、予め利

害関係人の意見を聴くものとする。

5 借受希望者に対する土地改良事業の施工説明

機構は、農用地等の貸付けに当たっては、機構関連事業が行われることがあることについて、借受希望者に対し書面の交付により説明を行うものとする。

第6 賃料の水準等

1 機構が農地中間管理権を有する農用地等の貸付先が決まっている場合における借受賃料及び貸付賃料の額は、次の事項を踏まえて決定する。

- (1) 土地基盤整備の状況等が当該地域と同程度の農用地等に係る賃料の水準
- (2) 機構に対する借受希望者と貸付希望者の双方の意向

2 機構が農地中間管理権を有する農用地等の貸付先が決まっていない場合における借受賃料の額は、貸付先が決まるまでの間は、無料とする。

第7 農地中間管理権の設定又は移転に係る契約等の解除

機構が農地中間管理権を有する農用地等が次のいずれかに該当するときは、山口県知事の承認を受けて、当該農地中間管理権に係る契約を解除するものとする。

- (1) 農地中間管理権を取得した後2年を経過してもなお当該農用地等の貸付けを行う見込みがないとき。
- (2) 災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったとき。

第8 農用地等の利用状況の報告等

機構は、農業委員会や地域住民から貸付けた農用地等が適正に利用されていない等の情報提供等があった場合には、貸付先に対し利用状況について報告を求めるものとする。また、必要に応じて、現地調査の実施等により状況を把握し、契約の解除について判断する。

第9 農用地等利用条件改善業務の実施基準

機構は、農地中間管理権の設定期間が10年以上であって、かつ、次のいずれかに該当するときは、区画整理その他の農用地等の利用条件を改善するための業務を行うことができるものとする。

- (1) 当該農用地等の貸付先が決まっており、かつ、当該貸付先が農用地等の利用条件の改善を希望しているとき。
- (2) 当該農用地等の借受希望者の募集に応募した者の数及びその希望の内容からみて、農用地等の利用条件の改善を行うことにより、当該農用地等の貸付けが確実に行われると見込まれるとき。

第10 農用地利用改善事業との連携等

1 機構は、農用地利用改善団体が農用地利用改善事業の実施区域内の農用地について利用権

の設定等を受ける者を認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた者）及び機構に限る旨を農用地利用規程に定めようとする場合には、必要に応じて、市町等と連携して事前の話し合いの段階から参加するものとする。

2 機構は、第 2 に定める農地中間管理権の取得に係る基準に則して、また、農用地の利用の集積を進めるべき経営体が適切に位置付けられているかを第 5 の 1 及び 2 の基準に則して、それぞれ調整を行った上で、当該農用地利用規程に対する同意をするものとする。

第 11 円滑な推進体制の整備

1 機構は、農地中間管理事業の推進に当たって、人・農地プランの作成及び見直し主体である市町や農業委員会、土地改良区、農業協同組合等の関係機関・団体と密接に連携するとともに、人・農地プランの実現に向け一体的な取組を展開していく。

2 機構は、農地中間管理事業の推進に当たっては、次に掲げる事項を把握するとともに、機構を活用した農地利用の集積・集約化の機運の醸成に努めるものとする。

- (1) 市町の各区域における人・農地プランの作成又は見直しの状況
- (2) 当該区域における経営体の状況
- (3) 当該区域における機構を活用した農地利用の集積・集約化の機運の状況
- (4) 当該区域内の遊休農地の現状及び今後の見直し等

3 機構は、その主たる事務所に相談又は苦情に対応する窓口を設置するとともに、インターネット等を活用してこれの周知徹底を図るものとする。

第 12 業務の委託

1 機構は、市町が地域における農地中間管理事業の窓口としての機能を担うとの考え方に基づき、原則として、同事業を活用するすべての市町に対し、その同意を得て、同事業に係る業務を委託するものとする。

2 1 により委託する業務の内容は、概ね次に掲げるとおりとする。

- (1) 農用地等の所有者、経営体等との相談に係る業務
- (2) 第 4 の 1 に規定するリストの作成に係る業務
- (3) 農地の貸付希望者、借受希望者等の調査、把握及び交渉に関する業務
- (4) 借受けが見込まれる農用地等の位置、権利関係等の確認業務
- (5) 農用地利用配分計画の案の作成に関する業務
- (6) 農用地等の利用条件の改善に関する業務
- (7) 出し手及び借受希望者に対する機構関連事業が行われることがあることの説明等

3 機構は、2 の (2) の業務を委託するに当たっては、市町に対し、第 2 の趣旨を十分考慮して当該業務を行うよう依頼するものとする。

- 4 機構は、2の(5)の業務を委託するに当たっては、原則として、すべての市町に対し、あらかじめ農業委員会の意見を聴取するよう求めるものとする。
- 5 機構は、地域農業再生協議会、市町農業公社、農業協同組合、土地改良区、民間企業等が2に掲げる業務を行う能力があると認めるときは、当該団体等に当該業務の全部又は一部を委託することができる。
- 6 機構は、市町以外の団体等に業務を委託するときは、当該団体等と市町との連携が図られるよう配慮するものとする。
- 7 機構は、業務委託に当たっては、競争入札等の方法により委託コストの削減を努めつつ、業務を適正かつ確実に実施することができるものとして山口県知事が指定した者への外部委託することができる。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成26年3月27日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成29年6月16日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和元年11月1日から施行する。

山口県農地中間管理事業事務実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公益財団法人やまぐち農林振興公社（以下「公社」という。）が、農地中間管理事業の推進に関する法律（以下「法」という。）及び山口県農地中間管理事業規程（以下「事業規程」という。）に基づき実施する農地中間管理事業の適正かつ円滑な事務の推進を図るために必要な手続きを定める。

(借受希望者の募集)

第2条 公社は、法第17条第1項の規定により募集区域を定めるため、借受希望者の募集区域について（照会）（様式1）により市町に意見を照会し、市町は、借受希望者の募集区域について（回答）（様式2）により回答するものとする。

2 公社は、市町の意見を基に、借受希望者の募集区域を定め、区域に存する農用地等について借受けを希望する者を募集するものとする。

3 借受希望者の募集の対象者は、原則として募集する市町において次のいずれかに位置づけられている者とする。ただし、公社が借受希望者として適当と認める者については、この限りでない。

- (1) 認定農業者（年度内認定見込み者含む）
- (2) 認定新規就農者（年度内認定見込み者含む）
- (3) 基本構想水準到達者
- (4) 人・農地プランの中心経営体
- (5) 水田フル活用ビジョンの担い手

(借受希望者の応募及び公表)

第3条 借受希望者は、農用地借受希望申込書（様式3）（以下「借受申込書」という。）を作成し、募集区域を管轄する市町に提出するものとする。また、借受希望者が複数市町の募集区域を希望する場合は、募集区域を管轄する市町ごとに借受申込書を提出するものとする。

2 市町は、前項により借受希望者から借受申込書を受領したときは、借受希望者の応募状況報告（様式4）を作成し、受領した借受申込書を添えて、その翌月20日までに公社に提出するものとする。また、第5条の規定によるマッチングの調整のため、市町は、借受申込書の写しを保管するものとする。

3 公社は、法第17条第2項の規定に基づき、借受希望者及びその応募の内容に関する情報を借受希望者一覧（様式5）で整理し、借受希望者一覧を公社ホームページで公表するものとする。また、借受希望者一覧の公表後、公社は、借受希望者リスト（様式6）を作成し、市町に通知するものとする。

4 借受希望者が応募した内容の適用期間は、公表の日から起算して1年間とする。ただし、借受希望者が公表の自動更新を希望している場合は、適用期間を継続するものとする。

5 借受希望者は、応募した内容に変更が生じる場合は、変更部分を記載した借受申込書を作成し、募集区域を管轄する市町を経由して、公社に提出するものとする。なお、公社は、速やか

に借受希望者一覧の修正を行い、公社ホームページに反映するものとする。

- 6 借受希望者は、公表除外を希望する場合は、公表除外申出書（様式7）を作成し、募集区域を管轄する市町を経由して、公社に提出するものとする。なお、公社は、速やかに借受希望者一覧の修正を行い、公社ホームページに反映するものとする。

（貸出希望農地の登録及び公表）

- 第4条 貸出希望者は、貸出希望農地登録申請書（様式8）（以下「農地登録申請書」という。）を作成し、固定資産税課税明細書又は農地台帳の写しを添えて、農用地等を管轄する市町に提出するものとする。
- 2 市町は、貸出希望者に対し、事業規程第2に定める農用地等について、公社が借りることができない場合があることを説明した上で農地登録申請書を受領し、受領した農地登録申請書と、固定資産税課税明細書又は農地台帳の写しを添えて、その翌月20日までに公社へ提出するものとする。また、第5条の規定によるマッチングの調整のため、市町は、農地登録申請書の写しを保管するものとする。
- 3 公社は、貸出希望農地の情報を貸出希望農地一覧（様式9）で整理し、貸出希望農地一覧を公社ホームページで公表するものとする。また、貸出希望農地一覧の公表後、公社は、貸出希望農用地等リスト（様式10）を作成し、市町に通知するものとする。
- 4 貸出希望者は、登録した内容に変更又は取下げがある場合は、その旨を公社へ申し出るものとする。なお、公社は、速やかに貸出希望農地一覧の修正を行い、公社ホームページに反映するものとする。

（マッチングの調整）

- 第5条 借受希望者が応募した募集区域において、貸出希望農地の登録が行われた場合、市町及び公社は、借受希望者に対し農地中間管理事業における貸付希望農用地等の借受意向確認について（様式11）を通知し、貸出希望者に対し農地中間管理事業の実施について（様式12）を通知し、マッチングの調整を図るものとする。なお、集落・地域での話合いや関係機関による検討会における検討を経て、マッチングの調整を実施する場合は、借受希望者及び貸出希望者への通知を省略することができる。

（農地中間管理権の取得）

- 第6条 市町は、農用地利用集積計画の作成に当たり、農地中間管理事業の対象農用地等について（様式13）及び農地中間管理事業の対象農用地等のリスト（様式14）を作成し、次に掲げる書類（口座振込依頼書兼委任状は、利用権の種類が賃借権の場合のみ。契約に関する委任状及び相続関係説明図は、所有権が数人の共有に係る土地の場合のみ。）について、貸出希望者（利用権の設定をする者）の署名又は記名押印を受けた後、公社に提出するものとする。
 - (1) 利用権設定申出書兼農用地利用集積計画（様式15）
 - (2) 共通事項（様式16）
 - (3) 口座振込依頼書兼委任状（様式17）
 - (4) 委任状（様式18）

- (5) 相続関係説明図（様式 19）又は遺産分割協議書の写し（原本還付）
- 2 公社は、農地中間管理権の取得に当たり、利用権の設定を受ける者として利用権設定申出書兼農用地利用集積計画への署名又は記名押印を行い、農地中間管理権の取得に係る利用権設定の申出について（様式 20）を作成し、市町へ公告手続きを依頼するものとする。
- 3 公社は、事業規程第 4 の 5 の規定に基づき、土地改良法第 87 条の 3 第 1 項の規定による土地改良事業（以下「機構関連事業」という。）が行われることがあることについて、貸出希望者（利用権の設定をする者）に対し、共通事項（様式 16）の交付により説明を行うものとする。また、農地中間管理権の設定が 15 年以上である場合は、機構関連農地整備事業説明書（様式 21）の交付により説明を行うものとする。

（農用地利用配分計画）

- 第 7 条** 市町は、前条第 1 項の規定により作成した農地中間管理事業の対象農用地等のリスト（様式 14）を基に農業委員会に意見を聴取した上で、農用地利用配分計画案について（様式 22）及び次に掲げる書類を作成し、公社に提出するものとする。また、借受希望者が施設又は樹木を設置する（施設又は樹木が設置された農用地等を借受ける）場合は、原状回復に関する確認書（参考様式 1-1）の作成に協力し、適切な指導及び助言を行うものとする。
- (1) 農地中間管理事業の対象農用地等のリスト（様式 14）
 - (2) 賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等（様式 23-1 又は 2、3）
 - (3) 貸付に係る確認書（様式 24）
 - (4) 原状回復に関する確認書（参考様式 1-1）
- 2 公社は、農用地利用配分計画の作成に当たり、市町が作成した案を基に農用地等の貸付先を決定し、次に掲げる書類（貯金口座振替依頼書は、利用権の種類が賃借権の場合のみ。農作業農産物販売受委託契約書は、農業次世代人材投資資金等の交付要件を満たすために必要と認められる場合のみ。）について、借受希望者（利用権の設定を受ける者）の署名又は記名押印を求めるものとする。また、借受希望者が施設又は樹木を設置する（施設又は樹木が設置された農用地等を借受ける）場合は、原状回復に関する誓約書（参考様式 1-2）及び原状回復に関する連帯保証人承諾書（参考様式 1-3）の提出を求めるものとする。
- (1) 農用地利用配分計画（様式 25）
 - (2) 共通事項（様式 26）
 - (3) 貯金口座振替依頼書（様式 27）
 - (4) 農地中間管理事業をご活用される担い手の皆様へ（様式 28）
 - (5) 農作業農産物販売受委託契約書（様式 29）
 - (6) 原状回復に関する誓約書（参考様式 1-2）
 - (7) 原状回復に関する連帯保証人承諾書（参考様式 1-3）
- 3 公社は、事業規程第 5 の 5 の規定に基づき、機構関連事業が行われることがあることについて、借受希望者（利用権の設定を受ける者）に対し、共通事項（様式 26）の交付により説明を行うものとする。また、農地中間管理権の設定が 15 年以上である場合は、機構関連農地整備事業説明書（様式 21）の交付により説明を行うものとする。
- 4 公社は、法第 18 条第 3 項の規定に基づき、利害関係人からの意見を聴取するため、農用地利

用配分計画案の概要について（様式 30-1）を公社ホームページ上で公表し、農用地利用配分計画案に対する意見書（様式 30-2）により利害関係人からの意見を募るものとする。また、利害関係人の意見は、農用地利用配分計画案に対する意見聴取の結果について（様式 30-3）により取りまとめるものとする。

- 5 公社は、法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用配分計画を定め、農用地利用配分計画の認可について（様式 31）を作成し、農用地利用配分計画案に対する意見聴取の結果について（様式 30-3）を添えて、県知事への認可申請を行うものとする。

（土地改良事業地区における取組）

第 8 条 土地改良法第 3 条に規定する土地改良事業に参加する資格を有する者（以下「3 条資格者」という。）又は 3 条資格者たる農業経営体（具体的には、大規模農家、農業生産法人等）は、土地改良事業地区における農地中間管理事業の実施に当たり、農用地等に設定する利用権の種類が賃借権の場合は、市町及び公社と協議の上、農用地等に係る賃借料の発生する時期を決定するものとする。なお、市町及び公社は、次のとおり手続を行うものとする。

- (1) 市町は、前 6 条第 1 項の規定により農用地利用集積計画を作成するときは、土地改良事業の実施に伴う農用地利用集積計画の特約事項（様式 32-1）について、貸出希望者（利用権の設定をする者）の署名又は記名押印を受けた後、公社に提出するものとする。
 - (2) 公社は、前 7 条第 2 項の規定により農用地利用配分計画を作成するときは、土地改良事業の実施に伴う農用地利用配分計画の特約事項（様式 32-2）について、借受希望者（利用権の設定を受ける者）の署名又は記名押印を求めるものとする。
- 2 土地改良法第 89 条の 2 第 6 項の規定に基づき従前の土地に代わるべき一時利用地の指定が行われた日又は土地改良法第 54 条の規定に基づき換地処分が行われた日の後、公社は、農用地等の貸付者に対し一時利用地又は換地の借賃の決定について（様式 33）を通知するものとする。

（契約の変更）

第 9 条 農用地等の貸付者又は借受者は、公社と利用権を設定した内容について変更の希望がある場合は、利用権設定内容変更申出書（様式 34）（以下「変更申出書」という。）を公社に提出するものとする。

- 2 公社は、前項の変更申出書が、貸付者及び借受者の協議による合意に基づくものであり、内容が適当と認められる場合は、農用地利用集積計画又は農用地利用配分計画の変更契約書（様式 35）（以下「変更契約書」という。）を作成し、貸付者及び借受者双方に署名又は記名押印を求めるものとする。
- 3 公社は、前項の変更契約書を受領後、農用地利用集積計画又は農用地利用配分計画に定める事項について変更の契約を締結した場合は、次のとおり手続を行うものとする。
 - (1) 県に対し、農用地利用配分計画に定める事項の変更点とその内容を報告する。
 - (2) 市町に対し、農用地利用集積計画に定める事項の変更点とその内容を報告する。
 - (3) 貸付者に対し、変更契約書の原本 1 部を送付する。
 - (4) 借受者に対し、変更契約書の原本 1 部を送付する。
- 4 借受者が集落営農法人であり、総会において賃借料の変更に係る決議が可決された場合は、

変更申出書及び次に掲げる書類を作成し、公社に提出するものとする。なお、公社が行う手続きは、前2項に準ずるものとする。

- (1) 総会議事録の写し
- (2) 変更後の賃借料が記載された土地の明細書又はそれに代わる書類

5 市町は、貸付者又は借受者から公社と利用権を設定した内容について変更する旨の連絡を受けた場合は、速やかにその旨を公社に連絡するものとする。

(合意解約)

第10条 農用地等の貸付者又は借受者は、公社と利用権を設定した農用地等について解約の希望がある場合は、解約申出書(様式34)を公社に提出するものとする。

2 公社は、前項の解約申出書が、貸付者及び借受者の協議による合意に基づくものであり、内容が適当と認められる場合は、土地賃貸借合意解約契約書(様式36)(以下「合意解約書」という。)及び農地等賃貸借解約等通知書(様式37)(以下「解約通知書」という。)を作成し、貸付者及び借受者双方に署名又は記名押印を求めるものとする。

3 公社は、前項の合意解約書及び解約通知書を受領後、農用地利用集積計画又は農用地利用配分計画に定める農用地等について解約した場合は、次のとおり手続を行うものとする。

- (1) 県に対し、借受者ごとの解約した農用地等の筆数及び面積を報告する。
- (2) 市町に対し、解約通知書の写しを送付する。
- (3) 農業委員会に対し、解約通知書の原本1部を送付する。
- (4) 貸付者に対し、合意解約書の原本1部を送付する。
- (5) 借受者に対し、合意解約書の原本1部を送付する。

4 市町は、貸付者又は借受者から公社と利用権を設定した農用地等について解約する旨の連絡を受けた場合は、速やかにその旨を公社に連絡するものとする。

(貸付者・借受者の異動)

第11条 貸付者の死亡に伴い相続が発生した場合、相続人は、速やかに公社に連絡するものとし、次のとおり手続を行うものとする。

- (1) 相続登記が完了した場合は、相続人が変更申出書(様式34)を作成し、不動産登記簿謄本(登記事項証明書)の写しを添えて、公社に提出するものとする。また、公社は相続人に対し口座振込依頼書兼委任状(様式17)への署名又は記名押印を求めるものとする。
- (2) 相続登記が未了の場合は、相続人が変更申出書を作成し、印鑑証明書の原本又は遺産分割協議書の写し(原本還付)を添えて、公社に提出するものとする。また、公社は相続人に対し口座振込依頼書兼委任状への署名又は記名押印を求めるものとする。

2 借受者の死亡に伴い相続が発生した場合、相続人は、速やかに公社に連絡するものとし、次のとおり手続を行うものとする。

- (1) 利用権の種類が賃借権であり、相続者が継続して営農を行う意思がある場合は、相続人が変更申出書及び借受申込書(様式3)を作成し、公社に提出するものとする。また、公社は相続人に対し貯金口座振替依頼書(様式27)への署名又は記名押印を求めるものとする。
- (2) 利用権の種類が賃借権であり、相続者に営農を行う意思がない場合は、相続人が相続代表

者として解約申出書（様式 34）を作成し、公社に提出するものとする。また、公社は相続代表者との解約の手続きを行うものとする。なお、市町及び公社は県、関係機関と協力して新たな借受者を探さなければならない。

(3) 利用権の種類が使用貸借による権利の場合は、民法第 597 条第 3 項に基づきその使用貸借は借受者の死亡により終了する。なお、市町及び公社は県、関係機関と協力して新たな借受者を探さなければならない。

3 市町は、貸付者又は借受者の相続人から相続が発生した旨の連絡を受けた場合は、速やかにその旨を公社に連絡するものとする。

（貸借期間の満了）

第 12 条 公社は、農用地利用集積計画に定める貸借期間の満了の 6 ヶ月前までに市町及び貸付者に対し農地の貸借契約の終期について（様式 38-1）を通知するものとする。なお、農用地等を管轄する農業委員会が満了の通知を行う場合は、公社による通知を省略することができる。

2 公社は、農用地利用配分計画に定める貸借期間の満了の 6 ヶ月前までに、借受者に農地の貸借契約の終期について（様式 38-2）を通知するものとする。なお、農用地等を管轄する農業委員会が満了の通知を行う場合は、公社による通知を省略することができる。

（農用地等の利用状況の報告）

第 13 条 公社は、法第 21 条第 1 項の規定に基づき、農用地等の利用状況について確認を取る必要があると判断した場合は、借受者に対し、農用地等の利用状況報告書（様式 39）の提出を求めるものとする。また、提出を求められた借受者は、翌年の 6 月末までに公社に提出するものとする。

（農地に関する情報の提供等）

第 14 条 市町及び公社は、農地中間管理事業の実施に当たり、個人情報保護に関する法律及び関連法令等を遵守し、農地に関する情報を共有し、又は相互に提供するものとする。

2 公社は、農業委員会に対し農地台帳に記録された事項の提供を求める場合は、農地法施行規則第 103 条の規定に基づき、貴農業委員会が有する農地台帳の記録事項の提供について（様式 40）を作成の上、農業委員会へ依頼するものとする。

3 県及び農業委員会は、公社に対し農地中間管理事業による利用権を設定している農地に関する情報の提供を求める場合は、農地法第 51 条の 2 第 2 項の規定に基づき、農地中間管理機構が中間管理権を有する農地情報の提供について（様式 41）を作成の上、公社へ依頼するものとする。

（その他）

第 15 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(農地中間管理権の取得及び貸付に係る事務実施要領の廃止)

- 2 農地中間管理権の取得及び貸付に係る事務実施要領（平成26年3月27日制定）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この要綱の施行の日前に廃止前の農地中間管理権の取得及び貸付に係る事務実施要領に基づき借受希望者又は貸出希望者、貸付者、借受者との調整において依頼又は収集を行った書類については、廃止前の要綱は、なお効力を有する。

様式 1

番 号
年 月 日

市 町 長 様

公益財団法人やまぐち農林振興公社
理事長

借受希望者の募集区域について（照会）

農地中間管理事業に係る借受希望者の募集を行うため、貴市町における募集区域について、様式 2 により、 年 月 日までに回答して下さるようお願いいたします。

様式2

番 号
年 月 日

公益財団法人やまぐち農林振興公社理事長 様

市 町 長

借受希望者の募集区域について（回答）

年 月 日付け第 号で照会のあったこのことについて、別紙募集区域一覧のとおり報告
します。

様式2の別紙

募集区域一覧

市町名

募集区域名	農用地の状況			担い手の状況			
	ほ場整備の有・無	水田・畑の割合	その他特性	法人の数	法人化構想の有無	任意組織の数	個人経営体の数

農用地借受希望申込書

申込年月日 年 月 日

1 借受希望者の概要

(1) 氏名 (法人名・代表者名)	(フリガナ)			
(2) 住所 (法人所在地)	〒			
(3) 連絡先 (電話番号、FAX番号)	TEL :		携帯電話番号 :	
	FAX :			
(4) 現在の経営形態等 (該当するものに○をつけて下さい。)	1 認定農業者 (年度内認定見込み者含む) 2 認定新規就農者 (年度内認定見込み者含む)			
	3 基本構想水準到達者 4 人・農地プランの中心経営体 5 水田フル活用ビジョンの担い手 6 その他 ()			
(5) 人・農地プラン	人・農地プラン名 ()			
(6) 現在の経営状況、主な栽培品目	経営状況	所有地 (a)	借受地 (a)	農作業受託 (a)
	主な栽培品目	主な品目① 面積(a)	主な品目② 面積(a)	主な品目③ 面積(a)
(7) 農業従事年数 (法人にあつては設立年月を記載)	年 月			

2 借受希望農用地の内容

整理番号	市町	区域	希望地区	募集区域内外の別	種別	面積※1	ほ場条件	借受希望期間※2	作付け予定作物	借受理由		
			※「希望地区一覧」から選択してください。	該当する項目に○をつけてください。	該当する項目に○をつけてください。	(a)	該当する項目に○をつけてください。	(年)		該当する項目に○をつけてください。		
1				1 募集区域内の農業者	1 田		1 ほ場整備済み			1 規模拡大		
				2 募集区域外の農業者	2 畑					2 ほ場整備未整備	2 農地の集約	
					3 樹園地						3 どちらでも良い	3 新規就農
					4 農業用施設用地 (転用を伴わない)							4 その他(理由)
					5 その他							
2				1 募集区域内の農業者	1 田		1 ほ場整備済み		1 規模拡大			
				2 募集区域外の農業者	2 畑				2 ほ場整備未整備	2 農地の集約		
					3 樹園地					3 どちらでも良い	3 新規就農	
					4 農業用施設用地 (転用を伴わない)						4 その他(理由)	
					5 その他							
3				1 募集区域内の農業者	1 田		1 ほ場整備済み		1 規模拡大			
				2 募集区域外の農業者	2 畑				2 ほ場整備未整備	2 農地の集約		
					3 樹園地					3 どちらでも良い	3 新規就農	
					4 農業用施設用地 (転用を伴わない)						4 その他(理由)	
					5 その他							

3 補足事項

(1) 農地中間管理機構が貸付ける農用地の情報については、(公財)やまぐち農林振興公社のホームページで縦覧し、利害関係人(※3)に対し意見聴取します。

(2) 応募者に関する以下の情報については、農地中間管理事業の推進に関する法律第17条第2項に基づき(公財)やまぐち農林振興公社のホームページに公表します。
 ①氏名、名称 ②希望地域内の農業者、希望地域外の農業者の別
 ③借受希望農用地の種別、面積 ④借受けた農用地に作付けする予定作物

(3) 農用地の貸付先については、山口県農地中間管理事業規程第5に基づき、決定されます。

4 確認事項

下記項目について必ずチェック☑ください。

記載事項の公表について
 同意する

登録の自動更新について
 希望する 希望しない

※1 これから新たに増やしたい希望の面積を記載してください。

※2 農地中間管理機構からの農用地の貸付期間は原則10年以上となります。

※3 利害関係人とは、当該農用地と同様の募集区域内の農用地について28借受希望の申し出を行った者を指します。

公益財団法人やまぐち農林振興公社
農地中間管理事業部 行

市 町 名
担当者名

借受希望者の応募状況について（報告）

このことについて、下記のとおり報告します。

記

1 応募状況について

応募者有り ・ 応募者無し

2 新規参入者について

（注1） 応募状況について、応募者有り・無しの該当する項目に丸印を付けること。
また、応募者有りの場合は、農用地借受希望申込書（様式3）及び借受希望者の応募者一覧（様式4の別紙）を添付すること。

（注2） 新規参入者について、協議、調整が必要な場合は、該当する者の氏名又は名称を記入すること。

様式4の別紙

借受希望者の応募者一覧

借受けを希望する農用地の所在		募集区域 内外の別 (○印を記入)	氏名又は名称	借受けを希望する農用地の状況			農業経営の状況 (○印を記入)						公表前に 協議を 要する (○印を記入)		
市町	区域			希望地区	農用地の種類	面積(a)	作物の種類	①	②	③	④	⑤		⑥	

公募者の概要欄

①	認定農業者(年度内認定見込み者含む)	<p>留意点</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第17条及び山口県農地中間管理事業規程第3条の規定に基づき、借受希望者に関する以下の事項が公表されます。</p> <p>(1) 借受希望の農用地等の所在地域、種別、面積、農用地等の条件</p> <p>(2) 作付けしようとする作物の種類</p> <p>(3) 借受を希望する期間</p> <p>(4) 借受をしようとする理由(規模の拡大、経営農地の集約化、新規参入等)</p> <p>(5) 現在の農業経営状況(作物ごとの栽培面積等)</p>
②	認定新規就農者(年度内認定見込み者含む)	
③	基本構想水準到達者	
④	人・農地プランの中心経営体	
⑤	水田フル活用ビジョンの担い手	
⑥	その他	

様式5

借受希望者一覧

市町	募集区域	希望地区	氏名又は名称	募集区域内外の別		希望する農用地の状況		
				区域内	区域外	農用地の種類	面積(ha)	作物の種類別
〇〇市町 応募経営体数計				借受希望面積計				

公益財団法人やまぐち農林振興公社理事長 様
(市町経由)

住 所
氏名又は名称

公表除外申出書

年 月 日に、農地中間管理事業に係る農用地等の借受申込みをしましたが、今般、その借受希望を取り下げます。

つきましては、既登録中の「借受希望者としての公表」を除外としてください。

貸出希望農地登録申請書

申込日 年 月 日

市町農政担当課 御中

	農地の所有者	連絡のつくご家族等
フリガナ		
氏名		農地所有者 との続柄 ()
〒		
住所		
本人TEL		
携帯		

以下の事項を承諾の上、次の農地の貸付を希望したいので申し出ます。

- 1 貸付希望農地 裏面のとおりに記載
- 2 農地の貸し付けに際しての意向
 - (1) 農地の利用方法について
 - 条件をつけない
 - 条件をつける (具体的な条件)
 - (2) 貸出期間について
 - 貸出期間は10年以上を希望
 - 貸出期間に具体的な希望がある (具体的な年数 年)
 - (3) 賃料について
 - 無償 (使用貸借) でもよい
 - 有償を希望する (具体的金額等 10aあたり)
- 3 この申請書で登録できる農地は、市街化区域外の農地に限ります。
- 4 市町及び農業委員会において再生不能と判定された遊休農地等は申し込むことができません。
- 5 山口県農地中間管理機構(以下「機構」という。)が農地中間管理権を設定(借入契約を締結)するまでの間は、自ら農地を管理していただきます。
- 6 農地の借受者の選任は、機構及び市町に一任していただきます。また、借受希望者が見つからない農地は、原則として借入できません。
- 7 この申請書に記載された「個人情報」について、農地中間管理事業の実施を目的として関係機関及び団体等の範囲内で限定的に利用されます。
- 8 この申請書に記載された「農地情報」について、借受希望者への情報提供を目的として機構のホームページで公表されます。

**※ この申請は機構への貸出希望の登録であり、
機構が農地を借受けたことにはなりません。**

貸出希望農地

裏面

番号	登記名義人	市町名	大字	字	地番	登記簿 面積(m ²)	耕作可能 面積(m ²)	(現況) 地目	ほ場整備	進入路	境界	用排水	備考
1								・田 ・畑 ・その他	・実施済 ・未実施	・有り ・無し ・不明	・有り ・無し ・不明	・有り ・無し ・不明	
2								・田 ・畑 ・その他	・実施済 ・未実施	・有り ・無し ・不明	・有り ・無し ・不明	・有り ・無し ・不明	
3								・田 ・畑 ・その他	・実施済 ・未実施	・有り ・無し ・不明	・有り ・無し ・不明	・有り ・無し ・不明	
4								・田 ・畑 ・その他	・実施済 ・未実施	・有り ・無し ・不明	・有り ・無し ・不明	・有り ・無し ・不明	
5								・田 ・畑 ・その他	・実施済 ・未実施	・有り ・無し ・不明	・有り ・無し ・不明	・有り ・無し ・不明	
6								・田 ・畑 ・その他	・実施済 ・未実施	・有り ・無し ・不明	・有り ・無し ・不明	・有り ・無し ・不明	
7								・田 ・畑 ・その他	・実施済 ・未実施	・有り ・無し ・不明	・有り ・無し ・不明	・有り ・無し ・不明	
8								・田 ・畑 ・その他	・実施済 ・未実施	・有り ・無し ・不明	・有り ・無し ・不明	・有り ・無し ・不明	
9								・田 ・畑 ・その他	・実施済 ・未実施	・有り ・無し ・不明	・有り ・無し ・不明	・有り ・無し ・不明	
10								・田 ・畑 ・その他	・実施済 ・未実施	・有り ・無し ・不明	・有り ・無し ・不明	・有り ・無し ・不明	

※ご提出の際は、以下のいずれかの書類を添付してください。

- ・「固定資産税課税明細書」の写し
- ・「農地台帳」の写し

貸出希望農地一覧

No.	地図掲載	農用地等の内容					
		市町名	大字	小字	地番	面積	地目
						m ²	

様式10 貸出希望農用地等リスト

① 登録の種類	② 農地選出手続き番号	③ 申込日	④ 希望農地等			⑤ 共有者	⑥ 貸付希望者氏名 (個人代表)	フリガナ	平簿号	住所	電話番号	⑦ 農用地等の状況						⑧ 権利に関する事項				⑨ 貸付希望条件															
			市・町名	希望地区名	希望農地フランシス							農地種類	農地用途	農地面積	登記簿面積	小字地番	登記簿面積	耕作可能面積	現況地目	登記地目	保田整備の状況	進入路の有無	境界の有無	利用排水の有無	経営家賃の有無	生計簿号の有無	希望年数	希望賃料	希望年数	希望年数	水利権	相続未定					
							氏名							nt	nt	nt							年	円	年	円							有無	可否			

記載注意事項
 オレンジでマークしてある事項については必須項目です。必ず記載してください。
 1 登録の種類 市町界口の登録 1 不作付け地の登録 2 遊休農地の登録 (広域マッチング) 4
 2 農地選出手続き番号 連続した番号を記載
 3 出し手登録日は市町からの申し出日
 4 登記名義人
 5 共有者 共有者がある場合は共有者名を記載
 6 貸付希望者氏名 登記名義人が死亡の場合は契約者となる代表となる相続人名を記載
 7 項目 1 未 2
 8 ⑧⑨⑩⑪⑫⑬ 各項目共通 有 1 無 2 不明 3

番 号
年 月 日

借受希望者（受け手）様

〇〇市町農政担当課長

農地中間管理事業における貸付希望農用地等の借受意向確認について

貴殿が借受希望されておられる希望地域において、下記の農用地等の貸付希望の申出がありました。

つきましては、当該農地の借受意向確認を行いますので、**借受を希望される意向がある場合は、〇月〇日（〇）までに下記「連絡先」までご連絡ください。**

なお、借付にあたっては「山口県農地中間管理事業規程」に基づき処理を進めることとなりますので、当該農地の借受希望者が複数おられる場合は、優先順位を付した上で、当該順位にしたがって協議を行うこととなります。

この借受意向確認で農用地等の貸付を確約するものではありません。

記

1. 貸し出し希望農用地等

所在地	地目	登記面積（㎡）	耕作可能面積（㎡）	内容	整備状況

2. 所有者の利用方法等の意向

3. 連絡先

4. 備考

山口県農地中間管理事業規程抜粋

2 優先配慮の原則

(1) 機構は、担い手が利用する農地の集約化を促進し、又は当該区域内で既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている者の経営発展に資する観点から、次に掲げる場合は、貸付先の決定に当たり優先的に取り扱うものとする。

① 区域内の経営体相互間又は経営体とそれ以外の者との間で利用権の交換を行おうとする場合

② 集落営農の構成員が当該集落営農に利用させることを目的として機構に農用地等を貸し付ける場合

③ 貸付けを希望する農用地等に隣接して農業経営を行っている借受希望者がいる場合

(2) (1)の③に該当する借受希望者が複数いる場合は、各借受希望者の希望と当該農用地等の条件との適合状況、地域農業の発展への寄与度、人・農地プランの内容等に基づき優先順位を付した上で、当該順位に従って協議するものとする。

〇〇〇

様

〇〇市町農政担当課長

農地中間管理事業の実施について（通知）

貸付希望農用地等の登録をされた下記農用地等について、今般、農地中間管理機構への貸付けの準備が整いました。

おって、契約に向けた協議を実施したいので、農政担当課までご連絡ください。

記

土地の所在					
市町名	大字	字	地番	面積 (㎡)	貸付希望登録日

様式 13

番 号
年 月 日

公益財団法人やまぐち農林振興公社理事長 殿

市 町 長

農地中間管理事業の対象農用地等について（送付）

山口県農地中間管理事業事務実施要領第 6 条第 1 項の規定に基づき、農地中間管理事業の対象農用地等のリストを作成したので、関係書類を添えて提出します。

- 添付書類：(1) 利用権設定申出書兼農用地利用集積計画（様式 15）
(2) 共通事項（様式 16）
(3) 口座振込依頼書兼委任状（様式 17）
(4) 委任状（様式 18）
(5) 相続関係説明図（様式 19）又は遺産分割協議書の写し（原本還付）

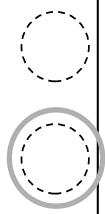
（注 1）農地中間管理事業の対象農用地等のリストは、電子データをメールに添付して公社へ送ってください。

（注 2）口座振込依頼書兼委任状は、利用権の種類が賃借権の場合のみ添付してください。

（注 3）委任状及び相続関係説明図は、所有権が数人の共有に係る土地の場合のみ添付してください。

（注 4）遺産分割協議書については、所有権が数人の共有に係る土地の場合であって、相続人が提出することに了承された場合のみ添付してください。

利用権設定申出書兼農用地利用集積計画



1 各筆明細

整理番号	利用権の設定を受ける者の 氏名及び住所(乙)	氏名又は名称	公益財団法人やまぐち農林振興公社 理事長	[同意印]	住所	山口県山口市葵二丁目5番69号									
	利用権を設定する者の 氏名及び住所(甲)	氏名又は名称		[同意印]	住所	電話番号 ()									
所在：市町	利用権を設定する土地		設定する利用権		利用権を設定する土地の (甲)以外の権原者等										
	現況 地目	登記面積 (㎡)	登記面積のうち 契約面積(㎡)	耕作面積 (㎡)	利用権 の種類	内容	始期	終期	借賃 年額(円) 物納(kg)	借賃の 支払方法	利用権の設定等 により成立する利 用権の設定等に 係る当事者間の 法律関係	住所	氏名 又は 名称	権原の 種類	同意印

様式16

- 2 共通事項 この農用地利用集積計画(以下「本計画」という。)に定めるところにより設定される利用権は、1の各条明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。
- (1) 利用権の設定
1の各条明細に記載された土地(以下「当該土地」という。)の利用権は、本計画の公告により設定される。
- (2) 借賃の変更
本計画に定められた後に、農業委員会の提供などの情報等に基づいて借賃の変更をする場合には、利用権を設定する者(以下「甲」という。)及び利用権の設定を受ける者(公益財団法人やまぐち農林振興公社。以下「乙」という。)が協議して定める額に変更することができる。
- (3) 借賃の支払満了
甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため支払期日までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払を猶予する。
- (4) 転賃
乙は、当該土地を甲の同意を得ず第三者に転賃して当該転賃人に使用及び収益させる。
- (5) 借賃の減額
災害その他の不可抗力により収益が減少し、1の各条明細に定められた借賃の額より少ない収益となり、当該土地の転賃人から乙に対しその収益の額に至るまでの減額請求があり、乙が当該借賃を減額する場合は、乙は甲に対して減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙並びに転賃人が協議して定めるものとする。
- (6) 障害の除去
甲は、地下埋蔵物、土壌汚染、軟弱地盤等、農地としての利用に支障をきたすものを除去したうえで乙に引き渡すとともに、利用権の存続期間中においては、利用権行使の妨げになる行為を行ってはならない。
- (7) 修繕及び改良
ア 当該土地の修繕及び改良が土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づいて行われる場合には、同法に定めるところによる。
イ 甲は、乙又は転賃人の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗については、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するとき、又は甲において修繕することができない場合で乙が甲の同意を得たときは、乙が修繕し、又は転賃人に修繕させることができる。
ウ 甲は、甲の同意を得て転賃人に当該土地の改良を行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には、甲の同意を要しない。
- (8) 修繕費又は改良費の負担及び償還並びに償還すべき有益費については、甲及び乙並びに転賃人が協議して定めるとする。
- (9) 附属物の設置等
ア 転賃人が、当該土地に果樹等の永年作物、ハウス等の農業用施設(以下「附属物」という。)の設置を行う場合には、市町及び農業委員会に事前に相談を行い、甲の同意を得るものとする。また、転賃人が附属物の設置をした場合において、利用権が終了したときは、転賃人は甲に対して直接附属物を収去する義務を負い、乙は甲に対して収去の義務を負わない。
イ アの規定にかかわらず、甲が附属物を収去しないことに同意している場合に限り、転賃人は収去の義務を負わない。この場合、転賃人が支出した費用については、甲が費用償還に同意している場合に限り、転賃人は甲に償還請求することができる。
- (10) 天災地変その他 甲及び乙並びに転賃人の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなつた場合には、本計画の定めるところにより設定された利用権は終了する。
ア 甲は、当該土地に対する固定資産税その他の租税を負担する。
ウ 甲は、当該土地に係る農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が転賃人に負担させる。
イ 当該土地の通常の利用により損失が生じた場合及び修繕又は改良行為により変更された場合は、この限りでない。
イ 乙は(7)のエによる場合その他法令その他の法令による権利の行使である場合を除き、当該土地の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求しない。
- (11) 利用権の終了
天災地変その他 甲及び乙並びに転賃人の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなつた場合には、本計画の定めるところにより設定された利用権は終了する。
ア 甲は、当該土地に対する固定資産税その他の租税を負担する。
ウ 甲は、当該土地に係る農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が転賃人に負担させる。
イ 当該土地の通常の利用により損失が生じた場合及び修繕又は改良行為により変更された場合は、この限りでない。
イ 乙は(7)のエによる場合その他法令その他の法令による権利の行使である場合を除き、当該土地の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求しない。
- (12) 利用権に関する事項の変更の禁止
甲及び乙は、本計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市町(農業委員会)が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。
- (13) 利用権取得者の責務
乙は、転賃人に対し、当該土地を効率的かつ適正に利用するよう指導するものとする。
- (14) 利用権の解除
乙は、「農地中間管理事業の推進に関する法律」(平成25年法律第101号)第20条第1項又は第2項に該当するときは、県知事の承認を受けて利用権に係る賃貸借又は使用貸借を解除することができる。
- (15) 個人情報の取扱について
本計画の記載内容について、県、市等関係機関に情報提供をする場合がある。
- (16) 借受期間
15年以上の借受期間を設定した農用地等については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。
- (17) その他
本計画に定めのない事項及び本計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙、及び市町が協議して定める。

管轄市町: _____

口座振込依頼書兼委任状



申出日 年 月 日

公益財団法人やまぐち農林振興公社理事長 様

契約者		(認印可)
住所		印
氏名		
電話番号		

私【契約者】は、公益財団法人やまぐち農林振興公社が支払う土地の賃借料を口座振込によって受領したいので、下記の口座への振込を依頼します。

振込口座

金融機関名		本・支店名			
農協 銀行 信用組合		本店・本所 支店・支所 出張所			
預金種目		口座番号(7ケタ右詰)			
1 普通(営農) ・ 2 当座 ・ 3 貯金					
口座名義(カタカナ)					
ゆうちょ銀行を振込先にご指定の場合 (ゆうちょ銀行の方のみ、ご記入してください)		記号		番号	
契約者及び口座名義人以外で 連絡のつくご家族の方 ご指定の振込口座へ振込ができなかった場合 (例:口座解約、口座閉鎖等)、公社から連絡 するために使用させていただきます		電話番号			契約者との 続柄
		氏名			
		住所			

..... 契約者以外の口座への振込による受領を希望される場合、下記へご記入ください。

私【契約者】は、下記の者を代理人と定め土地の賃借料の受領に関する一切の権限を委任します。

受任者

住所	郵便番号	-	電話番号	-	-
(フリガナ)					契約者との 続柄
氏名					



委 任 状

住 所

氏 名

私は、上記の者を代理人と定め、末尾記載の不動産についての契約、利用料の受領に関する一切の権限を委任する。

年 月 日

住 所

氏 名



記

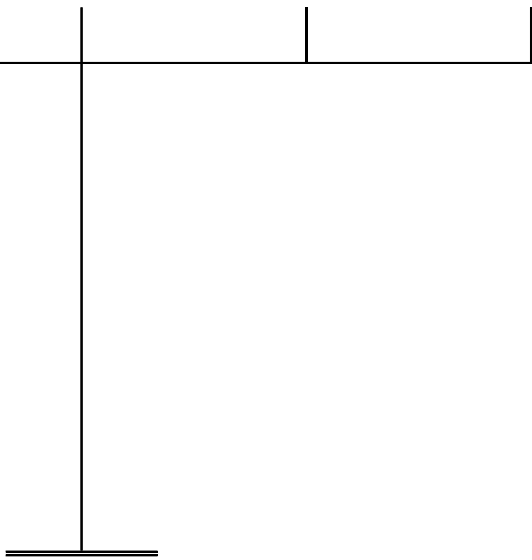
不動産の表示

所在・地番	地目	面積 (㎡)	備考

様式19

被相続人 ○○○○ 相続関係説明図

被相続人



市 町 長 様

公益財団法人やまぐち農林振興公社
理事長
(公 印 省 略)

農地中間管理権の取得に係る利用権設定の申出について（依頼）

山口県農地中間管理事業事務実施要領第6条第2項の規定に基づき、別添のとおり関係書類を送付するので、農業経営基盤強化促進事業による公告の手続きを進めていただきますようお願いいたします。

添付書類： 利用権設定申出書兼農用地利用集積計画（様式15）

補足事項： 原本1部は貴市町の保管用
写し1部は利用権を設定する者の保管用

公益財団法人やまぐち農林振興公社
農地中間管理事業部
〒753-0821 山口市葵二丁目5番69号
担当者： ○○
電 話： 083-924-0067

機構関連農地整備事業説明書

〇〇〇〇地区

年 月 日
〇〇市町〇〇〇〇課
公益財団法人やまぐち農林振興公社

1 機構関連農地整備事業について

山口県では、公益財団法人やまぐち農林振興公社が、県知事から農地中間管理機構（以下「機構」という。）の指定を受け、各市町の業務推進の協力を得て、農地の集積・集約化を進める農地中間管理事業に取り組んでいます。

機構関連農地整備事業は、この機構が借り受けている農用地等を対象に、農用地等の所有者や貸付けの相手方の申請によらず、山口県が農業者の費用負担を求めずに農地整備を行うことができる事業です。

機構に15年以上の借受期間を設定して貸し付けた農用地等については、機構関連農地整備事業が行われることがありますので、その内容について説明します。

2 機構関連農地整備事業の内容について

- ① 機構関連農地整備事業の対象となる農用地等は、機構の借受期間が機構関連農地整備事業の計画の決定（公告）時から15年以上あるものです。
- ② 機構関連農地整備事業は、山口県が事業実施主体となって、農用地等の所有者や貸付けの相手方の費用負担を求めずに農地区画整備とそれに付随する農道、農業用排水路、暗渠等の整備を一体的に行う事業です。
- ③ 事業実施地域については、山口県が各市町・地域の農地の状況や担い手への集積・集約化の計画、将来の営農計画等を考慮した上で決定されます。

3 留意事項について

- ① 機構関連農地整備事業が実施された農用地等に係る農用地区域からの除外（農地転用）については、機構の借受期間が満了し除外要件等を満たす場合に限り可能です。
- ② 機構関連農地整備事業が行われた農用地等の所有者が機構への貸付けを、自らの都合で一方向的に解除した場合は、特別徴収金（工事に要した経費の全部）が徴収されます。

上記について説明を受けました。

※ご署名をお願いいたします。

(所有者) 氏名	
-------------	--

様式 22

番 号
年 月 日

公益財団法人やまぐち農林振興公社理事長 殿

市 町 長

農用地利用配分計画案について

山口県農地中間管理事業事務実施要領第 7 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用配分計画案を作成したので、関係書類を添えて提出します。

- 添付書類：(1) 農地中間管理事業の対象農用地等のリスト（様式 14）
(2) 賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等（様式 23-1 又は 2、3）
(3) 貸付に係る確認書（様式 24）

賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等（個人）

整理番号	氏名又は名称	性別		年齢	歳	農作業従事日数		日		
		賃借権の設定等を受ける者の世帯員の状況 (D)	賃借権の設定等を受ける者の主な家畜の飼育状況 (E)			賃借権の設定等を受ける者の主な農業用具の所有の状況 (F)				
賃借権の設定等を受ける土地の面積 (A)	賃借権の設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積 (B)	賃借権の設定等を受ける者の主たる経営作目の状況 (C)		賃借権の設定等を受ける者の世帯員の農業従事者及び雇用労働力の状況 (D)		賃借権の設定等を受ける者の主な家畜の飼育状況 (E)		賃借権の設定等を受ける者の主な農業用具の所有の状況 (F)		
		面積 (m ²)	面積 (m ²)	世帯員	農業専従者 (うち15歳以上65歳未満の者)	種類	数量	種類	数量	
農地	農地	面積 (m ²)	面積 (m ²)	男	農業専従者 (うち15歳以上65歳未満の者)	雇用労働力 (年間延労働日数)	種類	数量	種類	数量
採放牧地	採放牧地	面積 (m ²)	面積 (m ²)	女	農業従事者	人	種類	数量	種類	数量
その他	その他	面積 (m ²)	面積 (m ²)		主として農業に従事する者	人	種類	数量	種類	数量
					従として農業に従事する者	人	種類	数量	種類	数量
<p>賃借権の設定等を受ける者の権利の取得後におけるその行う耕作又は用地の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農用地等の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響 (G)</p> <p>例：地区内の農地の集約化が図られ、効率的な農業経営を行うことができる。</p>										

(記載注意)

- (1) 賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等の記載は、同一公告に係る計画書中、いずれかにその記載があれば、他はその記載を要しない。
- (2) (A) 欄は、今回の公告に係る計画によって賃借権又は使用貸借権の設定を受ける面積を記載する。また、同一公告に係る計画によって、賃借権又は使用貸借権の設定、移転が3つ以上ある場合には、それぞれを合算して面積を記載する。なお、「その他」には、混牧林地、農業用施設用の用に供される土地の別にその面積を記載する。
- (3) (B) 欄は、賃借権の設定等を受ける者の既存の農業経営の面積を記載する。なお、今回の公告に係る計画によって賃借権又は使用貸借権の設定を受ける面積 (A) 欄の面積は除く。
- (4) (C) 欄は、主たる経営作目を「水稲」、「果樹」、「野菜」、「養豚」、「養鶏」、「酪農」、「肉用牛」、「施設園芸」等と記載する。
- (5) (D) 欄の「農業専従者」とは、自家農業労働日数が年間おおむね150日以上のある者を、「農業補助者」とは、自家農業労働日数が年間おおむね60～149日の者をいう。

賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等（農地所有適格法人）

整理番号		法人の名称		賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人の事業の状況 (C)		賃借権の設定等を受ける者の主な家畜の飼育状況 (F)		賃借権の設定等を受ける者の主な農具の所有の状況 (G)	
賃借権の設定等を受ける土地の面積 (A)		賃借権の設定等を受け る者が耕作又は養畜の 事業に供している農用 地の面積 (B)		<input checked="" type="checkbox"/> 当該法人に係る農用地利用配分計画を作成する際、市町が農業委員会の意見を聴いており、農業委員会が当該法人が農地所有適格法人であることを把握しているため、省略する。 <input type="checkbox"/>		種類		数量	
農地	m ²	農地		<input checked="" type="checkbox"/> 当該法人に係る農用地利用配分計画を作成する際、市町が農業委員会の意見を聴いており、農業委員会が当該法人が農地所有適格法人であることを把握しているため、省略する。 <input type="checkbox"/>		種類		数量	
採草放牧地	m ²	採草放牧地		賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人の業務執行役員の状況 (E)		種類		数量	
その他	m ²			<input checked="" type="checkbox"/> 当該法人に係る農用地利用配分計画を作成する際、市町が農業委員会の意見を聴いており、農業委員会が当該法人が農地所有適格法人であることを把握しているため、省略する。 <input type="checkbox"/>		種類		数量	
賃借権の設定等を受ける者の権利の取得後におけるその行う耕作又は用地の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農用地等の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響 (H)				例：地区内の農地の集約化が図られ、効率的な農業経営を行うことができる。					

(記載注意)

- (1) 賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等の記載は、同一公告に係る計画書中、いずれかにその記載があれば、他はその記載を要しない。
- (2) (A)欄は、今回の公告に係る計画によって賃借権又は使用賃借権の設定を受ける面積を記載する。また、同一公告に係る計画によって、賃借権又は使用賃借権の設定、移転が3つ以上ある場合には、それぞれを合算して面積を記載する。なお、「その他」には、混牧林地、農業用施設の用に供される土地の別にその面積を記載する。
- (3) (B)欄は、賃借権の設定等を受ける者の既存の農業経営の面積を記載する。なお、今回の公告に係る計画によって賃借権又は使用賃借権の設定を受ける面積（(A)欄の面積）は除く。
- (4) (C)、(D)、(E)欄は、賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人に係る農用地利用配分計画を作成する際、市町が農業委員会の意見を聴いており、農業委員会が当該法人が農地所有適格法人であることを把握している場合は、省略できる。
- (5) 農地所有適格法人が初めて農地中間管理機構から賃借権の設定等を受ける場合、定款の写しを添付すること。ただし再度賃借権の設定を受ける際、当該法人の定款に変更がない場合は、定款の写しの添付は省略できる。

賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等（農地所有適格法人以外の法人）

整理番号	法人の名称	賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等		賃借権の設定等を受ける法人の主な畜産の飼育状況 (F)		賃借権の設定等を受ける者の主な農具の所有の状況 (G)	
		賃借権の設定等を受ける者が耕作又は兼営の事業に供している農用地の面積 (A)	賃借権の設定等を受ける者が耕作又は兼営の事業に供している農用地の面積 (B)	種類	数量	種類	数量
		農地	農地	賃借権の設定等を受ける法人の業務執行役員等の状況 (D)	年間農業従事日数	種類	数量
		採草放牧地	採草放牧地				
		その他		氏名	役職名	住所	雇用労働力（年間延日数）(E)
							人日

賃借権の設定等を受ける者の権利の取得後におけるその行う耕作又は用地の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農用地等の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響 (H)

例：地区内の農地の集約化が図られ、効率的な農業経営を行うことができる。

(記載注意)

- (1) 賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等の記載は、同一公告に係る計画書中、いずれかにその記載があれば、他はその記載を要しない。
- (2) (A) 欄は、今回の公告に係る計画によって賃借権又は使用貸借権の設定を受ける面積を記載する。また、同一公告に係る計画によって、賃借権又は使用貸借権の設定、移転が3つ以上ある場合には、それぞれを合算して面積を記載する。なお、「その他」には、混牧林地、農業用施設の使用に供される土地の別にその面積を記載する。
- (3) (B) 欄は、賃借権の設定等を受ける者の既存の農業経営の面積を記載する。なお、今回の公告に係る計画によって賃借権又は使用貸借権の設定を受ける面積 (A) 欄の面積) は除く。
- (4) (C) 欄の「賃借権等の設定を受ける法人の主たる生産作物名」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えるものと認められるものの名称を記載する。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載する。
- (5) (D) 欄の「住所」欄には、取締役、理事、執行役、支店長等の役職に就いている者で、実質的に業務執行の権限を有し、地域との調整役として対応できる者が生活の本拠としている場所を記載する。
- (6) 農地所有適格法人が初めて農地中間管理機構から賃借権の設定等を受ける場合、定款の写しを添付すること。ただし再度賃借権の設定を受ける際、当該法人の定款に変更がない場合は、定款の写しの添付は省略できる。

貸付に係る確認書

貸付候補対象農用地等について 貸出希望リスト NO	公募者の決定基準の確認…基本事項の「該当事項」に○を記入 優先順位の確認…基本事項及び優先事項の「該当事項」に○を記入 に係る農用地等
----------------------------------	---

貸付先決定ルールにおける 確認事項		借受希望者			
		氏名		氏名	
		募集区域内外の別	区域内・区域外	募集区域内外の別	区域内・区域外
		農業者種別		農業者種別	
基本事項	当該農用地等の貸付けが借受希望者の経営規模の拡大又は分散錯圖の解消に資するものである。				
	当該農用地等の貸付けは、既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている他の農業者の経営に支障を及ぼすものでない。				
	貸付後も全農地を効率的に利用すると認められる。				
	効率的かつ安定的な農業経営を目指す新規参加者である。				
	「人・農地プラン」の内容が十分考慮されている。				
優先事項	貸し付ける農用地等が既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている農業者が利用していた農用地等であり、今後も引き続き当該農業者が借り受ける農用地等である。				
	貸し付ける農用地等が地域内での利用権の交換等により面的集積の対象となる農用地等である。				
	集落営農に利用させることを目的として機構に農地を貸し付ける				
	貸付を希望する農用地等に隣接して農業経営を行っている者である場合の優先度				
	1 経営農地との位置関係、水利関係等				
	2 当該農用地の利用条件の適合状況				
	3 地域農業の発展への寄与度				
	4 「人・農地プラン」の掲載内容の優先順位				
土地基盤整備事業その他農地の条件整備に係る事業が、事業計画を策定する段階から農地の経営体を定めて実施されている					
出し手と受け手の間で貸し借りの協議が計画されている場合。					
順位					

貸付決定又は優先順位に係る特記事項

※ 「農業者種別」は、借受希望者欄に、次の該当分を記入（複数記入有り）

1 認定農業者（年度内認定見込み者含む） 2 認定新規就農者（年度内認定見込み者含む） 3 基本構想水準到達者
 4 人・農地プランの中心経営体 5 水田フル活用ビジョンの担い手 6 その他

農用地利用配分計画



1. 各筆明細

整理番号	権利の設定を受ける者の氏名及び住所 (乙)		氏名又は名称	住所							
	権利の設定する者の氏名及び住所 (甲)	氏名又は名称			住所						
			公益財団法人やまぐち農林振興公社 理事長	山口県山口市葵二丁目5番69号							
設定する権利											
所 在 : 市町	権利を設定する土地										
	現況地目	登記面積 (㎡)	登記面積のうち 契約面積 (㎡)	耕作面積 (㎡)	権利の種類	内 容	始 期	終 期	借 賃 年額(円) 物納(kg)	借 賃 の 支払方法	備 考

様式26

2 共通事項

この農用地利用計画の定めるところにより設定又は移転を受ける権利は、1 の各筆明細に定めるものほか、次の定めるところによる。

- (1) 転貸又は譲渡
1 の各筆明細に定める農地中間管理機構（以下「甲」という。）より賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転（以下「賃借権の設定等」という。）を受ける者（以下「乙」という。）は、賃借権の設定等を受けた土地について転貸し、又は設定若しくは移転を受けた権利を譲渡してはならない。

- (2) 借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払を猶予する。

- (3) 修繕及び改良

ア 当該土地の修繕及び改良が土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づいて行われる場合には、同法に定めるところによる。

イ 甲は、乙の責めに帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗については、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができるときは、乙が修繕することができる。この場合において、乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

ウ 乙は、甲の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

- (4) 附属物の設置等

ア 乙が、当該土地に果樹等の永年作物、ハウス等の農業用施設（以下「附属物」という。）を設置を行う場合には、市町及び農業委員会に事前に相談を行い、土地所有者の同意を得るものとする。

また、乙が附属物の設置をした場合において、賃借権又は使用貸借が終了したときは、乙は土地所有者に対して直接附属物を取去する義務を負い、甲は土地所有者に対して取去の義務を負わない。

イ アの規定にかかわらず、土地所有者が附属物を取去しないことに同意している場合に限り、乙は取去の義務を負わない。この場合、乙が支出した費用については、土地所有者が費用償還に同意している場合に限り、乙は土地所有者に償還請求することができる。

- (5) 租税公課等の負担

ア 当該土地に対する固定資産税その他の租税は、土地所有者が負担する。

イ 乙は、当該土地に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ かんがい排水及び土地改良等に必要経常費は、原則当該土地改良区の決定による。

- (6) 賃借権又は使用貸借の終了

天災地変その他甲及び乙並びに土地所有者の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合には、当該土地に係る賃借権又は使用貸借は終了する。

- (7) 当該土地の返還

ア 賃借権又は使用貸借による権利が終了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して当該土地を原状に回復して返還する。（附属物の取扱いについては(4)による。）ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によつて生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、法令による権利の行使である場合を除き、当該土地の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

- (8) 賃借権又は使用貸借による権利に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、本計画に定めるところにより設定又は移転された権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び県が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

- (9) 権利取得者の責務

ア 乙は、本計画の定めるところに従い、当該土地を効率的適正に利用しなければならない。

イ 乙は、甲から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第21条第1項の規定により、賃借権の設定等を受けた農用地等の利用の状況の報告を求められた場合には、甲に報告しなければならない。

- (10) 賃借権又は使用貸借の解除

1 の各筆明細に定める甲による賃借権の設定等を受けた土地については次のいずれか該当するときは、甲は当該土地に係る賃借権又は使用貸借を解除することができる。

ア 当該農用地等を適正に利用していないとき。

イ 正当な理由がなく農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第21条第1項の規定による報告をしないとき。

ウ 正当な理由なく賃料を支払わないときその他信義に反した行為をしたとき。

- (11) 個人情報取扱について

本計画の記載内容について、県、市等関係機関に情報提供をする場合がある。

- (12) 機構関連事業について

甲が農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。

- (13) その他

本計画に定めのない事項及び本計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び県が協議して定める。

貯金口座振替依頼書

農協 **支所 御中**

(やまぐち農林振興公社経由)

年 月 日

支 払 先	やまぐち農林振興公社	支払金の 種 類	利 用 料
預 金 者	住 所	〒 -) (電話 -)	
	フリガナ		※
	氏 名		印
	契約者との続柄	本人 ・ その他 ()	
契 約 者 氏 名			

※ 農協への届出印をお願いします。

私は、上記の利用料をつぎにより口座振替によって支払うこととしたいので、下記の事項を確約のうえ依頼します。

指 定 口 座	農協 支所	種 目		口 座 番 号						振 替 日
		普通	1							
		当座	2							
		その他	3							

記

1. 私が支払うべき利用料について貴組合に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書に記載された金額を貯金口座から引落しのうえ、お支払いください。なお、振替日に変更された場合には、請求書に記載された日をもって処理されても異議ありません。
2. 貯金の引落としにあたっては、当座勘定約定書または貯金規定にかかわらず小切手の振出または、貯金通帳及び貯金払戻請求書の提出はいたしません。
3. 貯金口座の残高が振替日において請求書の金額に満たないときは、私に通知することなく請求書を返却されてもさしつかえありません。
4. 貴組合の都合により、振替日の前営業日又は前々営業日に貯金口座から引落されてもさしつかえありません。
5. この契約は、貴組合が必要と認めた場合には、私に通知することなく、解除されても異議ありません。
6. この貯金口座振替について、かりに紛議が生じても貴組合の責によるものを除き、貴組合にはご迷惑をかけません。

農地中間管理事業をご活用される担い手の皆様へ

公益財団法人やまぐち農林振興公社

この度、農地中間管理事業を活用され、公益財団法人やまぐち農林振興公社（以下「公社」という。）との農地貸借契約を開始されますので、下記の事項について、ご承知おきください。

記

1 機構への毎年の借賃の支払について

(1) 金納の場合

毎年11月10日（金融機関が休日の場合は翌営業日）に、ご指定の農協口座から口座振替の引き落としを行いますので、口座振替の前日までの入金をお願いいたします。

(2) 物納の場合

毎年12月末日までに、直接、土地所有者に対し物品納入くださいますようお願いいたします。また、納入後は「利用料（物納）納入確認書」を公社に対しご報告ください。

2 利用状況報告について

公社から「利用状況報告」の提出を求められた場合、速やかにご提供くださいますようご協力のほどよろしくお願いいたします。

3 契約内容の変更について

契約者、農地の面積、利用料等に伴う変更がある場合、公社までご連絡ください。

連絡先
公益財団法人やまぐち農林振興公社
農地中間管理事業部
TEL:083-924-0067 FAX:083-924-5719

農作業・農産物販売受委託契約書

委託者 公益財団法人やまぐち農林振興公社（以下「甲」という。）及び受託者（以下「乙」という。）とは、この契約書の定めるところにより、農作業及び農産物販売の受委託契約を1通作成し、甲がこれを保有し、乙にその写しを交付する。

年 月 日

委託者 住所 山口県山口市葵二丁目5番69号

氏名 公益財団法人やまぐち農林振興公社
理事長 印

受託者 住所

氏名 印

（農作業委託）

第1条 甲は、乙に対して、別表に記載する農用地等について、作目ごとに次の農作業を委託し、乙はこれを受託する。

- 一 水稻 耕起・代掻き、田植、稲刈・脱穀、乾燥調製
- 二 麦 耕起・整地、播種、収穫
- 三 大豆 耕起・整地、播種、収穫
- 四 野菜 耕起・整地、播種、防除、除草、収穫
- 五 果樹 せん定・整枝、施肥、摘花(果)、防除、除草、収穫

（販売委託）

第2条 甲は、乙に対し、前条に定める農用地等において生産・収穫された農産物の販売を委託し、乙はこれを受託する。

（精算額の支払）

第3条 乙は、前条により甲が乙に販売を委託した農産物の販売収入（以下「販売収入」という。）のうち、甲に金 円を清算金として 月 日までに支払うものとする。

（農業共済）

第4条 乙は、本契約による水稻及び麦、大豆の作付地を対象として、農業共済に加入するものとする。農業共済の掛金は、乙の負担とする。

（経営所得安定対策）

第5条 乙は、本契約に係る農用地等を対象として、経営所得安定対策に基づく各種交付金交付手続きを行い、交付金は乙が受領するものとする。

(契約期間)

第6条 本契約の有効期間は、 年 月 日 から 年 月 日 までとする。

(賃貸借契約への移行)

第7条 甲は、本契約締結と同時に、乙に対する賃借権設定のための事務手続きを行うこととし、乙もそれに同意する。

2 前項による賃借権設定の事務が終了し、賃貸借契約が成立したときは、本契約による権利義務は消滅するものとする。

(損害賠償)

第8条 前条の甲の乙に対する賃借権設定事務が、甲の責めによらない理由により実現できないときは、乙は本契約に定める義務を誠実に履行するとともに、甲に対し、何らの損害賠償も請求しないものとする。

別紙

土地の表示			登記簿地目	登記簿面積
大字	字	地番		

農用地利用配分計画案の概要について

令和 年（ 年） 月 日
 公益財団法人やまぐち農林振興公社
 理 事 長

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第3項の規定により農用地利用配分計画を定めるにあたり、下記のとおり農用地利用配分計画の案について、意見を求めます。

記

1 農用地利用配分計画の案の縦覧期間及び縦覧場所

- (1) 縦覧期間 令和 年 月 日（ ）から令和 年 月 日（ ）まで
- (2) 縦覧場所 公益財団法人やまぐち農林振興公社 ホームページ
 (http://www.y-agreen.or.jp/html/18_nouchi.htm)

2 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限 令和 年 月 日（ ）まで（郵送の場合必着）
- (2) 提出先 公益財団法人やまぐち農林振興公社 農地中間管理事業部
 〒753-0821 山口県山口市葵二丁目5番69号 FAX:083-924-5719

3 意見聴取の対象者

農用地利用配分計画の案に定める農用地と同様の募集区域内の農用地について借受希望の申し出を行った者

4 農用地利用配分計画の案（概要）

整理 番号	市町	所在 大字	字	地番	貸借期間

農用地利用配分計画案に対する意見書

(提出先)

宛 先：公益財団法人やまぐち農林振興公社 農地中間管理事業部 行
 住 所：〒753-0821 山口県山口市葵二丁目5番69号
 F A X：083-924-5719

※太線枠内へのご記入をお願いいたします。

公益財団法人やまぐち農林振興公社 理事長 殿

年 月 日

氏名 (法人名・代表者名)				
住所 (法人所在地)				
電話番号	()			
確認欄	<small>該当する場合、□に✓印を付けてください。</small>			
ご意見のある 農用地利用配分計画案	農用地利用配分計画案 (年 月 日付け縦覧開始)			
ご意見のある 農地の所在	市・町	大字	小字	地番
ご意見 (※注2)				

※注1：利害関係人とは、農用地利用配分計画に定める農用地と同様の募集区域内の農用地について借受希望の申し出を行った者を指す。

※注2：ご提出いただいたご意見については、個別回答はしておりませ⁶³るので、ご了承ください。

農用地利用配分計画案に対する意見聴取の結果について

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条3項に基づき、農用地利用配分計画を定めるにあたり、以下のとおり、利害関係人の意見聴取を実施しました。

1 定める農用地利用配分計画の方式

農用地利用配分計画 ・ 農用地利用集積計画一括方式

2 意見聴取の期間及び方法

(1) 期間

年 月 日（曜日）から 年 月 日（曜日）までの計 日間

(2) 方法

公益財団法人やまぐち農林振興公社農地中間管理事業部のホームページに農地利用配分計画の案を縦覧した。

3 提出された意見

(1) 意見の有無

意見あり ・ 意見なし

- - - 以下、意見がある場合に記載すること。 - - -

(2) 意見の概要

- ・ 提出者 _____
- ・ 提出年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
- ・ 対象の農用地等 _____
- ・ 意見の内容

注：提出された意見に対して農用地利用配分計画の修正の有無並びに、その理由を記載すること

様式 31

番 号
年 月 日

山口県知事 様

公益財団法人やまぐち農林振興公社
理事長

農用地利用配分計画の認可について（申請）

農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定に基づき、下記の者との農用地利用配分計画を認可されるよう関係書類を添えて申請します。

記

整理番号	利用権設定を受ける者の氏名又は名称

土地改良事業の実施に伴う農用地利用集積計画の特約事項

農用地利用集積計画に付する特約について、次に定めるところによるものとする。

- 1 権利の種類
利用権を設定する土地の権利の種類は、賃貸借とする。
- 2 借賃の単価
 - (1) 従前の土地に係る10a当たり単価は、○円とする。
 - (2) 一時利用地の使用開始（従前の土地の使用及び収益の停止）の日の後、一時利用地に係る10a当たり単価は、○円とする。
 - (3) 換地処分の後、換地に係る10a当たりの単価は、○円とする。
- 3 借賃の決定に係る通知
利用権の設定を受ける者（公益財団法人やまぐち農林振興公社）は、土地改良事業の実施に伴う一時利用地の指定又は換地処分が行われた場合、利用権を設定する者（土地所有者）に対し、その土地の耕作面積に対する借賃を速やかに通知するものとする。
- 4 借賃の支払開始の年
一時利用地の使用開始の日又は換地処分の後、民法第614条の規定に基づき耕作者がその土地で収穫を行った年から開始する。

以上の事項を付したことの証として、本事項を2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

年 月 日

利用権の設定を受ける者)

利用権を設定する者)

印

土地改良事業の実施に伴う農用地利用配分計画の特約事項

農用地利用配分計画に付する特約について、次に定めるところによるものとする。

- 1 権利の種類
利用権を設定する土地の権利の種類は、賃貸借とする。
- 2 借賃の単価
 - (1) 従前の土地に係る10a当たり単価は、〇円とする。
 - (2) 一時利用地の使用開始（従前の土地の使用及び収益の停止）の日の後、一時利用地に係る10a当たり単価は、〇円とする。
 - (3) 換地処分の後、換地に係る10a当たりの単価は、〇円とする。
- 3 一時利用地の指定又は換地処分の報告
利用権の設定を受ける者（転借人）は、土地改良事業の実施に伴う一時利用地の指定又は換地処分が行われた場合、利用権を設定する者（公益財団法人やまぐち農林振興公社）に対し、その旨を速やかに報告するものとする。
- 4 借賃の支払開始の年
一時利用地の使用開始の日又は換地処分の後、民法第614条の規定に基づき耕作者がその土地で収穫を行った年から開始する。

以上の事項を付したことの証として、本事項を2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

年 月 日

利用権の設定を受ける者)



利用権を設定する者)

〒 郵便番号
住所

番 号
年 月 日

氏名 様

公益財団法人やまぐち農林振興公社
理事長

(又は換地)
一時利用地 の借賃の決定について (通知)

(又は換地処分)

一時利用地の指定 があったことに伴い、利用権の設定を行われた土地について、下記のとおり土地の借賃を決定しました。

また、土地の借賃は、耕作者 (転借人) がその土地で収穫を行った年から開始し、毎年12月末日までにご指定の金融機関の預貯金口座に振り込まれますので、お知らせします。

記

1 借賃の総額

金 円/年 (和暦 年度分以降)

2 対象の土地

一時利用地 (又は換地)				
所在	地目	面積(m ²)	借賃(円/年)	耕作者

- お問合せ先 -
公益財団法人やまぐち農林振興公社
農地中間管理事業部
電話 083-924-0067
FAX 083-924-5719



利用権設定内容変更兼解約申出書

年 月 日

公益財団法人やまぐち農林振興公社 様

土地所有者（又は耕作者）

住 所

氏 名



下記のとおり変更・解約したいので申し出ます。

記

変更対象土地

契約番号	土地の所在（地番）	面積（㎡）	公告年月日
			年 月 日
			年 月 日

変更内容

内容	変更前	変更後

変更理由・解約理由



農用地利用集積計画書の一部変更契約書
(又は農用地利用配分計画書の一部変更契約書)

賃貸人 ○○ ○○ と賃借人 △△ △△ とは、 年 月 日付けで公告された農用地利用集積計画（又は農用地利用配分計画）（以下「計画」という。）の一部を変更する契約を次のとおり締結した。

計画の一部を次のとおり変更する。

第1条

第2条

上記契約の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ、計画とともに各自1通を保有する。

年 月 日

賃貸人 住所

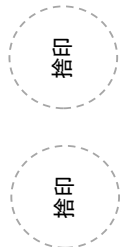
氏名



賃借人 住所

氏名





土地賃貸借合意解約契約書

土地の表示及び利用料

土地の所在		面積(m ²)	年利用料 (円)	物納重量 (kg)
所在	地番 地目			
計	筆	0.00	0	0

賃貸人 ○○ ○○ (以下「甲」という。)と賃借人 △△ △△ (以下「乙」という。)とは、
 年 月 日付け公告の農用地利用集積計画（又は農用地利用配分計画）（以下
 「計画」という。）による土地賃貸借について、次のとおり合意解約契約を締結した。

第1条 後記土地（以下「土地」という。）について、合意解約する。

第2条 乙は甲に第1条に係る土地を 年 月 日付けをもって引き渡す
 るものとする。

以上の契約の証として、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、甲乙各1通を保有する。

年 月 日

(甲) 賃貸人 住 所
 氏 名



(乙) 賃借人 住 所
 氏 名





農地等賃貸借解約等通知書

年 月 日

〇〇市町農業委員会長 様

賃貸人 住 所
氏 名
(電話 ())



通知者

賃借人 住 所
氏 名
(電話 ())



解 約 の 申 入 れ

下記のとおり農地等の賃貸借の **合意による解約** をしたので、農地法第18条第6項の更新をしない旨の通知

規定により通知します。

記

土地の表示等	市町	大字	字	地番	地 目		面 積 m ²
					登記簿	現況	
賃貸借契約の内 容	契約の時期	年 月 日					
	契約の期間	年 月 日から 年 月 日					
	年間賃借料	円					
農地法第18条第1項ただし書に該当する事由の詳細							
賃貸借の解約等の日	賃貸借の解約の申入れをした日	年 月 日					
	賃貸借の更新拒絶の通知をした日	年 月 日					
	賃貸借の解約の合意が成立した日	年 月 日					
	賃貸借の合意による解約をした日	年 月 日					
土地の引渡しの日	年 月 日						
今後の土地利用計画	1. 自己管理 2. 他の方へ貸借予定 3. 転用予定 4. その他 ()						
その他参考となるべき事項							

注 1 通知者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。
 2 通知者の氏名を自署したときは、押印することを要しないこと。
 3 「解約等の区分」が「合意による解約」である場合は、賃貸人及び賃借人の連署による通知とし、その他の場合は、賃貸人又は賃借人のいずれか一方の単独による通知とすること。
 4 賃貸借契約書の写しを添付すること。
 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

〒 郵便番号
住所

氏名

年 月 日 発行

山口県山口市葵二丁目5番69号

公益財団法人やまぐち農林振興公社
理事長

農地の貸借契約の終期の通知について

公社事業につきましては、日頃格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、 年 月 日 付け公告の農用地利用集積計画によって利用権の設定をした下記の農地は
来る 年 月 日 をもって賃貸借契約の期間が満了しますのでご連絡いたします。

なお、耕作者にも契約が終了する旨を連絡していますので、耕作者と協議され契約更新でまともれば、
年 月 日までに、〇〇市町農政担当課（TEL:〇〇〇）に協議結果をご連絡ください。

※ 協議結果とは、契約農地所在地番、利用目的、契約期間及び年間利用料を言います。

記

利用権を設定した土地				耕作者名
所在市町村:		地目	面積 (㎡)	
所在	地番			

〒 郵便番号
住所

氏名

年 月 日 発行

山口県山口市葵二丁目5番69号

公益財団法人やまぐち農林振興公社
理事長

農地の貸借契約の終期の通知について

公社事業につきましては、日頃格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、 年 月 日 付け公告の農用地利用配分計画によって利用権の設定をした下記の農地は
来る 年 月 日 をもって賃貸借契約の期間が満了しますのでご連絡いたします。

なお、所有者にも契約が終了する旨を連絡していますので、所有者と協議され契約更新でまともれば、
年 月 日までに、〇〇市町農政担当課（TEL:〇〇〇）に協議結果をご連絡ください。

※ 協議結果とは、契約農地所在地番、利用目的、契約期間及び年間利用料を言います。

記

利用権を設定した土地				所有者名
所在市町村:		地目	面積 (㎡)	
所在	地番			

農用地等の利用状況報告書

年 月 日

公益財団法人やまぐち農林振興公社 理事長 殿

住所
氏名

㊞

年 月 日付けで、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定に基づく農用地利用配分計画による賃借権の設定等を受けた農用地等について、下記の通り報告します。

記

1. 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定に基づき賃借権の設定等を受けた者の氏名等

氏 名	住 所

2. 利用権の設定等を受けた農用地等（別紙）及び面積（3月末時点）

農地面積 m² （耕作可能面積 m²）

3. 上記農用地等の利用状況

作物の種類	栽培面積 (耕作可能面積)	生産量	反収

※当年度の作物について記載(機構から農地を借受後に作付けしたもの)
 ※前年度については()書きとする。

4. 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定に基づき賃借権の設定等を受けた農用地等の周辺の農用地等の農業上の利用に及ぼしている影響

[]

5. 地域における他の農業者との役割分担の状況

[]

6. 業務執行役員の状況

氏名	常時従事者の役職名	耕作又は養畜の事業の年間従事日数

7. その他参考となるべき事項

「農用地等の利用状況報告書」の記載要領

- 1 住所・氏名については、機構で記入しております。確認のうえ押印をお願いします。
- 2 法人である場合は、定款の写しを添付してください。前年度までに既に提出された法人は除きます。
- 3 記3の「上記農用地等の利用状況」の欄は、機構から借り受けた農地に作付けされた、作物の種類、栽培面積、生産量、反収を記入してください。
なお、何らかの理由で作付けが出来なかった場合は、その理由を記入してください。
- 4 記4の「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定に基づき賃借権の設定を受けた農用地等の周辺の農用地等の農業上の利用に及ぼしている影響」の欄は、例えば、①病虫害の温床になっている、②雑草の草刈りをしていない等、周辺の作物に著しい被害を与えていないか等を記入してください。
- 5 記5の「地域における他の農業者との役割分担の状況」の欄は、例えば、①農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、②農道・水路・ため池等の共同利用施設の取り決めの遵守、③有害鳥獣被害対策への協力等の取り組み状況（今後取り組む場合はその見込み）について記入してください。
- 6 記6の「業務執行役員の状況」については、個人の場合は記入不要です。
「耕作又は養畜の事業の年間従事日数」欄には、当該事業年度において法人の行う農業に常時従事した業務執行役員の耕作又は養畜の事業への年間従事日数を記入してください。

(別紙)

所在・地番	地目		面積 (㎡)	耕作可能面積
	登記簿	現状		

〇〇農業委員会会長 様

公益財団法人やまぐち農林振興公社
理事長

貴農業委員会が有する農地台帳記録事項の提供について

標記の件について、農地法施行規則第 103 条に基づき、下記 1 のとおり提供くださるようお願いいたします。

なお、提供いただく情報については下記 2 のとおり情報管理責任者を定め、当社のみならず当公社と委託契約を締結した業務受託機関での利用にあっても適正かつ安全な管理対策を講じますことを申し添えます。

記

1 提供を求める農地とその情報

(1) 提供を求める農地

〇〇市〇〇地区の農業法人及び大規模経営農家の経営農地
(「別添名簿のとおり」と表記も可とする。)

(2) 提供を求める情報 (項目右端に✓を)

農地台帳項目	
所在	<input type="checkbox"/>
地目	<input type="checkbox"/>
登記面積	<input type="checkbox"/>
所有状況 (所有者と借受者)	<input type="checkbox"/>
貸借状況 (適用法・始期・終期・使用貸借 or 賃貸借(金納・物納))	<input type="checkbox"/>

2 本件に関する情報管理責任者及び担当者

(責任者) 部署名 職名 責任者名

(担当者) 部署名 職名 担当者名

e-mail : 〇〇〇〇@〇〇.jp

電 話 : 0000-00-0000

公益財団法人やまぐち農林振興公社理事長 様
(山口県農地中間管理機構長)

依頼者 (名 称)
(代表者)

農地中間管理機構が中間管理権を有する農地情報の提供について (依頼)

農地法第 51 条 2 の第 2 項の規定に基づき、下記のとおり貴農地中間管理機構が中間管理権を有する農地に係る情報をご提供いただきますようお願いいたします。

記

- 1 対象地区
 - ・〇〇市町〇〇地区 (大字〇〇)
 - ・経営体に転貸された農地 (経営体名)

- 2 対象農地に係る情報
 - ・所在及び地番、面積
 - ・登記名義人及び契約者名
 - ・借入期間及び貸付期間

- 3 提供方法
 - 下記アドレスに電子メールにて送付
 - e-mail : 〇〇〇〇@〇〇.jp
 - 担当者 : 〇〇
 - 電 話 : 0000-00-0000

原状回復に関する確認書

賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける土地に係る附属物（土地を付合した物を含む。以下同じ）について、農地所有者と農地借受者は協議の上、下記のとおり原状回復の範囲及びその内容を確認した。

記

1 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける土地

所在	面積 (㎡)	借受時						返還時							
		ほ場 除草		ほ場 耕耘		畦畔 除草		写真	ほ場 除草		ほ場 耕耘		畦畔 除草		
		済	未	済	未	済	未		要	不	要	不	要	不	
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

2 土地に係る附属物

既存の附属物 (台数、規模等)	設置時期	借受時			返還時					
		破損等の有無		具体的な状況	写真	修繕		交換 改植		具体的な状況
		有	無			要	不	要	不	
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

新設する附属物 (台数、規模等)	設置者	設置者の 取去義務		具体的な取去方法 (設置者の具体的な対応)
		要	不	
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

3 その他の取り決め

分類	質問者	内容	回答・結果	備考

本確認書のとおり、土地に係る附属物の状況並びに原状回復の範囲及びその内容（公益財団法人やまぐち農林振興公社（以下、「公社」という。）は賃借人の履行補助者に該当しないことを含む。）を確認しました。

年 月 日

農地所有者（自署） 住 所
 氏名又は法人名
 （代表者名）
 連 絡 先

印

年 月 日

農地借受者（自署） 住 所
 氏名又は法人名
 （代表者名）
 連 絡 先

印

写真台紙

撮影日： 年 月 日

番号	番号
番号	番号
番号	番号
番号	番号

原状回復に関する確認書の作成及び保管に関する注意事項

- 1 該当する項目（済・未 / 要・不 / 有・無）について、農地所有者及び農地借受者は現地で確認した上で、印を手書きで記載すること。
- 2 原本2通を作成の上、農地所有者及び農地借受者が原本を各自で保管すること。また、農地借受者は公益財団法人やまぐち農林振興公社（以下「公社」という。）及び当該農地の所在する自治体（以下「地元自治体」という。）に対し、写しを提出すること。
- 3 本確認書の枚数が2枚以上にわたる場合、各文書の継ぎ目に等分に掛かる契印を押すこと。また、本確認書の上に誓約書並びに連帯保証人承諾書を重ね、割印を押すこと。
- 4 本確認書を提出後、変更及び修正等が生じた場合、農地借受者は連帯保証人及び公社、地元自治体に対し、報告すること。
- 5 農地所有者及び農地借受者の双方の視点で、土地及び土地に係る附属物ごとに「箇所」を確認し、借受時の状態並びに消耗の状況を写真等に撮影して添付すること。
- 6 写真台紙については、用紙サイズの種類は問いません。

連帯保証人に関する注意事項

- 1 連帯保証人については、以下の(1)から(4)のうち、2人以上を選定すること。
(1) 安定した収入のある3親等以内の親族 (2) 職場の上司、同僚又は組合等農地借受者が属する団体の者
(3) 友人、知人等安定した収入のある者 (4) 親会社、子会社、関連会社等の法人
- 2 連帯保証人は公社に対し、別添「連帯保証人承諾書」を提出すること。また、原状回復の責任の限度額を定めること。なお、新設する附属物がある場合の限度額は、専門業者等から見積を徴する等の方法により記載すること。
- 3 農地借受者は連帯保証人に対し、以下の情報を提供すること。
(1) 農地借受者自身の財産及び収支の状況
(2) 農地借受者が農地借受者以外の者に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況
(3) 農地借受者が本確認書の原状回復の責任について農地所有者に担保を提供していない事実
- 4 公社は連帯保証人から本確認書の原状回復に関する問い合わせがあった場合は、連帯保証人に対し必ず回答すること。
- 5 公社は本確認書の原状回復の責任が喪失した場合は、連帯保証人に対し必ず通知すること。

賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける土地及び土地に係る附属物に関する補足事項

- 1 農地所有者は土地について、賃借権又は使用貸借による権利の設定に当たって、農業上の利用の増進を図るために必要な措置（農地の適正な管理）を講ずること。
- 2 自然的な劣化・消耗等（経年変化）及び農地借受者の通常の使用により生ずる消耗等については、農地所有者が負担することが望ましい。
- 3 農地借受者の故意・過失、善管注意義務違反、その他通常の使用方法を超えるような使用による消耗等については、農地借受者が負担すること。
- 4 公社及び地元自治体は、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける土地の原状回復に係る紛争には関与し、土地に係る附属物の原状回復に係る紛争には関与しないこと。ただし、両者間で関与することが適当だと判断された時は、この限りでない。
- 5 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける土地の契約期間中において、農地所有者及び農地借受者の間で契約期間延長又は再契約の意向が確認できた場合は、土地及び土地に係る附属物について、返還時における原状回復の履行を新たに設定される契約期間の終了日まで延長できる。
- 6 既存の附属物については、農地借受者と農地所有者又はその他の者との間で、賃貸借、使用貸借、譲渡等の契約を結ぶ場合、公社及び地元自治体に対し、契約書等の写しを提出すること。
- 7 新設する附属物については、農地借受者が事業参加者となって農業経営に係る補助事業により設置した場合、補助事業実施主体と協議の上、撤去又は移設の検討を行うこと。
- 8 新設する附属物については、設置者が収去義務を負うこと。ただし、農地所有者が収去しないことに同意している場合は、設置者は収去義務を負わない。また、収去義務を負わない場合の費用請求は、設置者が直接農地所有者に請求すること。
- 9 残存する耐用年数については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令第1条第1項別表第一又は別表「減価償却資産の耐用年数一覧」、営農計画書、青年等就農計画認定申請書等を参考にすること。

別表「減価償却資産の耐用年数一覧」

1 附属物の耐用年数

種類	構造・用途	細目	耐用年数	
建物	木造のもの	倉庫用、作業場用のもの	15	
	木骨モルタル造のもの		14	
	レンガ造・石造・ブロック造のもの		34	
	鉄骨鉄筋コンクリート造のもの		38	
	金属造		骨格材の肉厚が4mm超のもの	31
			骨格材の肉厚が3mm超4mm以下のもの	24
			骨格材の肉厚が3mm以下のもの、軽量鉄骨	17
	簡易建物	木製主要柱が10cm角以下でトタンぶきなど	10	
堀立造のもの及び仮設のもの		7		
その他	ビニールハウス	主として金属造のもの（骨格部分が金属製）	10	
		その他のもの（骨格部分が木造）	5	
構築物	主としてコンクリート造、れんが造、石造またはブロック造のもの	斜降索道設備および牧さく（電気牧さくを含む）	14	
		その他のもの 頭首工、えん提、用水路、かんがい用配管、貯水そう、あぜなど	17	
	主として金属造のもの	斜降索道設備	14	
		その他のもの（農用井戸、散水用配管など）		
	主として木造のもの	斜降索道設備、牧さく（電気牧さくを含む）など	5	
	主として土管のもの	暗きよ、農用井戸、かんがい用配管など	10	
その他のもの	薬剤散布用およびかんがい用ビニール配管など	8		

2 生物の耐用年数

種類	細目	耐用年数	種類	細目	耐用年数
かんきつ樹	温州みかん	28	びわ樹		30
	その他	30			
りんご樹	わい化りんご	20	くり樹		25
	その他	29			
ぶどう樹	温室ぶどう	12	梅樹		25
	その他	15			
なし樹		26	かき樹		36
桃樹		15	あんず樹		25
桜桃樹		21	すもも樹		16
			キウイフルーツ樹		22
			茶樹		34
			オリーブ樹		25

3 耐用年数を経過している場合の使用可能期間（簡便法による算出方法）

法定耐用年数の全部を経過している場合	法定耐用年数の全部を経過していない場合
法定耐用年数×20%	(法定耐用年数－経過期間)＋(経過期間×20%)

※簡便法により算出した年数に1年未満の端数があるときは、その端数は切捨。その年数が2年に未満の場合は2年とする。

誓約書

公益財団法人やまぐち農林振興公社理事長 様

私は、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける土地及び土地に係る附属物について、下記の事項を遵守することを誓約いたします。

記

1. 農業上の適正かつ効率的な利用を確保します。
2. 返還時において、原状回復に関する確認書に記載のとおり、履行します。
3. 土地に係る附属物の原状回復及びこれに関連する紛争については、公益財団法人やまぐち農林振興公社に対し、一切の迷惑をかけません。

以上

年 月 日

農地借受者（自署）

住 所

氏名又は法人名

（代表者名）

連 絡 先

生年月日 S・H・R 年 月 日生

印鑑（実印）

※印鑑証明書（発行後3ヶ月以内）を添付すること。

連帯保証人承諾書

公益財団法人やまぐち農林振興公社理事長 様

賃借権又は使用貸借による 権利の設定を受ける土地	
土地に係る附属物 (土地に付合した物を含む)	
保証する責任の限度額	
連帯保証人である私は、農地借受者から、以下の事項について説明を受けました。	
(1) 農地借受者自身の財産及び収支の状況 (2) 農地借受者が農地借受者以外の者に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況 (3) 農地借受者が本確認書の原状回復の責任について公益財団法人やまぐち農林振興公社に担保を提供していない事実	チェック欄 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

私は、別紙「原状回復に関する確認書」に基づき農地借受者が負う責任につき、上記の限度額を極度額とし、その範囲内において、農地借受者と連帯して履行の責を負います。

なお、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける土地に係る契約更新後も、引き続き連帯保証人になることについて承諾します。

年 月 日

連帯保証人（自署）

印鑑（実印）

住 所

氏名または法人名
(代表者名)

連 絡 先

生年月日 S・H・R 年 月 日生

続 柄 ()

※印鑑証明書（発行後3ヶ月以内）を添付すること。

農地中間管理事業業務委託実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、農地中間管理事業を効率的かつ円滑に推進するため、公益財団法人やまぐち農林振興公社（以下「公社」という。）山口県農地中間管理事業規程（以下「事業規程」という。）に基づく業務の一部を委託して行う場合について、その委託に関して必要な事項を定めるものとする。

(委託先)

第2条 業務の委託は、農地中間管理事業の趣旨に即して、その業務を効率的かつ経済的に処理することができる者に対して行うものとする。

(委託業務の内容)

第3条 事業規程に基づく農地中間管理権に係る次の業務のうち、別表1の「委託業務」欄に掲げる業務を同表の「受託者」欄に掲げる者に委託するものとする。

- (1) 農地中間管理権の取得に関する業務
- (2) 農地中間管理権を有する農用地等の貸付けに関する業務
- (3) 農地中間管理権を有する農用地等の利用条件の改善に関する業務
- (4) 農地中間管理権を有する農用地等の貸付けを行うまでの間の管理に関する業務
- (5) 前各号に掲げる業務に附帯する業務

(委託契約)

第4条 業務委託の契約は、農地中間管理事業業務委託契約書により締結するものとする。

(委託費の額)

第5条 委託費の額は、委託業務の種類、内容、業務量等を勘案し、予算の範囲内で定めるものとする。

2 委託費の対象となる経費は別表2のとおりとする。

(委託期間)

第6条 委託業務の委託期間は、契約締結の日から当該年度の3月31日までとする。

(委託費の支払)

第7条 委託業務が完了し、その額が確定した後に支払うものとする。

2 公社は、前項の規定にかかわらず、必要と認める場合は委託期間の中途において委託業務の実施に必要な経費の一部を受託者に支払うことができるものとする。

(業務の報告)

第8条 公社は、受託者が委託業務を完了したとき（委託業務を中止したときを含む。）は、委託業務の成果を記載した報告書を提出させるものとする。

(委託業務の変更又は中止)

第9条 受託者は、委託契約締結の際に定める業務実施計画の内容に重大な変更を行う必要が生じた場合又は委託業務を中止せざるを得ない事由が生じたときは、速やかに公社と協議するものとする。

(その他)

第 10 条 この要領に定めるもののほか、委託契約及び委託業務の実施に必要な事項については、双方協議の上、定めるものとする。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

受託者	委託業務	委託業務細目
市町	I 農地中間管理権の取得に関する業務	1 市町段階の年間事業計画作成業務 2 公社と市町との連携、調整等に関する業務 (1) 事業推進のための啓発、宣伝業務 (2) 事業に係る情報の収集、連絡業務 (3) 事業に係る個別案件についての連絡、調整等業務 ア 貸付希望者との相談業務 イ 貸付希望者のリスト作成業務 ウ 貸付希望農用地等の位置及び権利関係の確認業務 エ 貸付希望者との契約条件協議業務 オ 貸付希望者との契約書等の作成に関する業務 カ 貸付者への賃料の支払で必要となる書類調整業務 キ 農地中間管理権取得後に生じる契約の変更、解除等に係る支払等調整業務 ク 機構関連事業との連携について (4) 関係機関、団体等との連絡、調整業務 (5) 事業に係る会議等への出席
	II 農地中間管理権を有する農用地等の貸付に関する業務	1 市町段階の年間事業計画作成業務 2 公社と市町との連携、調整等に関する業務 (1) 事業推進のための啓発、宣伝業務 (2) 事業に係る情報の収集、連絡業務 (3) 事業に係る個別案件についての連絡、調整等業務 ア 借受者の募集に関する業務 イ 募集に応じた借受者の農業経営の現状及び将来計画を把握するための調査に関する業務 ウ 借受者との契約条件協議業務 エ 募集に応じた借受者に、貸付希望者（リスト掲載者含む）の農用地等の集積を図るための調整業務 オ 農用地利用配分計画案の作成業務 カ 公社貸付賃料の徴収で必要となる書類調整業務 キ 借受者の当該年の公社貸付農用地等の利用状況確認業務 ク 借受者との賃料の徴収で必要となる書類調整業務 ケ 公社貸付後に生じる契約の変更、解除等に係る徴収等調整業務 コ 機構関連事業との連携について (4) 関係機関、団体等との連絡、調整業務 (5) 事業に係る会議等への出席
	III 農地中間管理権を有する農用地等の利用条件の改善に関する業務及び貸付を行うまでの間の管理に関する業務	1 市町段階の年間事業計画作成業務 2 公社と市町との連携、調整等に関する業務 (1) 事業推進のための啓発、宣伝業務 (2) 事業に係る情報の収集、連絡業務 (3) 事業に係る個別案件についての連絡、調整等業務 ア 対象農用地等の位置及び権利関係の確認業務 イ 利用条件の改善及び保全管理等に係る経費の把握をするための調査に関する業務 ウ 上記調査結果を踏まえた利用条件の改善及び保全管理等実施候補者の資料作成業務 エ 利用条件の改善及び保全管理作業等の確認業務 (4) 関係機関、団体等との連絡、調整業務 (5) 事業に係る会議等への出席

別表 2

委託費の対象となる経費

対象経費	内 容
賃金（臨時雇用者）・諸手当	市町が臨時的に雇用した農地集積推進員、事務補助員等に支払う実働に応じた賃金、諸手当
社会保険料	臨時雇用者の社会保険（実働に応じた分）
職員給与手当	市町の正職員の時間外労働に応じた対価
旅 費	事業実施に直接必要な旅費交通費
事務等経費	事業を実施するために市町が直接必要な印刷製本費、通信運搬費、雑役務費（手数料、印紙代等）、借上費（会場使用料、事務所使用料、パソコン等のリース料）、消耗品
その他の経費	上記のほか事業を実施する上で必要となる経費

農地中間管理事業業務委託契約書

農地中間管理事業業務委託実施要領に基づく業務の委託について、委託者公益財団法人やまぐち農林振興公社（以下「甲」という。）と、受託者〇〇市町（以下「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結する。

（実施する業務）

第1条 甲は、乙に対し山口県農地中間管理事業規程に基づく農地中間管理事業に関する業務のうち別表1に掲げるもの（以下「業務」という。）を委託するものとする。

2 乙は、業務を実施する場合は、業務実施計画書（様式第1号。以下「実施計画書」という。）を作成して、甲と協議するものとする。実施計画書に記載された内容に重大な変更を行う必要が生じた場合も同様とする。

（業務の執行）

第2条 業務の執行は、乙に置かれた農業委員会の協力を得て乙が行うものとする。

（委託期間）

第3条 業務の委託期間（以下「委託期間」という。）は、和暦 年 月 日から和暦 年 月 日までとする。

（委託費）

第4条 甲は、業務の委託費（以下「委託費」という。）として、別表2に定める対象経費により計算し実施計画書により協議、承認された額を乙に支払うものとする。

2 乙は、委託費を実施計画書に記載された費目の区分に従って使用しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

（契約保証金）

第5条 乙は、契約保証金を免除する。

（業務の遂行）

第6条 乙は、業務を実施計画書に記載された計画に従って実施しなければならない。当該実施計画が変更されたときも同様とする。

（再委託の禁止）

第7条 乙は、業務を第三者に再委託してはならない。

（実績報告書の提出）

第8条 乙は、業務を完了したとき（業務を中止したときを含む。）は、遅滞なく業務の成果を記載した報告書（様式第2号。以下「実績報告書」という。）を甲に提出するものとする。

（委託費の額の確定）

第9条 甲は、乙から前条に規定する実績報告書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、適正と認めたときは、委託費の額を確定するものとする。

（委託費の支払）

第10条 甲は、業務が完了し、その額が確定した後に委託費を支払うものとする。

2 乙は、業務の完了後、その確定した額の支払請求書を甲に提出するものとする。

3 甲は、前項の定めにより乙の提出する適法な支払請求書を受領したときは、その日から30日以内に当該委託費を乙に支払うものとする。

(概算払)

第 11 条 甲は、前条の規定にかかわらず、必要と認めるときは、委託期間の中途において、業務の実施に必要な経費の一部を概算払として乙に支払うことができるものとする。

2 乙は、前項に規定する概算払の請求について、別に定める様式による概算払請求書を甲に提出して行うものとする。

3 甲は、前項の定めにより乙の提出する適法な概算払請求書を受理したときは、その日から 30 日以内に当該委託費を乙に支払うものとする。

(過払金の返還)

第 12 条 乙は、既に支払いを受けた委託費が第 10 条の委託費の確定額を超えるときは、その超える金額について、甲の指示に従って返還するものとする。

(業務の中止)

第 13 条 乙は、やむを得ない事由により業務の遂行が困難となったときは、甲乙協議の上、契約を解除し、第 9 条及び前 2 条の規定に準じて精算するものとする。

(契約の解除等)

第 14 条 甲は、乙がこの契約に違反した場合は、契約を解除し、又は変更することができる。この場合において、甲は、既に支払った委託費の全部又は一部の返還を乙に請求することができる。

(実施状況等の報告)

第 15 条 甲は、必要があると認めるときは、業務の実施状況、委託費の使途その他必要な事項について、乙に報告を求めることができる。

(帳簿等)

第 16 条 乙は、業務に係る経費について、帳簿を備え、その収入及び支出の状況を明らかにしておかなければならない。

(協議)

第 17 条 この契約について疑義を生じた事項又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、解決するものとする。

以上の契約締結の証として、この契約書 2 通を作成し、双方記名押印の上、各自 1 通を保有する。

年 月 日

甲 山口市葵二丁目 5 番 69 号
公益財団法人やまぐち農林振興公社
理 事 長 印

乙 住所
氏名 印

様式第 1 号

令和 年度農地中間管理事業受託業務実施（変更）計画書

番 号

年 月 日

公益財団法人やまぐち農林振興公社理事長 様

住 所

氏 名

印

農地中間管理事業業務委託契約書第 1 条第 2 項の規定に基づき令和 年度の受託業務
について、別紙実施計画書のとおり実施します。

担当者名	
電話番号	
FAX 番号	
メールアドレス	

様式第 2 号

令和 年度農地中間管理事業受託業務実績報告書

番 号

年 月 日

公益財団法人やまぐち農林振興公社理事長 様

住 所

氏 名

印

農地中間管理事業業務委託契約書第 8 条の規定に基づき令和 年度の受託業務について、別紙実績報告書のとおり実施しました。

担当者名	
電話番号	
FAX 番号	
メールアドレス	

実施計画書（又は実績報告書）

1 事業計画（又は事業実績）
 公社借入面積

ha

2 業務実施期間

和暦 年 月 日 ～ 和暦 年 月 日

3 事業に従事する者（又は従事した者）

区分	所属	職名	氏名	摘要
市 町 職員				
臨時 雇用				

4 収支予算（又は決算）

(1) 収入の部

区分	予算額 （又は決算額） 円	備考
委託費		
計		

(2) 支出の部

区分	予算額 （又は決算額） 円	備考
賃金（臨時雇用者）・諸手当		
社会保険料		
職員給与手当		
旅費		
事務等経費		
内訳	印刷製本費	
	通信運搬費	
	雑役務費	
	借り上げ費	
	消耗品費	
	その他	
その他の経費		
計		

5 添付資料

(1) 時間外勤務実績報告書

(2) 臨時雇用者勤務状況（推進員活動状況）報告書

（記載注意）

※ 3事業に従事する者（又は従事した者）の市町職員の摘要には、主たる業務、活動内容を具体的に記載すること。

※ 3事業に従事する者（又は従事した者）の臨時雇用の摘要には、農地集積推進員又は事務補助員いずれか該当する者を記載すること。

※ 5添付資料には、実績報告の際、該当する資料を添付すること。

(支払い様式)

年 月 日

公益財団法人やまぐち農林振興公社
理事長 様

請 求 者
住 所
団 体 名
代表者氏名

農地中間管理事業業務委託料精算払（概算払）請求書

年 月 日に契約締結した「農地中間管理事業業務」に係る委託料について、下記
のとおり精算払（概算払）請求します。

記

1 請 求 額 金 円

委 託 契 約 額	円
受 領 済 額	円
今 回 請 求 額	円
差 引 残 額	円

2 振込先

口座 振替 先	金 融 機 関 名	銀 行 支 店 信用金庫 組 合 出張所
	預 金 の 種 別	1 普通預金 2 当座預金
	口 座 番 号	NO.
	(フリガナ) 口 座 名 義 人	

時間外勤務実績報告書

1 職員別集計表

(単位：h, 円)

所属	氏名	直接作業時間数 (補助事業従事時間数) A	時間単価 (人件費時間単価) B	補助事業に 要した 人件費 C=A×B
計				

2 直接作業時間数集計表

(単位：h)

月	氏名				
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
1					
2					
3					
計		2.00			

注1 「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知に基づき、農地中間管理事業に要する人件費の算定を行ってください。

2 時間数については、10進法を用いて記載してください（例：15分は0.25、30分は0.50、45分は0.75と表記）。

補助事業時間外従事勤務簿（年間）

所属	
氏名	

月日	曜日	従事実績		従事時間数	業務内容
		開始時刻	終了時刻		
		計			

注1 この勤務簿に依らずに、自治体において同様の内容が記載されてある勤務簿等があれば、そちらをご提出ください。
 2 時刻については、24時間制で記載してください。
 3 時間数については、10進法を用いて記載してください（例：15分は0.25、30分は0.50、45分は0.75と表記）。

時間単価表

時間単価の算定根基本表

所属	氏名	年間総支給額		年間法定福利費 (円)	年間理論 総労働時間 (h)	人件費時間単価 (円) E= (A+B+C) /D
		給料 (円)	手当 (円) ※福利厚生手当を除く			
		A	B			

※この時間単価表については、実績報告時において機構への提出を求めません。ただし、会計検査院の検査対象となった際、機構の求めに応じ、即座に提出できるよう自治体において準備をお願いします。

- 注1 「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知に基づき、農地中間管理事業に要する人件費の算定を行ってください。
- 年間総支給額及び年間法定福利費の算定根拠は、「前年支給実績」を用いてください。
 - 年間総支給額は、基本給、管理職手当、都市手当、住宅手当、家族手当、通勤手当等の諸手当及び賞与の年間合計額とし、時間外手当、食事手当などの福利厚生面で補助として支給されているものは除外してください。
 - 年間法定福利費は、健康保険料、厚生年金保険料（厚生年金基金の掛金部分を含む。）、労働保険料、児童手当拠出金、身体障害者雇用納付金、労働基準法の休業補償等の年間事業者負担分です。
 - 年間理論総労働時間は、営業カレンダー等から年間所定営業日数を算出し、就業規則等から1日あたりの所定労働時間を算出し、これらを乗じて得た時間です。
- 参考：就業時間7時間45分で、年間休日123日の場合 → 例：7.75h/日 × (365日 - 123日) = 1,875.50h

臨時雇用者勤務状況（推進員活動状況）報告書

年 月分

職名	氏名
----	----

担当業務		農地中間管理事業の推進及び啓発、情報収集等	
日	曜日 (午前・午後)	活動状況	
		主な活動場所又は相手方	活動概要(特記事項等があるときは別紙)
【備考】			

特記事項等 別紙

計画に対する具体的な活動内容

制定 平成27年5月18日

改正 平成30年4月1日

農地中間管理権保有農用地等に係る「農地保全管理事業実施者選定基準」及び運用について

農地中間管理事業は、農用地を今後地域の中心となる経営体へ集積し、農地利用の効率化・高度化を促進し、農業の生産性の向上に資することを目的としているが、直ちに貸し付けできない農用地については「借受農地保全管理等事業」を導入して、貸付けに向けて適切に保全管理する必要がある。

「借受農地保全管理等事業」の請負業者は、将来的に地域をあげて農地を守っていくという農地中間管理事業の目的を十分に理解し、かつ、的確、効率的に事業を実施できる者を選定する必要があるため、下記1の基準に基づき実施者を選定するものとし、請負契約にあたっては下記2から5により運用する。

記

1 農地保全管理事業実施者選定基準

- (1) 請負業者は、実施する作業の種類や必要とされる農業機械等を鑑みて農業経営者から選定することとし、対象農地が所在する「今後の地域の中心となる経営体(担い手)」又は機構が請負作業を可能と判断した者で、対象農地の近隣に在住するものから選定する。
- (2) 請負業者は対象農地の借受予定者以外の者とするが、借受予定者が新規就農者の場合は、例外とする。

2 借受農地管理等事業の対象

- (1) 農業振興地域内の農用地等で、機構が農地中間管理権を有するもの
- (2) 担い手等への貸付が確実と見込まれるものの、何らかの事情(*)によりすぐには転貸できない農地
- (3) 貸借や管理作業の実施については、機構・市町・受け手等が連携して取り組めること。

(*)何らかの事情の例

- ① 不作付け状態で雑草が繁茂している農用地
- ② ほ場整備後一時利用指定を受けたが、水路等が未完成で耕作できない農用地
- ③ 新規就農者等が参入する予定だが、研修中ですぐには営農できない農用地等

3 実施する作業の種類・回数

作業の種類	回数(上限)	備 考
耕 起	年4回以内	農地内部及び畦畔
除 草	年4回以内	農地内部及び畦畔、畦畔除草のみは実施しない。
防 除	年4回以内	樹園地に限る。
そ の 他	農地の保全管理のために必要と認められるもの。	

(注) 農地保全管理期間、農地の状況、受手の農地活用意向等により協議決定する。

(注) その他の「農地の保全管理のために必要と認められるもの。」とは、農地を耕作可能な状態に戻すための必要最低限の作業・資材等をいう。

4 標準作業料

耕起、除草、防除の標準作業料については、別表の単価を参考値とし、地域の実情に応じ見積りを行う。

(1) ほ場内の耕起及び除草の標準作業料は、ほ場内の作業面積に作業単価(10a)を乗じた額とする。

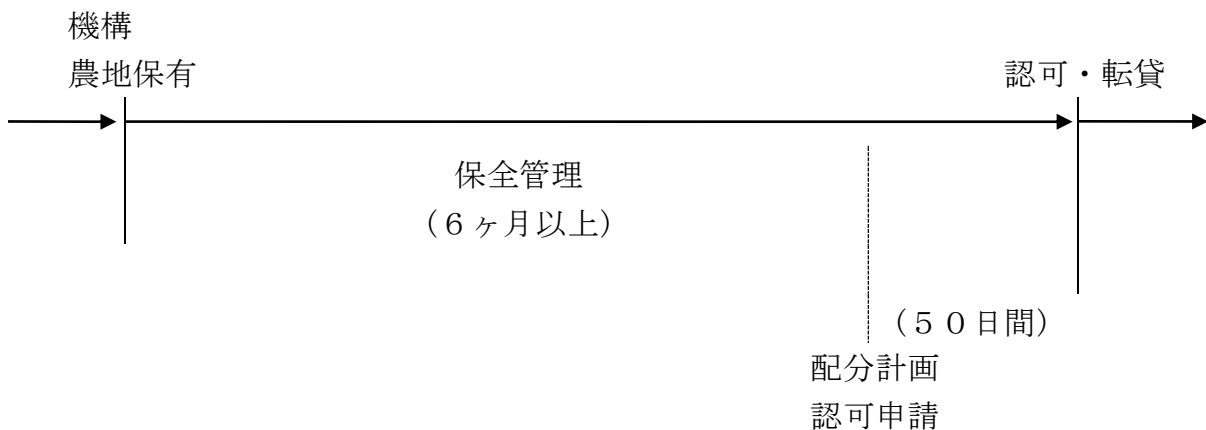
(2) 畦畔除草のみの作業は実施しない。

(3) 畦畔除草の作業単価は、別表の作業量の単価を参考値とするが、畦畔の形状(傾斜)等を考慮し決定する。

5 農地保全管理期間

保全管理期間は、原則6ヶ月以上とするが、受手の作付計画によっては短縮も可とする。

保全管理期間の説明



山口県農地中間管理機構所管の小規模工事等の執行要領

制定 平成26年9月29日 やま農林振公第336号

(趣旨)

- 1 この要領は、農地中間管理事業の円滑な推進を図るため、農用地等の利用条件の改善に係る小規模な工事及び保全管理業務委託（以下「改善工事等」という。）の執行について必要な事項を定めるものとする。

(改善工事等の範囲)

- 2 この要領の対象となる改善工事等は、1件の請負対象設計額がおおむね100万円未満（業務委託にあっては、70万円未満）とし、随意契約により契約を締結する場合に適用するものとする。

(書類の作成等)

- 3 設計積算の簡素化を図るため、見積依頼者に対し施工内容を示した設計図面付の詳細見積書（以下「設計図面付見積方式」という。）の提出を依頼することができるものとする。この場合、起工に必要な書類及び見積書を提出させる者へ交付する書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 起工に必要な書類

ア 起工伺

起工に当たっては、少額工事（業務委託）施工伺（別記第1号様式）に工事名、工事場所、工事概要（工法、数量等の概要）、予定価格及び見積依頼者名（選定理由を含む）等を記載し、決裁を得るものとする。この場合、設計書等の作成は省略することができるものとする。

イ 発注前の現況写真等（必要に応じ添付する。）

ウ 工事場所を記入した位置図（5万分の1程度、住宅地図も可）

エ その他、施工上必要があれば簡単な図面等（構造物等の断面図、フリーハンドも可）

オ 業務委託の場合は、ア～エに準じ、必要と認められる書類を作成するものとする。

(2) 見積依頼者に交付する書類

ア 工事名、工事場所、工事概要及びその他施工上の条件を記入した書面

イ 工事場所を記入した位置図（5万分の1程度のものとする。）

ウ その他、施工上必要があれば簡単な図面等

(見積依頼者の選定等)

- 4 設計図面付見積方式により改善工事等を執行する場合において、見積依頼者の選定及び見積書の徴収方法等は、次に定めるとおりとする。

(1) 見積依頼者の選定

ア 見積依頼者の選定に当たっては、「公益財団法人やまぐち農林振興公社指名基準」（以下「指名基準」という。）を準用することとし、2者以上を選定するものとする。

イ アの選定にあたっては対象農用地等所在市町の意見を聞くものとする。

ウ 見積依頼者が見積を辞退し、見積書の提出者が1者になった場合、新たに見積者を選定する必要はないものとするが、辞退者から辞退届（別記第2号様式）を徴しておくものとする。

エ 保全管理業務委託の場合は、別に定める保全管理実施者選定基準によることができ

るものとする。

(2) 見積依頼者への指示事項

ア 見積依頼者に対する工事概要等についての現場説明は、口頭でも可能とする。

イ 見積に際しては、極力公表されている積算基準及び労務・資材単価を用いるよう指示するものとし、特に指示する場合を除き、品質・施工管理資料等の提出を求めないものとする。

(3) 見積書の徴収方法

見積書として提出を求める書類は、見積書、見積内容を記載した内訳書及び設計内容が把握できる図面（以下「見積内訳書等」という。）とする。

なお、見積額には消費税を含まない額を記載させることとする。

(審査及び落札者の決定)

5 見積内訳書等の審査及び落札者の決定方法は、次に定めるとおりとする。

(1) 見積内訳書等の審査

ア 見積額が予定価格の範囲であること。

イ 見積内訳書等の内容が改善工事等の目的物（機構が意図するもの）と適合していること。

ウ 見積内訳書等の内容が適合していないとき、又は見積内訳書等に不備がある場合は、訂正箇所の指示を行い再提出を求めるものとする。

(2) 契約の相手方の決定

審査の結果、見積内訳書等の内容が適当と認められる者のうち、予定価格の範囲内で最も低い価格で見積りした者を契約の相手方に決定する。

(契約の締結)

6 契約の締結に当たっては、次のとおり取り扱う。

(1) 工事

契約書（請負工事契約標準約款による）を作成し、相互に記名押印するものとする。

(2) 業務委託

契約書（別記第3号委託契約関連様式）を作成し、相互に記名押印するものとする。

(履行確認)

7 改善工事等の完成検査及び完了検査に当たっては、契約内容に沿った履行がなされているかを確認（現場での確認後、完成（完了）写真を添付）するものとする。

(改善工事等の内容の変更)

8 改善工事等の施工中において、改善工事等の内容を変更すべき事由が生じたときは、次により改善工事等の内容を変更するものとする。

(1) 見積書の徴収

改善工事等の内容を変更すべき事由が生じたときは、変更部分に係る見積内訳書等の提出を求めるものとする。

(2) 変更部分に係る見積内訳書等の審査

ア 見積額が、予算の範囲内であること。

イ 見積額が、当初契約額の30%以内及び30万円以内であること。

ウ 見積内訳書等の内容が改善工事等の目的物（機構が意図するもの）と適合している

こと。

エ 見積内訳書等の内容が当該改善工事等の目的物に適合していないとき、又は見積内訳書等に不備がある場合は、訂正箇所を指示を行い再提出を求めるものとする。

(その他)

9 前各号に定めるもののほか、次の事項に留意するものとする。

- (1) 改善工事等の施工手続き等については、この要領に定めるもののほか、山口県工事執行規則（昭和49年山口県規則第29号）及び山口県会計規則（昭和37年山口県規則第54号）の定めるところによるものとする。
- (2) この要領によることで見積依頼者の負担が過重とならないよう留意すること。

借受農地管理等事業について

1 事業の趣旨

- 農地中間管理機構（以下、「機構」という）が地権者から農地を借り受けた後、担い手等へ貸し付けるまで（中間保有状態）の間、当該農地の保全管理作業を実施する
- 作業は業者（地域の担い手等）への請負により実施し、機構は作業料金を支払う

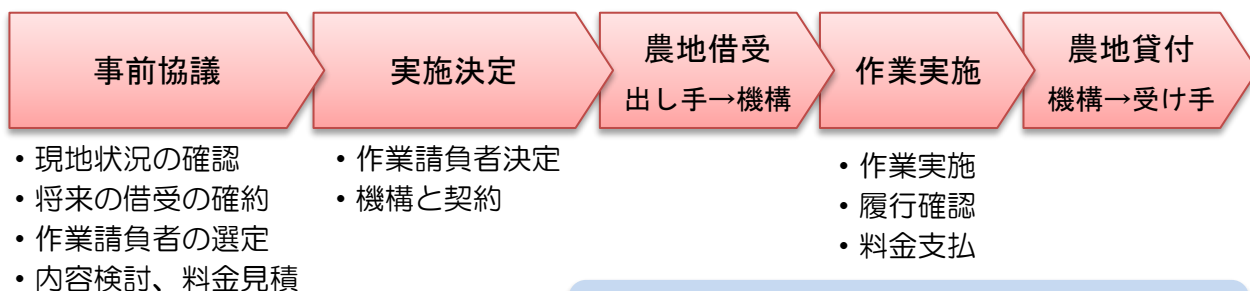
2 事業対象

- 担い手等への貸付が見込まれるが、何らかの事情によりすぐには貸付しない農地
- 貸借や管理作業の実施等について、機構・市町・受け手が連携して取り組めること

Q. 『何らかの事情』とは？

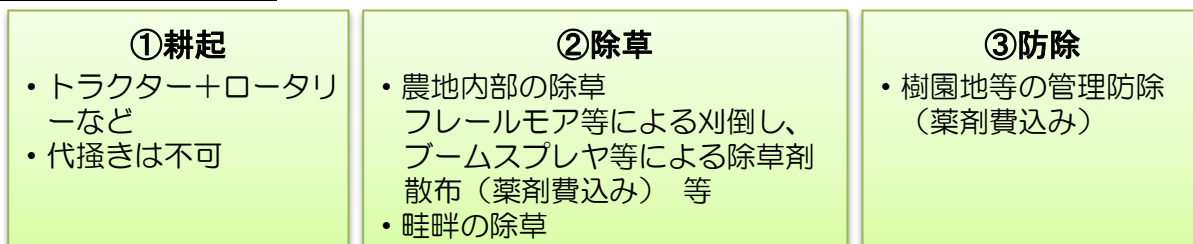
- A. ○農地の場所は良いが、今は草ボウボウで借受をちゅうちょしている
○ほ場整備後一時利用指定を受けたが、水路が未完成で米が作れない
○新規就農者が来る予定だが、研修中ですぐには営農しない 等

3 事業スキーム



Q. 保全管理作業ができる期間は？
A. 機構が農地を借受後、最長2年

4 実施可能な作業

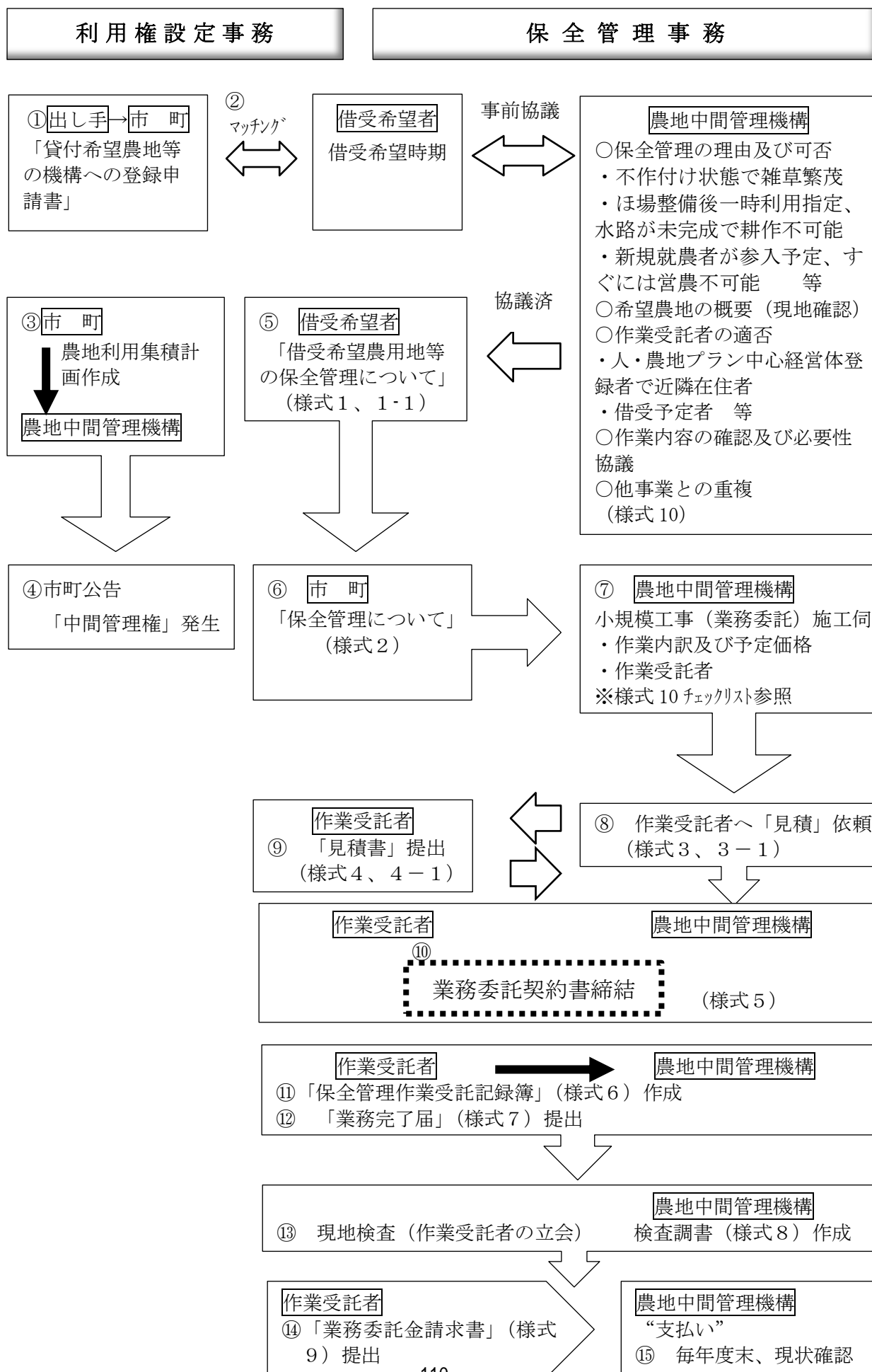


Q. 木の抜去など重機を要する作業は？地力回復のため堆肥散布は？
A. 本事業では実施不可

5 作業料金について

- 作業の種類に応じて、人件費、機械使用料、光熱動力費、薬剤費等を込みで10a当たり作業単価を決定し、単価×面積で料金を支払い
- 単価は機構作成のメニューを元に、現地の状況や請負者の実態に応じて調整

保安全管理事務フロー



保全管理Q & A

Q 1 保全管理の事例はどのようなものがあるか。

A 保全管理の形として、次のようなものが想定される。

- ① 立地条件的には受け手が見込まれる農地であるが、不作付け状態が継続され、雑草が繁茂し、受け手が借受を躊躇している。
 - ② ほ場整備の面工事が完成し、一時利用指定されているが、水路が未完成で耕作不可能である。
 - ③ 新規就農者が参入予定であるが、研修中であるなどすぐには営農が不可能な状況である。
- 他に理由があれば事前に協議してください。あくまで、「農地」を出し手から借受け、受け手に貸し付けるまでの間に、当該農地の保全管理作業を実施するものである。

Q 2 保全管理の活用のメリットは何か。

A ① 受け手が決まっていれば、Q 1 の事情等により、即、受け手に引き渡すことができない場合でも利用権設定ができる。

受け手に貸し付けるまでは、時間的余裕ができるため、その間に、営農等に係る調整ができる。特に、新規就農者などは、メリットがあると思われる。

また、立地条件等は良いが雑草が繁茂していて、近隣の受け手が借受を躊躇している場合などは、水稻等を作付けできる状態にして、受け手に引き渡すことができ、結果的に遊休農地解消の一助になる。

② 仮に、受け手が決まっていなくても、各市町の政策として、新規就農者対策としての優良農地の事前確保（新規就農者向け団地の整備）や、遊休農地（※1）対策の推進などの政策目標、推進方針などが明確であり、2年以内に市町等関係機関が一体となって受け手を見つける可能性がある農地は、保全管理の対象となり得ることから事前に協議してください。（※2）

※1 遊休農地とは、農業委員会による「農地の利用状況についての調査」で、A分類（再生可能な荒廃農地）と判断されたもの

※2 推進方針等について、事前に機構へ協議し承認されたものとする。

Q 3 保全管理期間はどの程度か。

また、保全管理の作業をしたが耕盤が安定しないなど、農地として活用できない場合はどうなるか。

A 農地中間管理事業の貸借手続き期間（現行約50日間）で完了してしまうようなモラルハザードを防ぐため、原則として機構が農地を借り受けてから担い手に貸し付けるまでの期間が半年程度あるケースを対象としますが、保全管理の理由、営農類型などいろいろなパターンが考えられるので、事前に協議してください。

また、保全管理作業を行ってもなお、農地として活用できないような状況である場合は、現地調査、関係者協議の上、作業期間を延長することが出来る。但し、最長は2年である。

なお、長期間不作付地などでどうしても農地に復元出来ない場合は、出し手に返す場合もあり得る。

Q 4 不作付け状態が継続され、雑草が繁茂している保全管理の農地について、具体的にどのような対応をするのか。

A ○前提条件

- ・原則として受け手が決まっていること。
- ・復元可能な遊休農地（A分類で耕作放棄地再生利用緊急対策事業で対応しない農地）であること。

○作業内容

- ・一般的な作業としては、草刈り機による畦畔除草、フレールモア等によるほ場内除草、トラクターによる耕起などを考えている。

Q 5 長期的に不作付け状態が継続されていた農地について、次のような作業は対象となるか？

- ① 表土の鈎平作業や耕盤の補修作業
- ② 耕盤に穴が開いている場合の床締めのための代掻き作業
- ③ 畔が壊れているので補修作業
- ④ 水戸口の補修
- ⑤ 水路の補修するための作業

A 5 基本的には、現地を調査し、関係者の意見を聴取、検討の上、「復元が可能」と判断されれば対象となる。

- ① 表土の鈎平作業や耕盤の補修作業について、原則として、作業受託者が保有している機械による作業を前提としており、外部からブルドーザーなど土木機械をリースして、表土の鈎平や表土を剥いで耕盤を鈎平する作業は対象としていない。
従って、除草、耕起等を繰り返す中で鈎平化が図られるものを対象とする。

- ② 耕盤に穴が開いている場合、代掻きを繰り返し実施することにより、穴が開いている箇所に泥が集まり、修復される場合があり、水田として復元出来るようであれば対象となる場合がある。
- ③ トラクターアタッチによる畔塗り等で補修できるものであれば、対象となる場合がある。
- ④ 水路の清掃、維持管理は、受益者である土地改良区、地域での溝普請など関係者が実施するのが原則である。但し、地形上の理由や水路が農地と一体的にある状況、さらに水路を整備しないと農地として機能しないなど特別な理由がある場合はこの限りではない。

Q 6 他事業との重複について

- ①耕作放棄地再生利用緊急対策事業
- ②中山間地域等直接支払い、多面的機能支払い

A 6 ① 木や竹の繁茂により伐採、抜根処理等重機が必要な場合、暗渠排水、土壌改良等が必要な場合は、耕作放棄地再生利用緊急対策事業を活用してください。

なお、保全管理を活用する場合も耕作放棄地事業との関係から、事業費のバランス（5万円/10a）に留意してください。

② 現時点で国の正式な見解が出ていないため、中山間地域等直接支払い、多面的機能支払いの協定範囲の農地で保全管理事業を行う（＝機構が借り受けて農地を保全する）場合、国費の二重払い防止の観点から、中山間直支あるいは多面的支払の対象農地から除外してください。

Q 7 他に注意事項はないか。

A 7 基本的には、フロー図に付属している「農地借受（保全管理）に係るチェック表」を参考に内容を確認すること。課題がある場合は、事前に協議していただきたい。

また、水田の場合は「水利権」等事前に周辺地域と調整すべき問題が整理されているか注意する必要がある。

様式第1号

年 月 日

公益財団法人やまぐち農林振興公社理事長 行
(市 町 経 由)

住所

氏名

印

借受希望農用地等の保全管理について
年 月までに別紙1の農用地等の借受けを確約します。
ただし、それまでの間は、次の保全管理作業を希望します。

作 業 内 容	回 数	備 考
耕 起		
除草 (畦畔)		
除草 (農地内)		

[保全管理を必要とする理由]

別紙 1

農用地等の所在は以下のとおり

様式第1号の1

保全管理作業スケジュール表

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	年度											

公益財団法人やまぐち農林振興公社理事長 行

市町長

印

保全管理について

農地中間管理事業業務委託契約第 1 条に掲げる別表 1 のⅢの 2 に基づき、別添 1 の農用地等について、借受希望者とのマッチングが整い、かつ、保全管理の必要が生じたので下記のとおり報告します。

記

- 1 借受希望者について (様式第 5 号 農用地利用配分計画案添付)
住 所
氏 名

- 2 保全管理の内容について

- (1) 期間

年 月 ~ 年 月

- (2) 保全管理作業

作 業 内 容	回 数	備 考
耕 起		
除草 (畦畔)		
除草 (農地内)		

- 3 保全管理実施者について

住 所
氏 名

様

公益財団法人 やまぐち農林振興公社
理事長

見積依頼について

このことについて、下記業務に係る見積書の提出をお願いします。

記

- 1 業務名
農地保全管理業務
- 2 業務実施場所
○
- 3 見積条件、見積内容
別紙のとおり
- 4 提出先
公益財団法人やまぐち農林振興公社 農地中間管理事業部農地管理課
- 5 その他
提出物について、材料承認、施工管理資料等は特に認める場合を除き不要とする。また写真は特に認める場合を除き、着工前、完成、業務の内容のわかるもの程度とする。

様式第3号の1(4号の1)

年度(年3月31日までを最終日としたもの)

内 訳 書

単位：円

作業名	実施予定時期	対象面積 (㎡)	単 価 (円/㎡)	回数	金 額	摘 要
工種・種別・細別						
工事価格					0	
消費税相当額					0	
工事費計					0	

様式第4号

年 月 日

発注者

公益財団法人やまぐち農林振興公社理事長 行

見積者 住所
氏名

印

1 業務名

機構中間管理権保有地の保全管理業務

2 業務実施場所

○

上記の業務について次のとおり見積もりします。
ただし、この金額には消費税を含みます。

	十	万	千	百	十	円
--	---	---	---	---	---	---

委 託 契 約 書

業務の委託について、委託者公益財団法人やまぐち農林振興公社（以下「甲」という。）と、受託者（以下「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結した。

（目的）

第1条 甲は、別表1記載の農地（以下「本物件」という。）の別表2の保全管理に関する業務（以下「本業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託する。

（委託期間）

第2条 本業務の委託期間（以下「委託期間」という。）は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

（委託料）

第3条 本業務の委託料（以下「委託料」という。）の額は、金 円（うち消費税額 円）とする。

（成果報告書の提出）

第4条 乙は、本業務を完了したときは、遅滞なく本業務の成果に関する報告書を甲に提出しなければならない。

（検査）

第5条 甲は、前条の報告書を受理したときは、当該報告書を受理した日から10日以内に本業務の成果について検査を行うものとする。

2 前項の検査に要する費用は、すべて乙の負担とする。

3 乙は、本業務の成果が第1項の検査に合格しなかったときは、甲の指定する日までにその指示に従いこれを補正しなければならない。

4 前項の規定による補正に要する経費は、すべて乙の負担とする。

5 前条並びに第2項の規定は、第3項の規定による補正について準用する。

（委託料の支払）

第6条 乙は、本業務の成果が前条第1項（同条第3項の規定による補正をした場合にあっては、同条5項において準用する同条第1項）の検査に合格したときは、委託料の支払請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙の支払請求書を受理したときは、当該支払請求書を受理した日から30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

（委託料の概算払い及び精算）

第7条 甲は、必要があると認めるときは、第3条に定める委託料の額の範囲内で概算払いにより委託料の一部を支払うことができる。

2 甲は、前項の規定により概算払いをしたときは、第6条の規定に従い、第3条の委託料の額と概算払いした金額の差額を乙に支払うものとする。

(本物件の滅失又は損傷)

第8条 乙は、本業務の委託期間内に本物件が滅失し、又は損傷したときは、直ちにその状況を甲に報告しなければならない。

2 乙は、その責めに帰すべき理由により本物件が滅失し、又は損傷したときは、乙の負担において本物件を原状に回復しなければならない。ただし、災害その他不可抗力による場合はこの限りでない。

(権利の譲渡等の制限)

第9条 乙は、この契約の定める乙の権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、甲の承認を得たときは、この限りでない。

(再委託の制限)

第10条 乙は、本業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、甲の承認を得たときは、この限りでない。

(実地調査等)

第11条 甲は、必要があると認めるときは、本業務の実施の状況について随時実地に調査し、又は乙に対して所要の報告若しくは資料の提出を求め、若しくは必要な指示をすることができる。

(損害の負担)

第12条 本業務の実施につき生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき理由により生じた場合は、この限りでない。

2 乙は、本業務の実施に当たり第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき理由により生じた場合は、この限りでない。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙がその責めに帰すべき理由によりこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合であっても、その損害の賠償を甲に請求することができない。

(損害賠償)

第14条 乙は、その責めに帰すべき理由によりこの契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(疑義の解決)

第15条 この契約について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

(履行の決定)

第16条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、甲乙協議の上、決定するものとする。

以上の契約締結の証として、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

委託者 山口県山口市葵二丁目5番69号
公益財団法人 やまぐち農林振興公社
理事長

受託者

別表1 物件の表示

農 地 の 所 在	地 番	地 目	面 積 (㎡)

別表2 保全管理委託業務内容

委 託 業 務 内 容	実 施 時 期	備 考

保全管理作業記録簿

番号	作業月日	対象土地	作業の種類 及び面積	作業者	確認者	写 真			摘要
						作業前	作業中	作業後	
1	月日		面積	印	印				
2	月日		面積	印	印				
3	月日		面積	印	印				
4	月日		面積	印	印				
5	月日		面積	印	印				
6	月日		面積	印	印				
7	月日		面積	印	印				

様式第7号

業 務 完 了 届

年 月 日

公益財団法人 やまぐち農林振興公社
理 事 長 行

受託者
住 所

氏 名

下記のとおり業務を完了したのでお届けします。

記

- 1 業 務 名 年度 公社中間管理権保有地の保全管理業務
- 2 施 行 箇 所
- 3 契 約 数 量 別添内訳表のとおり
- 4 契 約 期 間
着 手 年 月 日
完 了 年 月 日
- 5 現 実 完 了 年 月 日 年 月 日

別紙

作 業 内 容 等				備 考
年	月	日	対 象 土 地	
			別紙保全管理作業記録簿のとおり	

検 査 調 書

業 務 名	
施 行 場 所	
施 行 数 量	
委 託 料 の 額	
検査概要及び所見	
検 査 年 月 日	
検査職員氏名印	
立 会 人	

様式第9号

業 務 委 託 料 金 請 求 書

年 月 日

公益財団法人 やまぐち農林振興公社
理 事 長 行

住 所
氏 名
代表者氏名
電 話 番 号

請求金額 金 円

これは下記業務の委託料として請求します。

業 務 名	年度 公社中間管理権保有地の保全管理業務
施行場所	

今 回 請 求 金 額	円
委 託 料 の 額	円
受 領 済 の 額	円
部 分 払 金 1 回 目	円
部 分 払 金 2 回 目	円

支 払 銀 行 等	銀行・信用金庫 支店 農協 支所		口座振替申出印
	口座の種類 1 普通預金 2 当座預金	口座番号 NO	
	(フリガナ) _____ 口座名義人		

農地借受（保安全管理）に係るチェック表

項 目						該 当 チエック
1 借受農地（保安全管理）の理由は適正か						
①不作付け状態で雑草が繁茂						
②ほ場整備後一利用指定、水路が未完成で耕作不可能						
③新規就農者等参入予定であるがすぐには営農不可能						
④その他：						
2 受け手はいるか						
・いる：						
・その他：						
3 地番は適正か						
・地番の根拠：						
4 面積の根拠は何か						
・土地登記簿謄本						
・水稻共済作付け面積						
・一時利用指定台帳						
・現地実測						
・その他：						
5 作業実施者の選定は適正か						
①人・農地プランに中心経営体として登録されている者であり、対象地の近隣在住者から選定 選定方法は：						
②対象農地の借受予定者						
③対象農地の借受予定者が実施困難 選定方法は：						
6 作業計画は適正か						
・作業内容	耕起	除草 (ほ場)	除草 (畦畔)	防除	()	
・作業回数（標準）						
標準より多い場合の理由：						
7 他事業との重複						
・中山間地域等：受領（・有 ・無）、作業内容の重複（・有 ・無）						
・多面的機能支払：受領（・有 ・無）、作業内容の重複（・有 ・無）						
8 提出・添付書類は適正か						
・「借受希望農用地等の保安全管理について」						
・「保安全管理について」（市町）						
・所在図						
・地積図						
・写真						
・その他：						

農地中間管理推進事業実施要綱

制定 平成26年3月27日付け平25農業振興第1229号

改正 平成28年3月24日付け平27農業振興第1128号

第1 趣旨

この要綱は、農業経営体に対する農地集積を推進することにより効率的かつ安定的な農業経営体を育成するために行う農地中間管理推進事業（以下「本事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

第2 実施主体

本事業の実施主体は、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に定めるものをいう。）である公益財団法人やまぐち農林振興公社（以下「県公社」という。）とする。

第3 事業の内容

1 新規就農者農地確保支援事業

県公社が農用地を借り受け、新規就農者に無償で貸し付けるために必要な経費を別記1により補助する。

2 農林地売買等事業

県公社が農業経営の規模拡大を志向する経営体に対して農用地等の借入れ、貸付け、買入れ、売渡しを行うのに必要な経費を別記2により補助する。

3 農林地等買入等資金助成事業

県公社が2の事業を実施するために金融機関から借り入れた資金に係る利子を補助する。

4 総務管理事業

県公社が行う1～3の事業に係る一般管理費及び人件費を補助する。

第4 実施計画

1 県公社は、毎年度、別紙様式第1号に定めるところにより実施計画を作成し、山口県知事（以下「知事」という。）の承認を受けるものとする。

2 県公社は、第4の1及び2の事業それぞれについて、買入面積、売渡面積、借入面積及び貸付面積の合計の3割を超える増減又は買入価額、売渡価額、借入価額及び貸付価額の合計の1割を超える増加がある場合は、1の規定を準用して実施計画を変更し、知事の承認を受けるものとする。

第5 事業の実施

1 県公社は、山口県補助金等交付規則（平成18年山口県規則第138号）第4条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）後に事業に着手するものとする。

ただし、事業の円滑な実施を図る上で必要がある場合は、あらかじめ県の適正な指導を受けた上で、別紙様式第2号に定めるところにより知事に届け出て、交付決定前に事業に着手することができる。

- 2 1のただし書により交付決定前に着手する場合において、県公社は、事業の内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実となった場合に着手するものとする。

この場合において、県公社は、交付決定までのあらゆる損失等に対し自ら責任を負うものとする。

- 3 県公社は、交付決定前に着手した場合には、農地中間管理事業費補助金交付要綱第4条の規定による申請書に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。
- 4 県公社は、1のただし書により交付決定前に着手する場合は、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう努め、着手後においても事業が適正に行われるように努めるものとする。

第6 推進体制

1 関係機関との連携

県公社は、本事業の実施に当たっては、市町、農業委員会、県農業会議、農業協同組合、農地利用集積円滑化団体、土地改良区、地域農業再生協議会、山口県地域農業戦略推進協議会、農林事務所その他の関係機関との連携を密にし、これらの機関の行う事業と相乗的な効果が発揮されるよう努めるものとする。

2 業務委託

県公社は、本事業の円滑な推進を図るため、本事業の業務に係る事務の一部を市町等に委託することができるものとする。

第7 助成措置

- 1 県は、予算の範囲内において、第3の1及び2の事業に要する経費を補助するものとする。
- 2 第3の3の事業に要する経費については、次に定めるところにより補助するものとする。

(1) 利率

農業近代化資金の基準金利等金融市場における金利動向を踏まえて定めるものとする。

(2) 利子助成期間

10年以内とする。ただし、県公社は、特に必要があると認めるときは、知事の承認を得てこれを延長することができる。

第8 実績報告

県公社は、毎年度、3月末日までに別紙様式第3号により本事業の実績を知

事に報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成 26 年 3 月 27 日から施行する。

この要綱は、平成 28 年 3 月 24 日から施行する。

番 号
年 月 日

山口県知事 様

申請者 住 所
県 公 社 名
代表者氏名 印

年度農地中間管理推進事業実施計画（変更）承認申請について

農地中間管理推進事業実施計画の承認を受けたいので、農地中間管理推進事業実施要綱第4の1の規定により申請します。

〔 年 月 日付け 第 号で承認のあった農地中間管理推進事業の
実施計画を変更したいので、農地中間管理推進事業実施要綱第4の2の規定
により申請します。 〕

年度 農地中間管理推進事業実施計画書（実績報告書）

1 新規就農者農地確保支援事業実施計画（実績）

(1) 総括表

区分	件数	面積 (10a)	賃借料 (千円)	備考
借入				
貸付				

注1 変更承認申請の場合には、変更理由及び変更前の実施計画の対照ができるように変更前内容を上段（ ）書きとすること。

(2) 個別計画（実績）

区分	市町	事業対象者	貸付面積 m ²	賃借料 (年額)	賃借料 発生期 間	県・市町 助成見込 期間	備考
計		0件	0	0			

注1 変更承認申請の場合には、変更理由及び変更前の実施計画の対照ができるように変更前内容を上段（ ）書きとすること。

注2 「区分」欄には、当該年度に既に貸付けを行っている場合は「過年度」、新たに貸付けを行う場合は「新規」と記載すること。

2 農林地売買等事業実施計画（実績）

単位：件、10a、千円

区 分	農地			農業用施設用地			その他			合 計		
	件数	面積	価額	件数	面積	価額	件数	面積	価額	件数	面積	価額
貸付事業	前年度末保有量	賃貸借										
		使用貸借										
		未貸付										
	本年度分	借入										
		継続貸付										
		新規貸付										
		解約										
		返還										
	本年度末保有量	賃貸借										
		使用貸借										
未貸付												
売渡事業	前年度末保有量											
	本年度	買入										
		売渡										
本年度末保有量												

注1 変更承認申請の場合には、変更理由及び変更前の実施計画の対照ができるように変更前内容を上段（ ）書きとすること。

番 号
年 月 日

山口県知事 様

申請者 住 所
県 公 社 名
代表者氏名 印

年度農地中間管理推進事業の補助金交付決定前着手届

年 月 日 第 号で承認を受けた農地中間管理推進事業実施計画に基づく別紙の事業について、農地中間管理推進事業実施要綱第5の1の規定に基づき、下記の条件を了承の上、別紙記載のとおり交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、県公社が負担するものとする。
- 2 交付決定額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間においては、計画変更はないこと。

(別紙)

事業内容	区分	事業費 (千円)	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理由

番 号
年 月 日

山口県知事 様

申請者 住 所
県 公 社 名
代表者氏名 印

年度農地中間管理推進事業実績報告について

年度において別紙のとおり農地中間管理推進事業を実施したので、農地中間管理推進事業実施要綱第 8 の規定に基づき、その実績を報告します。

(以下、別紙様式第 1 号に準じて記載すること)

(別記 1)

新規就農者農地確保支援事業

第 1 趣旨

本県農業の次代を担う新規就農者の農地確保及び営農開始時の経営負担の軽減を図り、農業経営の早期の確立を支援するため、その経営の基盤が安定するまでの間、無償で農用地（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「中間管理法」という。）第2条第2項及び農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第4条第1項1号から3号に規定する土地をいう。以下同じ）を貸し付ける新規就農者農地確保支援事業（以下「本事業」という。）を実施する。

第 2 事業の対象者

本事業の対象者は、原則として認定就農者（基盤強化法第14条の4又は青年等就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号。以下「青年就農促進法」という。）第4条に基づき、青年等就農計画を認定された者をいう。）の内、県公社から本事業に係る農地を借り受けた時点において、就農後3年以内の者とする。

この場合において、就農の起算日は、青年等就農計画に記載された農業経営開始日とする。

第 3 事業実施の原則

- 1 県公社は、関係団体等と連携し、円滑な事業実施を図るものとする。
- 2 市町は、事業対象者の経営状況及び農地の状況について随時確認し、関係団体等との連携の元、必要に応じて事業対象者の経営指導等を行うものとする。
- 3 農用地の貸借においては、原則として農地中間管理事業（中間管理法第2条第3項）の活用を図るものとし、貸付期間は原則として6年以上とする。

第 4 賃貸借料

県公社が本事業を実施する際の農用地の賃貸借料については、農地中間管理事業実施規程に定めるところによる。

第 5 助成措置

- 1 県は、予算の範囲内において、県公社が本事業に供するため借り受けた農用地の利用料の支払いに要する経費に対し、当該農用地が所在する市町が当該経費の2分の1を負担したときは、当該経費の2分の1に相当する額を補助するものとする。

- 2 県が補助を行うことができる期間は、5年間分を限度として、貸付期間の初めの2分の1以内の期間までとする。

第6 申請手続

- 1 本事業による助成措置の適用を受けることを希望する者（以下「事業参加希望者」という。）は、事業参加申請書（別記1様式第1号）に青年等就農計画、青年等就農計画認定通知書の写し及び当該農用地が所在する市町の長の意見書（参考様式）を添付して県公社に提出する。
- 2 県公社は、申請内容を審査の上、その内容が適当と認められ、かつ県及び市町の助成措置が受けられると判断される場合には、当該申請を承認し、事業参加希望者に事業参加承認書（別記1様式第2号）により通知する。
- 3 事業参加希望者が事業参加申請書や青年等就農計画の記載事項を変更するとき（基盤強化法第14条の5第1項又は青年就農促進法第4条第4項及びの規定に該当する場合は、1及び2の規定を準用するものとする。

第7 利用状況報告

事業対象者は、当該農地の利用状況等について、借受農地利用状況報告書（別記1様式第3号）を作成し、毎年度3月末までに県公社に報告するものとする。ただし、農地中間管理事業により農地を借り受けた事業対象者は、中間管理法第21条の報告によりこれに代えることができる。

第8 事業の取消し

事業対象者が災害による農地の崩壊、病気、入院、死亡等による契約の解除その他やむを得ないと判断される事情により農業経営を中止して事業を取り止める場合は、あらかじめ事業取消申請書（別記1様式第4号）を県公社に提出し、その承認を得るものとする。

第9 その他

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

新規就農者農地確保支援事業の運用について

1 従前参加者について

平成25年度以前の認定就農者（青年就農促進法第4条に基づく者）の内、既に本事業の助成を受けている者については、現貸付契約における助成期間満了までの間は、農地中間管理事業を活用していない場合も引き続き本事業の対象者とすることができるものとする。

2 認定就農者に認定見込みの者について

県公社から農地を借り受けた後、青年等就農計画の認定を受けていない者が事業参加を希望する場合、参加希望年度内に青年等就農計画の認定が見込まれ、かつ市町が助成措置を行う見込みである場合は、本事業の対象者とすることができるものとする。

別記 1 様式第 1 号

年度新規就農者農地確保支援事業参加（変更）申請書

年 月 日

公益財団法人やまぐち農林振興公社理事長 様

申請者 住所
氏名 印

農地中間管理推進事業実施要綱別記 1 第 6 の 1 の規定に基づき、新規就農者農地確保支援事業の適用を受けたいので申請します。

（ 年 月 日付け 第 号で承認通知のあった新規就農者農地確保支援事業の内容を変更したいので、農地中間管理推進事業実施要綱別記 1 第 6 の 3 の規定に基づき申請します。）

添付書類

- ・ 青年等就農計画
- ・ 青年等就農計画認定通知書の写し
- ・ 市(町)長の意見書

(申請者名) 様

公益財団法人やまぐち農林振興公社
理事長 ○○○○ 印

年度新規就農者農地確保支援事業参加承認書

年 月 日付けで参加申請のありました 年度新規就農者農地確保支援事業参加申請について、農地中間管理推進事業実施要綱別記 1 第 6 の 2 の規定に基づき下記のとおり承認しましたのでお知らせします。

年 月 日付けで変更申請のありました新規就農者農地確保支援事業について、農地中間管理推進事業実施要綱別記 1 第 6 の 3 の規定に基づき変更を承認しましたのでお知らせします。

記

1 事業対象となる土地

筆 数	面 積	貸付期間	賃借料
合計 筆	合計 m ²	年 月 日 ～ 年 月 日	合計年額 円

2 助成措置について

年度分～ 年度分までの賃借料は無償とする見込みです。

なお、県及び市町の予算確保状況により、助成措置は変更または中止される場合があります。

別記 1 様式第 3 号

年度新規就農者農地確保支援事業利用状況報告書

年 月 日

公益財団法人やまぐち農林振興公社理事長 様

申請者 住所
氏名 印

農地中間管理推進事業実施要綱別記 1 第 7 の規定に基づき、 年度の利用状況について別添のとおり報告します。

(別添)

1. 賃借権の設定等を受けた者の氏名・名称

氏名：_____

住所：_____

2. 利用権の設定を受けた農用地等の面積 (____年3月末時点)

農地面積 _____ m² (うち耕作可能面積 _____ m²)

3. 上記農用地等の利用状況

作物の種類	栽培面積 (耕作可能面積)	生産量	反収

4. 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定に基づき賃借権の設定等を受けた農用地等の周辺の農用地等の農業上の利用に及ぼしている影響

(_____)

5. 地域における他の農業者との役割分担の状況

(_____)

6. 業務執行役員の状況

氏名	常時従事者の役職名	耕作又は養畜の事業の 年間従事日数

※個人の場合は記載不要

7. その他参考となるべき事項

(_____)

新規就農者農地確保支援事業取消申請書

年 月 日

公益財団法人やまぐち農林振興公社理事長 様

申請者 住所
氏名 印

農地中間管理推進事業実施要綱別記 1 第 8 の規定により、下記の理由により新規就農者農地確保支援事業の取消しを申請します。

記

事業取消 予定年月日	年 月 日
事業取消の理由	
未払い賃借料 及び施設撤去 等の対応につ いて	(未払い賃借料) (施設撤去等)

注 各項目を必ず記入することとし、特に賃借料及び施設撤去については詳細な内容を記入すること。

参考様式

年度新規就農者農地確保支援事業参加申請に係る意見書

番 号
年 月 日

公益財団法人やまぐち農林振興公社理事長 様

市(町)長 印

1 事業参加希望者

住 所	〒 ー
ふりがな 氏 名	

2 事業適用条件に係る意見

農業経営開始日	年 月 日
青年等就農計画認定日	年 月 日
賃借料の1/2に相当する 額の確保見込み	年度分から 年度分までを負担する見込み
その他意見	

注 農業経営開始日、青年等就農計画認定日が確定していない場合は見込日を記載

新規就農者農地確保支援事業の実施スキームについて

1 事業参加希望者の要件（①～③の全てを満たす者）

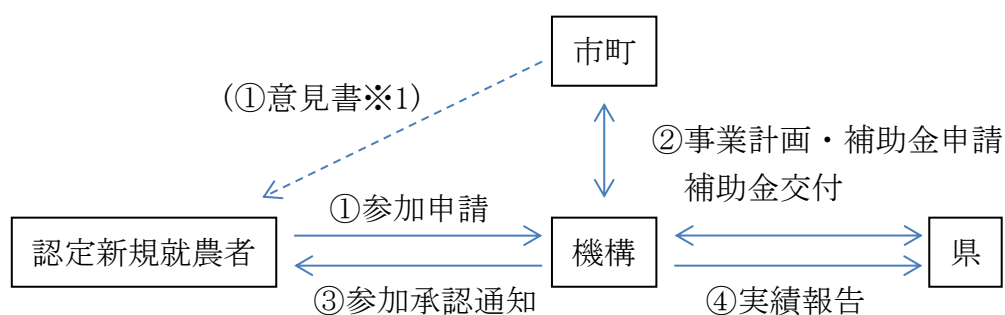
- ① 希望者は、農地中間管理機構から農地を借り受けた者であり（農用地利用配分計画が作成されていること）、当該貸付契約の期間が6年以上であること
- ② 希望者は、就農地の市町から青年等就農計画の認定を受けた者であること
- ③ 希望者が機構から農地を借り受けた日において、就農日から3年以内であること

2 助成措置

- ① 賃借期間に対応する賃借料支払のうち初めの1/2以内を無償化（10回発生するのであれば前5回以内、9回発生するのであれば前4回以内が助成期間の上限）
- ② 市町及び県が賃借料の1/2相当を負担する場合に限る
- ③ 農地中間管理機構から希望者への農地の貸付許可公告日が9月までに行われる場合は当年度、翌年3月までに行われる場合は翌年度から助成

3 当年度に新たに本事業の適用を受けたい者のエントリー方法

- ① 参加希望者は借り受けた農地の賃借料が発生する最初の年度以降に、青年等就農計画の認定を受けた市町長の意見書※1を添えて、機構に参加申請書を提出
- ② 機構は、県及び当該市町の双方に補助金申請の手続きを行う
- ③ 機構は、県及び当該市町の双方から補助を受けることが見込まれる場合に限り、当該期間の賃借料を無償とする見込みである旨を参加希望者に通知（農用地利用配分計画の支払方法欄には何も記載しない）
- ④ 機構は、県への補助金実績報告時に当該市町から機構に対する交付決定等を添付
- ⑤ 経営内容等を大きく変更する場合などは、参加希望者は変更届を提出し、機構の承認を得る（貸付契約の見直しなど軽微な変更は、通常の契約管理の一環で実施）



※2

※1 意見書の内容例

- ・ 就農日
- ・ 青年等就農計画の認定日
- ・ 補助の見込み期間
- ・ その他

※2 参加承認通知の内容例

- ・ 配分計画の記載は通常どおり
- ・ ○年度分～◇年度分については無償とする見込み（ただし、県及び市町の財政状況等により変更される場合がある）

(別記2)

農林地売買等事業

第1 趣旨・事業内容

効率的かつ安定的な農業経営体への農地の利用集積を図るため、次の事業を実施する。

1 貸付事業

県公社が規模縮小農家等から農用地等を借り入れ、認定農業者等へ貸し付ける。

2 売渡事業

県公社が規模縮小農家等から農用地等を買入れ、認定農業者等へ売り渡す。

第2 事業の実施原則

本事業の実施に当たっては、基盤強化法第4条第4項第1号に規定する利用権設定等促進事業及び農業委員会が行う農地移動適正化あっせん事業（農地移動適正化あっせん事業実施要領（昭和45年1月12日付け農地B第3712号農林事務次官依命通知）に規定するあっせん事業をいう。）の活用を図り、かつ、農地利用集積円滑化団体（基盤強化法第11条の14に規定する農地利用集積円滑化団体をいう。）その他関係機関と密接に連携するものとする。

第3 本事業の要件

1 貸付事業

(1) 農用地等を借り入れる場合は、次のいずれかの要件を満たすこととする。

ア 土地改良事業等（ほ場整備事業等の土地基盤整備を行う事業その他農林水産部長が別に定める事業をいう。以下同じ。）の対象となった農用地等又は近い将来対象となることが見込まれる農用地等であること。

イ 効率的な作業を展開することができる程度にまとまった農用地等であること。

(2) 農用地等の借入れ及び貸付けを土地改良事業等と相まって実施する場合にあっては、(1)のアの要件を満たすとともに、その土地改良事業等の事業計画に沿ったものであること。

(3) 農用地等を貸し付ける場合の相手方は、認定農業者（基盤強化法第12条第1項の認定を受けた者をいう。以下同じ。）、特定農業法人（基盤強化法第23条第4項に規定する特定農業法人をいう。以下同じ。）、基本構想水準到達者（基盤強化法第6条第1項の規定に基づき市町村が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に示す効率的かつ安定的な農業経営の指標を達成していると認められた者をいう。以下同じ。）、認定就農者（基盤強化法第14条の4又は青年就農促進法第4条第1項の認定を受けた者をいう。以下同じ。）又は農地移動適正化あっせん基準（農地移動適正化あっせん事業実施要領2の規定に基づき県知事の認定を受けた基準をいう。以下同じ）を満たす者とする。

2 売渡事業

(1) 農用地等を買入れる場合は、売渡しの相手方が現にいるか、又は近い将来確保できることが確実と見込まれるものとし、かつ1の(1)に掲げるいずれかの要件を

満たすこととする。

- (2) 農用地等の買入れ、売渡しを土地改良事業等と相まって実施する場合にあっては、1の(1)のアの要件を満たすとともに、その土地改良事業等の計画に基づくものであることとする。
- (3) 農用地等の売渡しを行う場合の相手方は、認定農業者、特定農業法人、基本構想水準到達者、認定就農者又は農地移動適正化あっせん基準を満たす者とする。

第4 本事業の実施

(1) 事業実施の手続

市町は、県公社が買入れ又は借入れを行おうとする農用地等についての実地調査報告書（別記2様式第1号）により、県公社が売渡し又は借受けを希望する者については、農業経営状況調査報告書（別記2様式第2号）により、県公社に報告するものとする。

(2) 第1の1及び2の事業ごとの留意事項

ア 農用地等貸付事業

農用地等を借り入れた後、貸し付ける場合の留意事項は、次のとおりとする。ただし、土地改良事業等と相まって行う場合にあつては、県、市町、農業委員会又は関連事業の実施主体となる農業団体等から県公社において農用地等の権利を取得すべき旨の申出を受けた場合に行うものとする。

- (ア) 農用地等の借入れに当たっては、その賃貸借の存続期間を6年以上とし、農用地等を借り入れる時点において貸付けの相手方が確保されていない場合にあつては、原則として使用貸借による権利の設定を行い、貸付けの相手方が確保された時点で賃借権による権利の設定に変更するものとする。
- (イ) 県公社は、6年以上の定めがある農用地等の借受けに係る賃貸借に関する契約を締結する場合において、賃貸人に対し、当該契約の期間に応じて、6年から10年分までの賃借料を一括して前払いをすることができるものとする。
- (ウ) 農用地等の貸付けに当たっては、原則として賃借権による権利の設定を行うものとする。

イ 農用地等売渡事業

農用地等を買入れた後、売り渡す場合の留意事項は、次のとおりとする。

- (ア) 県公社は、農用地等を買入れる場合は、売渡しの相手方が現にいるか、又は近い将来確保できることが確実と見込まれるものとし、保有期間は、原則として1年以内とする。
- (イ) 農用地等の買入価格は、土地の種類及び農業上の利用目的ごとにそれぞれ近傍類似の農用地等の価格から見て適当であると判断されるものとし、必要に応じて農業委員会の意見を聴いて定めるものとする。
- (ウ) 農用地等の売渡価格は、原則として、その取得価格に当該農用地等に係る本事業の経費を加えた額（当該農用地等につき土地改良事業等が行われた場合には、当該事業に要した経費のうち当該県公社が負担した額を加えた額）を基準とし、当該農用地等の買入価格を勘案した上で、必要に応じ農業委員会の意見を聴いて定めるものとする。

農用地等
(用地等用)

実地調査報告書

第 号
年 月 日

(公財)やまぐち農林振興公社理事長 様

農業委員会会長 印

農用地等の買入れに係る実地調査をしたので、農地中間管理推進事業実施要綱別記2の第4の(1)の
用地等の借入れ

規定により、下記のとおり報告します。

記

所有者	住所	〒 TEL — —				
	フリガナ			生年月日	昭和 平成 年 月 日 (年令 才)	
	氏名					
当該農用地等の概要	地積合計	登記簿	筆	m ²		
		現況	筆	m ²		
	価格合計	売買	円	参 考	近傍類似地取扱価格 (10a 当たり)	
		10a 当たり			円	
		貸借	円		近傍類似地取扱利用料 (10a 当たり)	
10a 当たり		円				
支払方法	売買		貸借 (一括前払・年払)			
譲渡、貸付理由 (該当するものに○をつけること)			譲渡、貸付人の経営規模 (m ²)			
労力不足 (高齢、疾病等)、不在地主 耕作条件不良 (遠隔地)、離農転出 在村離農 (就労、他業専念) 資金需要 その他 (具体的に記載ください)				現在	譲渡貸付後	
			田			
			畑			
			その他			
			計			

市町											
土地の表示等											
所在	地番	地目		面積 (㎡)		利用 状況	10a当たり 普通収穫高	農用地 区域の 内外	ほ場整備実施状況		希望価格 (円) (売渡・貸付)
		登記簿	現況	登記簿	現況				実施	無	
計	筆										
その他価格・所 有権移転の前提 登記等について の参考事項											

農用地等
(用地等用)

農業経営状況調査報告書

第 号
年 月 日

(公財)やまぐち農林振興公社理事長 様

農業委員会会長 印

農用地等の買受け希望があったので、農地中間管理推進事業実施要綱別記2の第4の(1)の規定によりその経営状況等を下記のとおり報告します。

記

1 買受け、借受け希望者（公社事業活用実績 有・無）

住 所	〒 TEL - -		
フリガナ		生 年 月 日	昭和 平成 年 月 日 (年齢 才)
氏 名			

注 法人の場合は、「住所」欄に主たる事務所の所在地を、「氏名」欄に名称及び代表者の氏名を記入し、法人の登記簿謄本を添付すること。

2 対象農用地等の内容

地 積 合 計	登 記 簿	筆		m ²		利 用 内 容	
	現 況	筆		m ²			
土 地 の 表 示 等							
全筆 買受け 一部 借受け	地 番	地 目		地 積 m ²			
		登記簿	現 況	登記簿	現 況		
		計 筆	/	/			

3 買受け・借受け希望者の農業経営の状況等

農作業に従事者の状況	譲受人(借受人)及びその世帯員等	氏 名	年 齢	続 柄	職 業	農作業経験年数	通作距離	年間農作業従事日数
						年	km	日
	雇用等による従事者	区 分	年間延べ人数		平均農作業経験年数	平均通作距離	年間延べ農作業従事日数	
		現 在	人		年	km	日	
		増員予定						

目標とする営農類型				農家台帳番号	
作 目 等		現在の経営面積 (㎡)	取得後の経営面積 (㎡)	主な農機具の保有状況	
自作地	水 稻			農機具 田 植 機 防 除 機 コンバイン 乾 燥 機 ト ラ ッ ク	台 数
	計				
借入地	水 稻				
	計				
合 計	水 稻				
	計				

注 水稻以外の作目等についても記入すること

4 例年の農業収入等

農産物販売収入	その他の農業収入	農外所得
千円	千円	千円

5 その他参考事項

自己資金対応の有無	有・無	特 記 事 項	
農業者年金の加入状況	加入・未加入		
負債・未払金	有・無		
後継者の有無	有・無		
認定農業者	認定・否	認定年月日	

遊休農地に関する措置に係る事務処理について

平成28年 9 月
(公財)やまぐち農林振興公社

農地法第32条に基づく利用意向調査において農地所有者等から農地中間管理事業を利用する意思表示があった場合の農地法第35条第1項に基づく通知及び「農地法の運用について」別添第3の5に基づき農業委員会から農地中間管理機構へ農地等の状況についての情報提供を行う場合の具体的手続については、次のとおりとする。

1 利用意向調査において所有者等から農地中間管理事業を利用する旨の意思表示があった場合の取扱い

ア 「農地法第35条1項」に基づく通知は、様式1-1及び様式2-1（貸付希望農用地等（遊休農地）リスト）によることとし、農業委員会から市町農地中間管理事業担当課経由で、利用意向調査を発出した年度の3月末までに機構へ通知すること（3月末以降に利用意向調査の意向の表明があったものについては、毎月末締めで通知すること）。

その際、農業委員会及び市町担当課は、地域の農地の活用方針等を踏まえ、下記3の中間管理権の取得に係る運用基準（以下「運用基準」という。）に適合するかどうかについて、様式2-1の所定の欄に意見を記載して通知すること。

イ 機構は、上記アの通知を受領後、運用基準に適合する農地は、公募管理支援システムへ登録を行い、公募管理支援システムに登録をした農地をリストに取りまとめて市町担当課へ通知するとともに、市町担当課及び農業委員会と連携して地域の担い手に農地情報を提供するなど、一定期間マッチングを図る。

ウ 運用基準に適合しない農地については、機構のホームページで「貸付希望農地情報」として情報発信するなど、一定期間広域的なマッチングを図る。

エ 機構は、イ及びウにより一定期間マッチングを行ったにも関わらず受け手が見つからなかった場合、「農地法第35条第2項に基づく通知」を農地所有者等（様式3-1）及び農業委員会（様式3-2）に対して送付する。

なお、上記イ～エの「一定期間」とは、農地の利用意向調査を行った年度の3月末から起算して、2年間とする。

2 利用意向調査において所有者等から農地中間管理事業を利用する旨の意思表示があった場合以外の農地中間管理機構への情報提供について

ア 「農地法の運用について」別添第3の5の(3)の規定による情報提供は、様式

1-2及び様式2-2（遊休農地情報提供リスト）によることとし、農業委員会から市町農地中間管理事業担当課経由で、利用意向調査を発出した年度の3月末までに機構へ情報提供を行うこと。

その際、農業委員会及び市町担当課は、地域の農地の活用方針等を踏まえ、運用基準に適合するかどうかについて、様式2-2の所定の欄に意見を記載して情報提供すること。

イ 機構は上記アの情報提供を受領後、その農地が3の運用基準に適合しないと判断した場合は、「「農地法の運用について」別添第3の5（3）による情報提供に対する結果について」（様式4）を農業委員会に対して送付する。

3 機構が中間管理権を取得する農地の運用基準について

機構は、上記1による通知及び上記2による情報提供のあった農地が、次のいずれにも該当しない場合に、山口県農地中間管理事業規程の第2に定められた農地中間管理権を取得する農用地等の基準に適合するものと判断する。

- ① 農業振興地域外の農地
 - ② 当該農地の現況について、次のいずれかに該当する農地
 - ア 農地への進入路がない農地
 - イ 隣接地との境界が明確でない農地
 - ウ 用水・排水が確保できない農地
 - エ 一筆あたりの面積が狭小な農地
- ※「狭小」の基準は10アール未満を基本とするが、当該農地の個別の状況に応じて10アール未満であっても基準に適合すると判断することがある
- ③ 受け手への貸付の可能性が著しく低いと認められる農地
(具体例)
 - ア 土地の形状、周辺土地の利用状況等から見て、農用地として集团的・効率的に利用することが著しく困難な農地
 - イ 周辺で担い手による利用集積が行われておらず、今後、利用集積がされる具体的見込もない農地
 - ウ その他

【参考】 勧告対象農地の取扱について

農業委員会は、農地法第36条第1項の各号に該当する場合は、当該農地の所有者等に対し、農地中間管理権の取得に関し機構と協議すべきことを勧告することとされているが、上記1のイ～エ及び上記2のイに該当する農地は、農地法第36条第1項ただし書の「正当な事由」に該当するため、勧告の対象とはならない。

但し、贈与税又は相続税の納税猶予制度の適用を受けている農地については、上記1のイ～エ及び上記2のイに該当する場合であっても勧告の対象となるので留意する必要がある。

なお、農業委員会が農地法第36条第1項に基づく勧告を行った場合は、「農地法事務処理要領（平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）」別紙1様式例第13号の8により、機構に対し勧告を行った旨の通知を行うこと。

(参考)

◎勧告の対象外農地について（「農地法の運用について」別添第3の6（2）ア）

- (1) 機構が法第35条第2項ただし書に基づき農地中間管理事業規程に定められた農地中間管理権を取得する農用地等の基準に適合しない旨を農業委員会に通知した場合
- (2) 機構に対して農地所有者が貸付を行う旨の意思が表明され、それが継続している場合
- (3) (1)、(2)に掲げるもののほか、機構から、その農地が農地中間管理権を取得する農用地の基準に適合しない旨を農業委員会に通知した場合

◎勧告の撤回（「農地法の運用について」第3の6（3））

- (1) 利用状況調査等により、遊休農地が解消されたことが確認された場合
- (2) 機構との借入協議の結果、当該農地を機構が借り受けた場合
- (3) 知事の裁定により、機構が農地中間管理権を取得した場合
- (4) (1)～(3)に該当する場合のほか、勧告を撤回すべき相当の事情がある場合

様式 1 - 1

番 号
年 月 日

公益財団法人やまぐち農林振興公社
理事長 殿
(〇〇市町農地中間管理事業担当課長経由)

〇〇市町農業委員会
会長 印

農地法第35条第1項に基づく通知

農地法第35条第1項の規定に基づき、下記農地の所有者等から農地中間管理事業を利用する意思がある旨の表明があったので通知します。

記

農地の所在及び所有者の連絡先

- ・別添貸付希望農用地等（遊休農地）リスト（様式2 - 1）のとおり

様式 1 - 2

番 号
年 月 日

公益財団法人やまぐち農林振興公社
理事長 殿
(〇〇市町農地中間管理事業担当課長経由)

〇〇市町農業委員会
会長 印

「農地法の運用について」別添第 3 の 5 の (3) に基づく情報の提供について

「農地法の運用について」通知第 3 の 5 の (3) に基づき、農地利用意向調査の対象となった農地に係る情報について、下記のとおり提供します。

ついては、当該農地が農地中間管理事業規程に定められた農地中間管理権を取得する農用地等の基準に適合しない場合には、その旨を速やかに通知してください。

記

対象農地の情報及び当該農地に係る農業委員会意見等
・別添遊休農地情報提供リスト（様式 2 - 2）のとおり

貸付希望農用地等（遊休農地）リスト

① 登録の種類	② 農地通し番号	③ 出し手登録日	市・町名	希望地区名	人・農地プラン名	自由選択欄	④ 貸付希望者氏名 (登記名義人)	⑤ 共有者	⑥ 契約者 (相続人)	フリガナ	〒番号	住所	電話番号	⑦ 農用地等の状況												⑩ 権利に関する事項			⑭ 市町登録希望見聞欄	⑮ 農業委員会農政部長意見欄											
														市町名	大字	小字	地番	登記簿面積 ㎡	契約面積 ㎡	耕作可能面積 ㎡	登記地目	現況地目	ほ場整備の状況	進入路の有無	境界の有無	用排水路の有無	⑪ 経営移譲の有無	⑫ 生前贈与の有無			⑬ 永小作件の有無										

記載注意

- (1) オレンジ着色してある項目については、記入を必須とする。
- (2) ①から⑯までの項目については、以下のとおり、記入するものとする。
 - ① 登録の種類 : 貸付登録による登録は「1」、不作付け地の登録は「2」、遊休農地の登録は「3」を記入すること
 - ② 農地通し番号 : 連続した番号「1、2、3・・・」を記入すること
 - ③ 出し手登録日 : 山口県農地中間管理機構における登録日を記入すること
 - ④ 貸付希望者氏名 : 登記名義人を記入すること
 - ⑤ 共有者 : 共有持ち分を有する者を記入すること
 - ⑥ 契約者 : 登記名義人又は登記名義人が死亡の場合は相続人を記入すること
 - ⑦ ほ場整備の状況 : 実施済みは「1」、未実施は「2」を記入すること
 - ⑧~⑩ 各項目 : 有りの場合は「1」、無しの場合は「2」、不明の場合は「3」を記入すること
 - ⑭ 市町登録希望見聞欄 : 極狭な農地（登記面積が1,000㎡未満の農地）及び項目⑧~⑩の有無に関わらず、当該農地について市町で貸付先を探す必要がある場合は「1」、貸付先が見つかる見込みがない場合は未記入とすること
 - ⑮ 農業委員会・農政部長意見欄 : ⑭の項目で記入がない場合、以下の「ア～ウ」のいずれかを記入すること
 - ・ 周辺で担い手による利用集積が行われておらず、今後、利用集積がされる具体的な見込みもない場合は「ア」
 - ・ 土地の形状、周辺土地の利用状況等から見て、農用地として集団的・効果的に利用することが著しく困難な場合は「イ」
 - ・ その他の場合は「ウ」

遊休農地情報提供リスト

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭		⑮	
													登記の種類	農地通し番号		

記載注意

- (1) オレンジ着色してある項目については、記入を必須とする。
- (2) ①から⑮までの項目については、以下のとおり、記入するものとする。
 - ① 登録の種類 : 貸付登録による登録は「1」、不作付け地の登録は「2」、遊休農地の登録は「3」を記入すること
 - ② 農地通し番号 : 連続した番号「1、2、3・・・」を記入すること
 - ③ 出し手登録日 : 山口県農地中間管理機構における登録日を記入すること
 - ④ 貸付希望者氏名 : 登記名義人を記入すること
 - ⑤ 共有者 : 共有持ち分を有する者を記入すること
 - ⑥ 契約者 : 登記名義人又は登記名義人が死亡の場合は相続人を記入すること
 - ⑦ ほ場整備の状況 : 実施済みは「1」、未実施は「2」を記入すること
 - ⑧～⑬ 各項目 : 有りの場合は「1」、無しの場合は「2」、不明の場合は「3」を記入すること
 - ⑭ 市町登録希望意見欄 : 極狭な農地(登記面積が1,000㎡未満の農地)及び項目⑧～⑯の有無に関わらず、当該農地について市町で貸付先を探す必要がある場合は「1」、貸付先が見つかる見込みがない場合は未記入とすること
 - ⑮ 農業委員会・農政当局意見欄 : ⑭の項目で記入がない場合、以下の「ア～ウ」のいずれかを記入すること
 - ・ 周辺で担い手による利用集積が行われておらず、今後、利用集積がされる具体的な見込みもない場合は「ア」
 - ・ 土地の形状、周辺土地の利用状況等から見て、農用地として集団的・効果的に利用することが著しく困難な場合は「イ」
 - ・ その他の場合は「ウ」

様式 3 - 1 (農地の所有者等あて)

番 号
年 月 日

〔該当 農地所有者〕様

(山口県農地中間管理機構)
公益財団法人やまぐち農林振興公社
理事長

農地法第 35 条第 2 項に基づく通知について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、あなたの所有する別紙の農地については、農地が所在する市町の農業委員会から、農地利用意向調査において農地中間管理事業を活用する意向を示していたのだいたいの通知を受けたところですが、このたびは下記の理由により当機構では借受できないと判断しましたので、お知らせします。

なお、今後、当該農地に関するご相談等につきましては、農地が所在する市町の農業委員会にご連絡くださいますようお願いいたします。

記

借受希望者の応募状況等から、経営体に貸し付けることができる可能性が著しく低いと認められるため(当機構において借受者を探しましたが、借受者がなかったため)。

様式 3 - 2 (農業委員会あて)

番 号
年 月 日

〔市町〕 農業委員会会長様

(山口県農地中間管理機構)
公益財団法人やまぐち農林振興公社
理事長

農地法第 35 条第 2 項に基づく通知について

当機構の業務運営につきましては、平素から格別の御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

年 月 日付け第 号で通知のありました別紙の農地は、当機構で定める農地中間管理権の取得基準に適合しないため、農地中間管理権を取得しないこととなりました。

なお、当該農地の所有者等へは、年 月 日付けにて別添のとおり通知する予定ですので、今後の取扱いについて御検討いただくようお願いいたします。

様式4

番 号
年 月 日

〔市町〕 農業委員会会長様

公益財団法人やまぐち農林振興公社
理事長

「農地法の運用について」別添第3の5（3）
による情報提供に対する結果について

当機構の業務運営につきましては、平素より格別の御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、 年 月 日付け第 号で貴農業委員会から情報提供いただきました別紙の農地については、当機構で定める中間管理権の取得基準に適合しないと判断しましたので、御了知願います。

(参考様式)

番 号
年 月 日

公益財団法人やまぐち農林振興公社
理事長 殿

〇〇市町農地中間管理事業部課長

農地法第 35 条第 1 項に基づく通知について（送付）

このことについて、年 月 日付け第 号により〇〇市町農業委員会から下記のとおり提出されましたので、送付します。

記

提出内容

- ・農地法第 35 条第 1 項に基づく通知（様式 1 - 1）
- ・貸付希望農用地等（遊休農地）リスト（様式 2 - 1）

(参考様式)

番 号
年月日

公益財団法人やまぐち農林振興公社
理事長 殿

〇〇市町農地中間管理事業部課長

「農地法の運用について」別添第3の5の(3)に基づく
情報の提供について(送付)

このことについて、年 月 日付け第 号により〇〇市町農業委員会から下
記のとおり提出されましたので、送付します。

記

提出内容

- ・「農地法の運用について」別添第3の5の(3)に基づく情報の提供につい
て(様式1-2)
- ・遊休農地情報提供リスト(様式2-2)

(参考様式)

個人情報の取扱いについての同意書

年 月 日

公益財団法人やまぐち農林振興公社 理事長 殿

住 所

氏 名

印

私は、農地中間管理事業の利用を希望し、公益財団法人やまぐち農林振興公社に対し、貸出希望農地を登録します。

つきましては、個人情報の取扱いについて、以下の事項を確認の上、同意します。

農地中間管理事業に係る個人情報の取扱いについて

公益財団法人やまぐち農林振興公社における個人情報の取り扱いは以下の通りです。

1 個人情報とは

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び関係法令に基づく情報をいい、登記名義人及び氏名、住所、電話番号等、特定の個人を識別することのできる情報をいいます。

2 個人情報の利用目的

農地中間管理事業の実施のため必要な範囲に限定して利用します。

3 個人情報の管理

個人情報は、利用目的の達成に必要な範囲において、適正に管理します。

4 個人情報の開示

個人情報の開示を行う場合、権利の行使は所定の手続きに準じて、ご本人であることの確認をとった上ですみやかに対応させていただきます。

5 第三者への提供

個人の特定ができない情報に限定して提供を行い、借受希望者を募集するため公益財団法人やまぐち農林振興公社ホームページで、情報開示を行います。

また、農地中間管理事業の実施のため、次の関係機関に情報を提供する場合があります。

関係機関	国、都道府県、市町、農業委員会、農業協同組合、農業再生協議会、農地利用集積円滑化団体、都道府県農業会議、農業共済組合連合会、農業共済組合、農業経営基盤強化資金（スーパー L 資金）の金融機関等
------	--

山口県農地中間管理事業農地集積推進員取扱要領

第1条 目的

この要領は、公益財団法人やまぐち農林振興公社（以下「公社」という。）が農地中間管理事業の円滑な推進を図るため、農地集積推進員の委嘱及び業務、謝金等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 農地集積推進員の委嘱

農地の集積を円滑に推進するため、以下により農地集積推進員を委嘱する。

(1) 条件

農地集積推進員は、農業経営者及び農業関係団体・行政等の経験者であって、地域の人・農地・農業に精通し、地域における農地中間管理事業に関する話し合い等に意欲を持って参画できる能力を有していると認められる者とする。

(2) 委嘱期間

委嘱期間は、当該年度末までを限度とし、1ヶ月15日以内の従事とする。なお、期間満了時に更新することを妨げない。

(3) 委嘱手続き

農業関係団体や行政機関からの推薦（別紙第1号様式）や公社自らの募集活動により次条に規定する農地集積推進員業務に必要な能力を有する者を書類審査及び面接を行い、決定し委嘱する。

(4) 農地集積推進員の情報共有

公社は、農地中間管理事業を円滑に実施するため、農地集積推進員の氏名、連絡先、その他農地集積推進員が承諾した情報について推薦した団体や行政機関と共有する。

第3条 農地集積推進員の業務

1 業務の実施区域

農地集積推進員の業務の実施区域は、各地域の農地の規模等に応じて農林水産事務所の管内又は市・町、もしくは市・町の特定の地域とし、配置数は別表1のとおりとする。

ただし、配置数は農地集積の状況によって変更することを妨げない。

2 業務の内容

農地集積推進員が行う業務は、別表2のとおりとする。

3 業務の報告

農地集積推進員は、毎月7日までに活動状況報告書（別紙第2号様式）を作成し公社へ提出する。

4 従事場所

自宅又は市・町の公署、もしくは公社が予め指定する場所とする。

5 業務に係る謝金等

(1) 農地集積推進員の謝金は、1時間当たりとし、単価は公社が別に定める。

(2) 謝金の対象とする業務時間は、現場での直接の業務の他、公社、市・町、関係団体・地域等での打合せ等の活動時間及び自動車での移動時間、並びに業務報告書作成等に要した時間とする。

- (3) 旅費相当額の取扱いは、公社が別に定める。
- (4) 農地集積推進員が業務を行うにあたり必要となる経費のうち、公社が適当と認めるものは、領収書等を確認の上実費を支給することができる。
- (5) 謝金の基礎となる従事時間数の計算は月末締めとし、月集計時に1時間未満の端数がある場合には、切り捨てることとする。

6 謝金等の支払い

公社は、第3条第3項の規定により、活動状況報告書の提出を受けたときは、速やかに業務の実施状況を確認し、農地集積推進員から申出のあった口座（別紙第3号様式）に謝金等を振り込むものとする。

第4条 禁止行為

- (1) 公社の名誉をき損し、信用を傷つけ又は利益を害すること。
- (2) その他業務執行に支障があると認められる行為を行うこと。

第5条 個人情報に関する秘密保持等

農地集積推進員は、農地中間管理事業業務に関して知り得た個人情報について、業務の遂行に使用する以外に使用し、または提供してはならない。また、保有した個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に利用してはならない。なお、この業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第6条 損害賠償

農地集積推進員の故意または重大な過失により公社に対して損害を与えたときは、公社は、農地集積推進員に対し、損害の一部または全部について損害賠償させることができる。

第7条 疑義の解決

この要領に定める事項に疑義が生じた場合又は要領で定めのない事項で必要がある場合は、公社及び農地集積推進員が協議して定めるものとする。

附則 この要領は、平成28年1月1日から施行する。

附則 この要領は、平成31年3月4日から施行する。

附則 この要領は、令和2年11月1日から施行する。

別表 1

農地集積推進員の配置

農林事務所名	市・町	特定地区	農地集積推進員配置数
岩 国	岩国市		(兼務 1)
柳 井	柳井市 田布施町 平生町 上関町		1
	周防大島町		1
周 南	周南市 下松市 光市		1
小 計			3 (兼務 1)
山 口	山口市	秋穂	1
		徳地	1
		阿知須	1
		阿東	1
		仁保	1
		その他地区	1
	防府市	大道	1
		その他地区	1
小 計			8
美 祢	美祢市 宇部市 山陽小野田市		1
小 計			1
下 関	下関市	旧市内	1
		内日	1
		豊浦	1
		菊川	1
		豊田	1
		豊北	1
小 計			6
長 門	長門市		3
小 計			3
萩	萩 市	須佐 田万川	1
		阿武 福栄 むつみ	1
		旧萩市 川上 旭	1
小 計			3
合 計			24

(別紙第1号様式)

山口県農地中間管理事業農地集積推進員推薦書

年 月 日

公益財団法人 やまぐち農林振興公社

理事長

様

市町長 氏 名 印

関係団体の長 氏 名 印

山口県農地中間管理事業農地集積推進員取扱要領第2条第1項第3号の規定に基づき、
下記の者を農地集積推進員に推薦します。

記

1 氏 名

2 生年月日

3 推薦理由

* 添付書類 本人の履歴書、健康診断書

(別紙第2号様式)

確認	部長	アドバイザー	室長	課長	室担当

農地集積推進員 活動状況報告書 (日報)

推進員氏名

⑩

年 月 日 (曜日) 活動開始時間 時 分
活動終了時間 時 分

活動場所	地域の名称	活動内容

(別紙第3号様式)

口座振替申出書

公益財団法人やまぐち農林振興公社
理 事 長

様

申 出 者

(自 宅)

郵便番号 〒

住 所

農地集積推進員

氏 名

印

(生年月日 年 月 日)

公益財団法人やまぐち農林振興公社から支払われる農地中間管理事業農地集積推進員の業務に係る経費（謝金・旅費等）については、下記金融機関の指定口座に振込んでください。

記

金 融 機 関	銀 行 信用金庫 組 合 支店（支所）
預金の種類 及び口座番号	1. 普通預金 2. 当座預金 No.
口座名義人 (カタカナ)	

*預金の種類は該当の番号を○で囲んでください。

*口座名義人は、口座開設金融機関へお尋ねの上、金融機関に電算登録してある名称を、カタカナで御記入願います。

公益財団法人やまぐち農林振興公社農地中間管理事業評価委員会規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第6条及び公益財団法人やまぐち農林振興公社（以下「公社」という。）の定款第51条の規定に基づき設置する農地中間管理事業評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、公社が行う農地中間管理事業の実施状況を評価し、これに関し必要と認める意見を意見書として作成して公社理事長（以下「理事長」という。）に提出するものとする。

(組 織)

第3条 委員会は、委員3人以上5人以内で組織する。

2 委員は、経営又は農業に関する学識経験を有する者のうちから、山口県知事の認可を受けて、理事長が任命する。

(任 期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、最初に選任された委員については、平成28年5月31日までとする。また、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した委員の補欠として選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお委員としての権利義務を有する。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理し、委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を行う。

(会議の招集)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員に対し、会議の日の1週間前までに、会議の日時、場所及び目的である事項を示した書面により、会議の招集の通知を発しなければならない。

(会議の議事)

第7条 会議の議長は、委員長がこれに当たる。

2 会議の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

3 やむを得ない理由のため、会議に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は書面をもって代理人に表決を委任することができる。この場合において、前項の規定の適用については、出席したものとみなす。

4 委員長は、緊急を要する事項については、書面により賛否を求めることにより、委員会の決議にかえることができる。

(報酬等)

第8条 委員の報酬及び費用弁償については、公益財団法人やまぐち農林振興公社役員等の報酬等及び費用弁償に関する規程第4条第2項、第5条及び第6条の規定を準用する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、公社農地中間管理事業部において処理する。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

農地中間管理事業に係る利用料取扱要領

公益財団法人やまぐち農林振興公社（以下「公社」という。）が行う農地中間管理事業の利用料の徴収、支払については、次のとおり取扱うこととする。

1 利用料の請求等

- (1) 利用料の支払いについては、借受人申し出による農協口座振替(引落)により行う。農協口座振替(引落)については、口座振替(引落)日、金額等を明記した文書により事前に送付し、農用地利用配分計画により毎年11月又は12月に振替を実施する。
- (2) 農協口座を有しない場合等やむを得ない理由により、口座振替(引落)が出来ない場合は、納入通知書による納金も可能とし納付書を発行する。
ただし、その場合の振込に係る手数料は、本人負担とする。

2 再請求

口座振替(引落)不能者に対しては、納期限を新たに定め、納入通知書を発行する。なお、再請求による振込みに係る手数料は、債務者が負担するものとする。

3 口頭による督促

- (1) 再請求による納期限(以下「納期限」という。)後、未納のまま30日(営業日の日数)以上経過したときは、公社職員が面談等を行い、利用料の債務の存在を確認させる(様式1号)とともに、利用料の支払いを促す。
- (2) (1)の確認の上、債務者からの申し出により分割払い、納期限の延長等があった場合は、理事長の決裁を受けた上で、新たな納入通知書等を交付する。

4 文書による督促

公社は、3の(2)に掲げる再請求による支払がない場合は、督促状(様式2号)を配達証明付内容証明郵便により通知するものとする。

また、督促を行った場合は、その旨を関係市町及び農業委員会並びに県に通知する。

5 催告及び解除

- (1) 公社は、4の督促にもかかわらず、なお利用料その他の債務の支払がない場合には、民法第541条の規定により、債務者に対し、最終の納期限及び契約解除予告を記載した催告書(様式3号)を内容証明郵便により送付する。この場合、履行期限は、本人への書面到達から2週間を経過した日とする。
- (2) 上記催告書の履行期限までに、弁済の履行がされなかった場合、農地法第18条

の許可を得て、解除通知書(様式4号)を発行するものとする。

ただし、特段の事情がある場合は、この限りでない。

6 法的保全及び法的回収措置

公社は、5による催告を行ってもなお、債務者が支払に応じない場合は、債務名義の取得による強制執行その他の法的保全措置又は法的回収措置を講ずるものとする。

ただし、債務名義取得による強制執行等が適当でない場合は、別途協議するものとする。

7 遅延損害金

(1) 公社は、5によるところの最終の納期限までに、利用料の全部又一部を支払われないときは、次に掲げるところにより、遅延損害金を債務者に請求する。

ア 遅延損害金の計算 民法の規定により、法定利率を適用する。

イ 計算期間 最終の納期限翌日から支払日までの期間

(2) 遅延損害金の請求は、遅延損害金の確定金額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が千円未満であるときはその端数又は全額を切り捨てる。

8 利用料の支払

(1) 期日までに口座振込を行うこととするが、振込口座の名義人が亡くなるなどの理由により、口座が凍結されるなど、振込不能となったときは、農業委員会等の協力を得てその土地の相続者を探す。

(2) 相続者の確定に至らなかったとき、または相続者の受取拒否等により、翌年2月末までに、支払が出来ないと見込まれる場合は、供託の手続きをとる。

(3) 供託所となる法務局に申請を行い、同局の指導に基づき供託金を納入する。

(4) 供託を行った場合は、その旨を相続者、関係市町及び農業委員会並びに通知する。相続者が、確定している場合は併せて、還付請求の方法等を通知する。

(5) 供託による借賃の時効(5年)の場合、公社は、取り戻し請求を行うものとする。

附 則

この要領は、平成29年11月1日から施行する。

様式 1 号

債 務 確 認 書

私は、公益財団法人やまぐち農林振興公社に対して、 年 月 日を支払期限とする
賃借料 円の支払義務があることを確認いたします。

今後、誠意を持って支払います。

また、支払が滞った場合は合意解約に応じます。

年 月 日

(債務者)

(住所)

(氏名等)

印

公益財団法人 やまぐち農林振興公社 理事長 様

様式 2 号

年 月 日

(債務者)

(住所)

(氏名等)

様

督 促 状

当社は、貴方に対して 年 月 日を支払日とする利用料 円の

債権を有していますが、本日に至るも支払が履行されていません。

つきましては、本状到達後2週間以内にお支払いいただくよう、本書面を持って御請求いたします。

期限内にお支払いがない場合は、法的手段を執らざるを得ない場合もございますので、御承知おき
ください。

また、支払が遅れた場合は、遅延損害金が発生することもあります。

なお、本状と行き違いでお支払い頂いておりましたときはあしからずご容赦ください。

様式 3 号

年 月 日

(債務者)

(住所)

(氏名等) 様

年 月 日付けの農地利用配分計画に基づく 年分の利用料は、

既に、年 月 日付けで督促状によるお支払をお願いして参ましたが、本日に

至るまで支払われていません。

つきましては、最終納期限を 年 月 日としますので、期限内にお支払ください。

なお、上記期日までにお支払がない場合は、農地法第18条に基づき契約解除するとともに、

請求金額及び遅延損害金につき強制執行等の法的手続きをとることになりますので、あらかじめ

御承知ください。

様式 4 号

年 月 日

(債 務 者)

(住 所)

(氏 名 等)

様

山 口 県 山 口 市 葵 二 丁 目 5 番 69 号

公 益 財 団 法 人 や ま ぐ ち 農 林 振 興 公 社

理 事 長

解 除 通 知 書

当 公 社 が 貴 方 に 対 し、 年 月 日 付 け 農 用 地 利 用 配
分 計 画 に よ る 賃 貸 借 契 約 に 基 づ き、 賃 貸 し て い る 土 地
(別 紙 明 細 書 の と お り) に 係 る 年 分 の 利 用 料 債 権
円 に つ い て は、 既 に 年 月 日 付 け 催 告 書 に よ り、 最
終 納 期 限 (年 月 日) を 定 め て お 支 払 を お 願 い し て
参 り ま し た が、 未 だ お 支 払 が ご ざ い ま せ ン。

つ き ま し て は、 本 通 知 書 を も っ て、 上 記 賃 貸 借 契 約 を
解 除 し ま す。

上 記 土 地 に つ い て は、 速 や か に 原 状 回 復 の う え、 引 渡
し の 手 続 き を お 取 り 頂 き ま す よ う、 お 願 い 致 し ま す。

ま た、 上 記 利 用 料 及 び 遅 延 損 害 金 そ の 他 一 切 の 債 権 に
つ き、 債 務 名 義 の 取 得 に よ る 強 制 執 行 等 の 法 的 手 続 き を
と る こ と と な り ま す の で、 御 承 知 お き く だ さ い。

な お、 本 通 知 書 に よ る 解 除 に 当 た り、 農 地 法 所 定 の 手
続 き を 経 て お り ま す の で、 念 の た め、 申 し 添 え ま す。

以 上

公益財団法人やまぐち農林振興公社農地中間管理事業賃貸借における 物納取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公益財団法人やまぐち農林振興公社（以下「公社」という。）山口県農地中間管理事業規程（以下「規程」という。）第6における借受賃料を米穀により支払う（以下「物納」という。）場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(物納の取扱い)

第2条 物納の取扱いに当たっては、公社に農用地等を賃貸しようとする者（以下「賃貸人」という。）から、当該賃貸の条件として、米穀で支払うことを求められた場合、その賃貸に係る農用地等が、地域の認定農業者等の経営規模の拡大、経営地の集約化に資するものと認められる場合に取扱うことができるものとする。

この場合、当該農用地等を公社から賃貸しようとする者（以下「転借人」という。）の同意を必要とする。

2 前項の物納に係る米穀は、賃貸人と公社間で取り交わす農用地利用集積計画と、公社と転借人との間で取り交わす規程第5の農用地利用配分計画に、それぞれ数量及び支払時期及び支払方法を明記することとする。

3 前項の物納に係る米穀は転借人が直接賃貸人に支払うものとする。

(物納の通知等)

第3条 公社は、支払期限について、毎年転借人に対して通知（別添様式第1号）するものとする。

2 転借人は、貸付人への物納が完了したとき、その旨を次年1月20日までに公社に報告しなければならない。

(その他)

第4条 この要領に定めるもののほか、物納の取扱いについて必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年 8月31日から施行する。

様式第1号

利用料（物納）納入のお知らせ

平成 年 月 日

（転借人）

様

公益財団法人やまぐち農林振興公社

農用地利用配分計画の県の認可に基づき賃借権を設定した農地の平成 年度分利用料（物納）を、平成 年12月末日までに土地所有者へお支払ください。

なお、支払先への納入完了後は、「利用料（物納）請求書兼領収書」及び「利用料（物納）納入確認書」（別添様式）により、平成 年1月20日までに、当公社までご報告ください。

(参考様式)

利用料（物納）請求書兼領収書

平成 年 月 日付け農用地利用集積計画の公告に基づき利用権を設定した農地の利用料（物納）として下記のとおり請求します。

記

契約数量 kg	受領した数量 kg	備 考

上記の利用料、正に領収いたしました。
平成 年 月 日

公益財団法人やまぐち農林振興公社
理事長

様

住所

氏名

印

(参考様式)

利用料（物納）納入確認書

平成 年 月 日

公益財団法人やまぐち農林振興公社
理事長

様

転借人 住所

氏名

印

平成 年度利用料（物納）として、別紙のとおり納入しました。

(参考様式)
別紙

契約NO	契約者氏名	契約数量 (kg)	納入日

山口県農地中間管理機構の事業の特例に関する規程

第1章 総則

(事業実施の基本方針)

第1条 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「機構法」という。）第4条により、山口県農地中間管理機構として指定された公益財団法人やまぐち農林振興公社（以下「公社」という。）は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第5条に基づき本県において作成される農業経営基盤強化促進基本方針（以下「基本方針」という。）に即して、農業経営基盤の強化を通じて効率的、かつ、安定的な農業経営の育成を図るため、次に掲げる事業（これらを総称して「特例事業」という。）を行うものとする。

- 一 農地売買等事業（法第7条第1号に規定する事業をいう。）
- 二 農地売渡信託事業（法第7条第2号に規定する事業をいう。）
- 三 農業生産法人出資育成事業（法第7条第3号に規定する事業をいう。）
- 四 研修等事業（法第7条第4号に規定する事業をいう。）

2 公社が特例事業を行うに当たっては、以下の点に留意して行うものとする。

- 一 農地売買等事業は、ほ場の分散保有を解消しつつ農業経営の規模を拡大し、農作業の効率化を図る等効率的かつ安定的な農業経営の育成に資するよう実施するものとする。
 - 二 農地売渡信託事業は、農地の価格下落等により農地売買等事業によっては円滑な農地の流動化を推進することが困難な場合に実施するものとする。
 - 三 農業生産法人出資育成事業は、農業生産法人の経営体質を強化しつつ経営規模拡大を図るため実施するものとする。本事業に係る農用地等の現物出資に当たっては、対象となる農業生産法人の健全な発展を図り、その経営の自主性を尊重するものとする。
 - 四 研修等事業は、県農林事務所、県農林総合技術センター、県農業会議、県農業協同組合中央会等の関係機関、団体及び地域の農業事情等に精通した農業者等との連携を図りつつ新規就農希望者（農業後継者を含む。）及び新たな分野の農業を始めようとする農業者に対する研修その他の事業を行うものとする。
- 3 特例事業の対象者は、法第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者（以下「認定農業者」という。）を優先するものとし、認定農業者の農業経営改善計画の達成に寄与するよう実施するものとする。

(事業実施区域)

第2条 公社が行う特例事業の実施区域は、本県における農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定により指定された地域をいう。以下同じ。）の区域とする。

(事業対象農用地等)

第3条 公社が行う特例事業の対象用地等は、次に掲げるもの（以下「農用地等」という。）とする。

- 一 耕作の目的又は主として耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地（以下「農用地」という。）
- 二 木竹の生育に供され、併せて耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地
- 三 以下に掲げる農業用施設の用に供される土地
 - ア 農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設
 - イ 畜舎、蚕室、温室、農産物集出荷施設、農産物調整施設、農産物貯蔵施設その他これらに類する農畜産物の生産、集荷、調整、貯蔵又は出荷の用に供する施設
 - ウ たい肥舎、種苗貯蔵施設、農機具収納施設その他これらに類する農業生産資材の貯蔵又は保管（農業生産資材の販売の事業のための貯蔵又は保管を除く。）の用に供する施設
 - エ 廃棄された農産物又は廃棄された農業生産資材の処理の用に供する施設
- 四 開発して農用地又は、農業用施設の用に供される土地とすることが適切な土地

2 前項第3号に掲げる農業用施設の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供されることが適当な土地について実施する特例事業（研修等事業を除く。）は、農用地につき実施する、これらの事業と併せ行う場合に限るものとする。

(事業実施に当たっての調整等)

- 第4条 会社が特例事業を行うに当たっては、国、県、市町、農業委員会、県農業会議、県農業協同組合中央会、農業協同組合、土地改良区、県農林総合技術センター、株式会社日本政策金融公庫等の関係機関、団体と十分連絡・調整を図るものとする。
- 2 会社が特例事業を行うに当たっては、会社が行う農地中間管理事業（農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する事業をいう。）、市町段階の農地利用集積円滑化団体が行う農地利用集積円滑化事業（法第4条第3項に規定する事業をいう。）、市町が行う農業経営基盤強化促進事業（法第4条第4項に規定する事業をいう。）その他の農地流動化等のための施策と連携して行うものとする。
- 3 会社は、特例事業の円滑な実施を図るため、法第11条の規定により読み替えて適用する機構法第22条第2項の知事の承認を受けて、会社が行う当該事業（農地売渡信託事業を除く。）に係る事務の一部を市町等に委託することができるものとする。

(事業実施計画)

- 第5条 会社は、毎年度、その行う事業の種類毎に事業の実施計画を定めるものとする。

第2章 農地売買等事業

(事業内容)

- 第6条 会社は、農業経営の規模の拡大、農地の集団化等その他農地保有の合理化を促進する等効率的、かつ、安定的な農業経営の育成に資するため、農用地等を買入れ（法第4条第1項第2号及び第3号の土地にあつては、農用地と一体として買入れる場合に限る。）、当該農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付けるものとする。

(事業実施の原則)

- 第7条 会社が特例事業として行う農用地の買入れ、交換、売渡し及び貸付けは、原則として農業委員会が行うあっせん又は第4条に規定する機関若しくは団体の申出により行うものとし、農用地等については、利用権設定等促進事業（法第4条第4項第1号に規定する事業をいう。以下同じ。）の活用を図るものとする。

(農用地等の買入れ)

- 第8条 農用地等の買入れは、農業経営基盤の強化に資すると見込まれるものに限るものとする。
- 2 会社は、農用地等を買入れようとする場合には、これらの土地等について実地調査等を行い、買入れることを相当と認めるときは、これらの土地等の所有権を有する者とこれらの土地等の買入れに関する契約の締結（農用地等について利用権設定等促進事業を活用する場合にあつては、当該農用地等に係る農用地利用集積計画についての法第18条第3項第4号の同意をいう。以下同じ。）を行うものとする。
- 3 会社は、農用地について利用権設定等促進事業を活用せずに買入れを行う場合には、農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項第13号の規定に基づき、当該農用地の存する区域を地区とする農業委員会に届け出るものとする。

(農用地等の売渡し)

- 第9条 農用地等の売渡しに当たっては、第17条の規定に基づいて売渡しの相手方を選定し、その者と当該農用地等の売渡しに関する契約の締結を行うものとする。

(買入価格)

- 第10条 農用地等の買入価格は、土地の種類及び農業上の利用目的ごとにそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額に対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価格に比準して算定される額を基礎とし、その土地の生産力等を勘案した上で、必要に応じ農業委員会の意見を聴いて定めるものとする。
- 2 農用地等の買入価格が、その農用地等の収益性からみて著しく高額であると認められる場合には、その農用地等の買入れは行わないものとする。
- 3 農用地等の買入対価は、原則として買入れに係る農用地等の所有権移転登記完了の日までに支払うものとする。

(売渡価格)

第11条 農用地等の売渡価格は、原則としてその取得価格に当該農用地等に係る本事業の経費を加えた額（当該農用地等につき土地改良事業が行われた場合には、当該事業に要した経費のうち公社が負担した額を加えた額）を基準とし、当該農用地等につき第10条第1項の規定により算定される額を勘案したうえで、必要に応じ農業委員会の意見を聴いて定めるものとする。

2 農用地等の売渡対価は、原則として売渡しに係る農用地等の所有権移転登記完了の日までに徴収するものとするが、やむを得ない事情があると認められる場合には、その期日を延期するものとすることができるものとする。

(農用地等の交換)

第12条 農用地等の交換に当たっては、第17条の規定に基づき交換の相手方を選定し、交換の対象となるべき農用地等の実地調査を行った上、これを相当と認めるときは、交換に関する契約の締結を行うものとする。

(農用地等の貸付け)

第13条 公社が第8条第2項により買入れた農用地等は、次の場合に貸付けを行うことができるものとする。

- 一 担い手の農業経営の安定を確保する観点から、売渡しを予定している者に対し、売渡しまでの間貸し付ける場合
 - 二 新規就農者等の育成及び農地保有の合理化を促進する観点から特に必要と認められる場合であって、新規就農希望者等へ貸し付ける場合
- 2 貸付けの期間は、利用権設定等促進事業を活用する場合にあつては農地保有の合理化を促進する上で必要な期間の定期賃貸借等とし、利用権設定等促進事業を活用しない場合にあつては10年以上の定期賃貸借等とするものとする。
- 3 農用地等の貸付けに係る賃貸借契約においては、民法（明治29年法律第89号）第618条の規定による解約権の留保は付さないものとする。

(借賃及び貸賃)

第14条 公社が買い受けた農用地等を貸し付ける場合における貸賃は、次のとおりとするものとする。

- 一 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供を行っている借賃等の情報を十分考慮し、当該農地の生産条件を勘案して算定した額
 - 二 法第4条第1項第4号に規定する土地については、開発後の土地の借賃又は貸賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定した額
 - 三 その他の土地については、土地の種類毎に近傍の土地の借賃又は貸賃の額に比準して算定し、近傍の土地の借賃又は貸賃がないときは、近傍の用途が類似する土地について算定される借賃又は貸賃の額を基礎とし、当該土地の生産力、固定資産税評価額等を勘案して算定した額
- 2 前項の規定にかかわらず、公社が借り受けた農用地等につき、土地改良事業が行われた場合には、貸賃の額は、前項の規定による借賃の額に公社が負担した当該事業に要した経費のうち、別に定める額を加えた額とする。

(農用地等の一時貸付け)

第15条 公社は、本事業の目的に従い農用地等を売り渡すまでの間、当該農用地等を暫定的に使用することを相当と認める者に一時的に貸し付けることができるものとする。

2 前項の規定により農用地等を貸し付ける場合には、農用地及び法第4条第1項第4号の土地については、使用貸借による権利（利用権設定等促進事業を活用することが相当と認められる場合には、賃借権を含む。）の設定を行うものとし、法第4条第1項第2号及び第3号の土地については賃貸借による権利の設定を行うものとする。

(農用地の買入れ等の基準)

第16条 農用地等を買入れるときの基準は次に掲げるものとする。

- 一 農地保有の合理化を通じて効率的かつ安定的な農業経営の育成に資するような農用地等であること。
- 二 当該農用地等の価格が、その土地の近傍類似の取引や生産力等からみて適切であると判断されること。
- 三 その他農業経営の基盤の強化に資すると見込まれるものに限ること。

(農用地等の売渡し等の相手方)

第17条 公社が、農地売買等事業の実施により農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付けることができる者は、認定農業者を優

先するものとし、次の各号のすべての要件を満たしている個人又は農業生産法人であることとする。ただし、貸付けを行う場合には、本条(第1項第1号を除く。)中「農業生産法人」とあるのは、「農業生産法人及び農地法第3条第3項各号に掲げる要件をすべて満たす法人(農業生産法人以外の法人に限る)」と読み替えるものとする。

一 その農業経営における当該農用地等の権利の取得後の経営面積(その経営面積に係る土地が農業生産法人の営む経営に供される場合にあつては、その経営面積をその常時従事者たる構成員の属する世帯の数で除した面積。その面積に係る土地が畜産経営に供される場合にあつては、飼養規模。以下同じ。)が、公社が、当該地域における営農類型ごとに農家の平均経営面積以上で、市町及び農業委員会の意見を聴いて別表1に定める面積(その面積に係る土地が畜産経営に供される場合にあつては飼養規模。以下「基準面積」という。)を超えるものであること。

ただし、権利を取得させるべき者が新規就農希望者(農業後継者を含む。)又は新たな分野の農業を始めようとする農業者であつて、当該地域における基準面積によることが相当でない認められる場合若しくは少数の大規模農家のため当該地域の平均面積を基礎として基準面積を定めることが相当でない場合については、基本構想を踏まえ、市町及び農業委員会の意見を聴いて行うものとする。

二 その農業経営の資本装備が農用地等の効率的利用の観点からみて適当な水準であるか、又は近く適当な水準になる見込みがあると認められること。

三 その者が取得する農用地等を農業振興地域整備計画に定める農用地利用計画に従って利用することが確実であると認められること。

四 農業協同組合法第11条の3第1項第1号に掲げる農業の経営を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会に対して貸付けを行う場合には、他の農業者の中に当該農用地等の貸付けを希望する者がいないことが確実であると見込まれること。

2 前項の各号に掲げるすべての要件を備えている者が2人以上いる場合における優先順位は、次の各号に掲げる事項を総合勘案して定めるものとする。

一 農用地等の権利の取得後における経営面積と公社が効率的かつ安定的な農業経営の育成の観点から規模拡大の目標として、農業経営基盤強化促進基本構想(法第6条第1項に規定する「基本構想」をいう。以下同じ。)の農業経営の指標を勘案しつつ、市町及び農業委員会の意見を聴いて、当該地域における営農類型ごとに具体的な数値をもって別表2に定める目標面積との格差が小さいこと。

二 基本構想において育成しようとする農業経営を行おうとすること。

三 売り渡し、交換し、又は貸し付けようとする農用地等の位置その他の利用条件からみて、その農用地等を最も効率的に利用することができることと認められること。

四 農用地等の集団化に資する程度が最も大きいと認められること。

五 高齢農家、兼業農家等を含む地域の関係者との連携が図られていること。

3 前2項の規定にかかわらず、公社は、農業農村整備事業、経営構造対策、農用地開発事業等の計画に基づき、農用地等の売渡し、交換又は貸付けを行おうとする場合には、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、前2項に規定する要件を満たす農業者(以下「適格農業者」という。)以外の農業者に農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付けることができるものとする。

一 その農業者に農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付けることが、適格農業者が農地の集団化を進めつつ農業経営の規模の拡大を図るうえで著しく寄与すると認められる場合

二 その農業者が、次に掲げるすべての要件を満たす組織の構成員であつて、農業生産活動の計画的な実施及び組織の管理運営においてその組織の中で中核的な機能を果たす専門的な農業従事者である場合

ア 農業者の組織であつて、法人格の有無は問わないが、法人格を備えないものである場合には、代表者、組織の運営、機械、施設等の管理利用に関する規約等を定めているものであること。

イ 集団的生産活動を行う作目に係る栽培管理の時期、方法、作業等について協定を行い、かつ、その協定に基づき農作業を共同して、又は個別に行い、更に必要に応じ機械等の共同利用を行うものであること。

ウ 集団的生産活動を行う作目に係るほ場(草地を含む。)は、集団的作業が効率的に実施しうる程度に集団化されているか、又は近い将来に集団化されると認められること。

4 前3号の規定にかかわらず、公社は、次の各号に定めるところにより、農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付けることができる。

一 公社が、農業者のほか農地売買等事業により農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付けることができる者(以下「適格団体」という。)は次に掲げる者とする。

ア 国、地方公共団体(地方自治法(昭和22年法律第67号)第298条第1項の規定による地方開発事業団を除く。)

イ **農業協同組合**、農業協同組合連合会及び農事組合法人(農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第72条の8第1項

第2号の事業を行うものを除く。)

ウ 農地法施行令(昭和27年政令第445号)第6条第2項第3号に規定する一般社団法人又は一般財団法人(以下「一般社団法人等」という。)

エ 土地改良区

二 公社が、農用地等を適格団体に対して売り渡し、交換し、又は貸し付けることのできる場合は、次の要件のすべてを満たす場合とする。

ア 当該農用地等の売渡し、交換又は貸付けが、農業農村整備事業、経営構造対策、農用地開発事業等の計画に基づくものであること。

イ 当該農用地等を直接農業者に売り渡し、交換し、又は貸し付けるよりも適格団体に売り渡し、交換し、又は貸し付ける方が、農地保有の合理化に著しく寄与すると認められること。

ウ 当該農用地等の用途が次に該当するものであること。

(1) 一のアの国、地方公共団体に対する売渡し、交換又は貸付けの場合

当該農用地等を共同放牧場等農業者等の共同利用に係る施設の用に供すると認められること。

(2) 一のイの農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人に対する売渡し、交換又は貸付けの場合

当該農用地等を稚蚕共同飼育の用に供する桑園、共同放牧場等の直接又は間接の構成員である農業者の行う農業経営に直接的に必要な施設の用に供すると認められること。

(3) 一のウの一般社団法人等に対する売渡し、交換又は貸付けの場合

当該農用地等を乳牛又は肉用牛の飼養の合理化を図るため、その飼養の事業を行う農業者に対してその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成して供給し又はその飼養の事業を行う農業者の委託を受けてその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成する事業の運営に必要な施設の用に供すると認められること。

(4) 一のエの土地改良区に対する売渡し、交換又は貸付けの場合

当該混放牧林利用地及び当該農業用施設用地を農業者の共同利用に係る施設の用に供すると認められること。

エ 当該農用地等に係る利用計画が適正に定められており、かつ、その管理等が効率的に行われると認められること。

三 公社が、農用地等を適格団体に売り渡し、交換し、又は貸し付けるに当たっては、当該農用地等の利用が、売渡し、交換又は貸付けの目的に従って適正に行われるよう次に掲げる措置を講ずるものとする。

ア 用途指定

農用地等の売渡し、交換又は貸付けを行う際には、次に定めるところにより、用途指定を行うものとする。

(1) 指定用途

当該農用地等の供しなければならない用途を具体的に定める。

(2) 指定期日

指定用途に供しなければならない期日として、相手方の事業計画、資金計画等からみて適当と認められる期日定める。

(3) 指定期間

指定用途に供しなければならない期間として、農用地等の売渡し又は交換を行う場合にあっては、指定用途に供する期日より5年間(ただし、5年間で指定期間とすると指定期間の終了が売渡しの日から10年間を超える場合は、売渡しの日より10年間)の期間を指定し、貸付けを行う場合にあっては、指定期日の翌日からその貸付けの期間とする。

イ 買戻特約

農用地等の売渡しを行う場合には、買戻期間を売渡しの日から予め指定する期間の終了の日まで(ただし、指定期間の終了が売渡しの日から10年間を超える場合は、売渡しの日より10年間)の期間を指定し、以下に掲げる買戻しの特約等を行うものとする。

(1) 買戻しを実行する場合は次のとおりとする(土地収用法(昭和26年法律第219号)その他の法律によって当該農用地等が収用され、又は使用された場合を除く。)

(ア) 指定期間中に指定用途に供しなくなった場合

(イ) 指定期間中に指定以外の用途に供した場合

(ウ) 売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転をした場合

(エ) 地上権、質権、使用貸借による権利、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定をした場合

(2) 買戻しの特約には、次の内容を定めるものとする。

- (ア) 適格団体が支払った代金につき返還するものとする。ただし、当該返還金には利息を付さない。
- (イ) 買い受けた適格団体の負担した契約に要する費用は返済しないものとする。
- (ウ) 買戻しの特約をして売渡しをする場合には、売買契約による所有権移転の登記の申請と同時に買戻しの特約の登記の申請を行うものとする。

ウ イの(1)の掲げる用途指定違反等(貸付けにあっては、用途指定違反)の事実を確認した場合には、買戻権を実行し、貸付けにあっては賃貸借契約の解除等を行うものとする。

(管理等)

第18条 会社は、農用地等の売渡し等を行うまでの間、当該農用地等を善良なる管理者の注意をもって管理(農用地にあっては、近傍類似の農用地で一般に行われており、かつ、従来の当該農用地の形質を基本的に変更しない範囲内において行われる耕作を含む。)するものとする。

2 前項の管理のための耕作は、農業委員会による農用地等の利用関係についてのあつせんの事業その他地域における農用地等の利用調整活動によっても当該農用地等の売渡し等を行う相手方又は第15条の規定に基づき一時的に貸し付ける相手方が当面いない場合に限り行うものとする。

(目的外処分)

第19条 会社が本事業の実施により買入れた農用地等が本事業の目的以外の目的に供することが相当となった場合には、当該農用地等を適正かつ合理的な土地利用の確保に配慮しつつ他の目的に供することができるものとする。

(未墾地の取得等)

第20条 法第4条第1項第4号の土地の買入れは、農業農村整備事業、経営構造対策、農用地開発事業等の実施が確実と見込まれる地域内の土地につき第4条に規定する機関又は団体から会社において買入れるべき旨の申出を受けた場合(自らこれらの事業を実施する場合を除く。)に限り行うものとする。

2 会社は、前項の規定により買入れた土地を、原則として前項の事業へ参加又は自ら前項の事業を実施することにより売り渡し、交換し、又は貸し付けるものとする。

第3章 農地売渡信託等事業

(事業内容)

第21条 会社は、地価下落等により農地売買等事業によっては売買を行うことが困難な農地の売渡信託(委託者が農用地につき所有権を移転し、当該財産を売り渡させることを目的とする売渡信託をいう。以下同じ。)を引き受け、及び当該売渡信託の委託者に対して資金を貸し付けるものとする。

(事業の実施地域)

第22条 本事業の実施地域は次に掲げる基準により価格が下落していると認められる地域とする。

- 一 当該土地の生産力(反収等)、土地条件(同一の作業に要する労働時間等)及び立地条件(幹線道路からの距離等)等が平均的であるとみなされる農用地の取引において取引価格がおおむね過去3年間平均して下落傾向にあること。
- 二 おおむね過去3年間の当該地域の農地法第52条の規定により農業委員会が情報の提供を行っている借賃等の下落率が当該都道府県の平均下落率よりも大きいこと。
- 三 農業委員会等の精通者が当該地域における農用地の評価額がおおむね3年間低下していることを認めるものであること。

(対象農用地)

第23条 売渡信託を引き受ける農地及び採草放牧地は、地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利が設定されていないものであって、次の各号に掲げる基準を満たすものとする。

- 一 農業生産力の高い農地(農業災害補償法(昭和22年法律第185号)第109条第1項の規定による基準収獲量等において当該土地が存在する市町又は市町内の地域の平均以上の収量を得られる農地)
- 二 土地改良事業等の農業に対する公共投資(旧制度開拓として実施された開拓事業、農道の整備のみを目的とする土地改良事業、災害(石炭鉱業及び亜炭鉱業による鉱害を含む。)復旧作業及び農用地防災事業を除く。)の対象となった農地及び採草放牧地

- 三 当該地域で農地保有合理化事業（農地売買等事業）の実施に当たって定めた基準面積以上の農用地又はおおむね20ヘクタールの団地を形成している農用地の一部となっている農用地
- 2 公社は、委託者が売渡しの相手方を指定している農用地等についての売渡信託は、引き受けないものとする。

(売渡信託契約の締結)

- 第24条 公社は売渡信託契約の締結と同時に「農業経営基盤強化促進法関連事務に係る処理基準の制定について」（平成12年9月1日付け12構改B第846号農林水産事務次官通知）の別添1「特例事業実施要領」（2）のエの（ア）の規定に基づく無利子資金の貸付けについて金銭消費貸借契約を締結するものとする。
- 2 公社は、売渡信託契約及び金銭消費貸借契約締結の申込みをしようとする者から、別に定める様式による売渡信託契約等申込書の提出があった場合において、売渡信託の目的たるべき財産について調査し、売渡信託契約等申込書の内容を審査した上で、これを適当と認めるときは、別に定める様式により売渡信託契約等を締結するものとする。
- 3 売渡信託契約は、土地一筆ごとに締結するものとする。ただし、一の委託者が二筆以上の土地を併せて売渡信託する場合であつて、売渡信託期間の終期が同一であるときは、これらの土地を包括して売渡信託の目的とし、一の売渡信託契約を締結することができるものとする。
- 4 公社は、売渡信託契約を締結したときは、遅滞なくその旨を当該売渡信託財産がその区域内に存する農業委員会に通知するものとする。

(売渡信託財産の売渡し)

- 第25条 公社は、第7条に準じ、農業経営の規模拡大、ほ場の集団化等を通じて効率的かつ安定的な農業経営の育成に資するよう売渡信託財産を売り渡すものとする。この際の売渡しの相手方は、第17条に準じて選定するものとする。
- 2 公社は、売渡し相手方として適当と認められる者（以下「適格者」という。）を選定し得ないと認めるとき又は適格者が選定されてもその者（適格者が2人以上ある場合には、これらすべての者）に売渡信託財産を売り渡すことができないと認めるときは、遅滞なく、委託者又はその一般承継人にその旨を通知するとともに、売渡信託の条件を変更し、又は売渡信託契約を解除するかどうかを聞くものとする。
- 3 公社は、前項の通知後、委託者又はその一般承継人から売渡信託の期間や委託者の指定した最低売渡価格（以下「指値」という。）等の売渡信託の条件の変更の申出があり、これを適当と認めるときは、売渡信託契約を変更するとともに、再び第1項の規定により適格者を選定するものとする。

(売渡信託財産の売渡しの方法)

- 第26条 公社は、委託者が指値を指定した売渡信託財産にあつては、指値以上の額で売り渡すものとし、前条第1項又は第3項の規定により選定された適格者に売渡信託財産を売り渡すときは、当該適格者（適格者が2人以上ある場合には、先順位者。以下同じ。）に売り渡す旨の通知を行い、別に定める様式により買受申込書の提出を求めるものとする。
- 2 公社は、前項の規定に基づき買受申込書の提出があつたときは、当該売渡信託財産について適格者と売渡しに関する契約を締結するものとする。この場合において、農用地について利用権設定等促進事業を活用しない場合、農地法第3条第1項に定める許可を受けるものとする。
- 3 適格者が2人以上ある場合において、先順位者に対し売渡信託財産を売り渡すことができなかったときは、順次、後順位者の順位を繰り上げるものとする。

(売渡信託財産の管理)

- 第27条 公社は、売渡信託の目的に従い、売渡信託財産を売り渡すまでの間、当該売渡信託財産を使用することを適当と認める者に一時貸し付ける等当該売渡信託財産を善良なる管理者の注意をもって管理するものとする。
- 2 前項の規定により売渡信託財産を貸し付けるときは、当該売渡信託財産について使用貸借による権利を設定するものとする。

(売渡信託財産に係る費用等)

- 第28条 売渡信託財産についての公租公課、必要経費及び有益費（これらに係る償還金を含む。）、事務管理費、訴訟費用、損害賠償金その他の費用は、委託者又はその一般承継人の負担とし、公社は、当該売渡信託財産に係る売渡代金、補償金その他の売渡信託財産に係る収益金の中から支出するものとする。
- 2 公社が前項の費用を立て替えて支払ったときは、直ちにその弁済を委託者又はその一般承継人に請求するものとする。ただし、

委託者又は、その一般承継人から申出があった場合には、当該費用を立て替えて支払った後の売渡信託財産に係る収益金をもってその弁済に充てることができるものとする。

- 3 会社が売渡信託財産の売渡しを行う前に当該売渡信託財産に係る収益金を受領し、当該収益金から第1項の費用を控除した上で残額を生じた場合は、当該残額を売渡信託財産の売渡し時点まで会社に積み立てるものとする。
- 4 会社は、売渡信託財産を売り渡した場合は、売渡代金及び前項の規定により積み立てた積立金をもって第27条により貸し付けた無利子資金の償還に充てた上で、残額を委託者又はその一般承継人に支払うものとする。

(売渡信託財産に係る損失のてん補)

第29条 自然災害等による売渡信託財産の損壊、滅失等によって委託者が被った損害については、会社は、その責任を負わないものとする。ただし、会社又は第30条の規定に基づき売渡信託財産の一時貸付を受けている借受人の故意又は過失による場合は、この限りでないものとする。

(受益権の処分の制限)

第30条 会社が引き受けた売渡信託の受益権は、譲渡し、又は質入れをすることができないものとする。

(委託者等との協議)

- 第31条 会社は、次の各号に掲げるときは、遅滞なく委託者又はその一般承継人と協議の上、処理するものとする。
- 一 売渡信託財産について多額の必要経費又は有益費を支出しようとするとき。
 - 二 売渡信託財産について法令による収用、交換分合等権利の得喪変更に関する事故が生ずることが明らかになったとき。
 - 三 その他委託者又はその一般承継人にとって重大な関心があると認められる事実が生じ、又は生ずることが明らかになったとき。

(売渡信託契約等の変更又は解除)

- 第32条 会社は、委託者又はその一般承継人から売渡信託契約の変更又は解除の申込みがあった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該申込みを承諾し、売渡信託契約の変更又は売渡信託契約及び金銭消費貸借契約の解除を行うものとする。
- 一 第25条第2項により通知を受けた委託者又はその一般承継人が売渡信託の条件の変更又は売渡信託契約の解除の申込みをしたとき。
 - 二 前条の規定による協議が整わなかったため当該協議に係る委託者又はその一般承継人が解除の申込みをしたとき。
 - 三 その他当該申込みの内容が相当であると認められるとき。
- 2 会社は、委託者又はその一般承継人が次の各号のいずれかに該当することが明らかとなった場合には、売渡信託契約及び金銭消費貸借契約を解除するものとする。
- 一 虚偽その他不正な手段により貸付金の貸付けを受けた場合
 - 二 正当な理由なく契約に係る貸付条件に違反した場合
 - 三 その他貸付けに係る債権の保全又は回収に懸念がある場合
- 3 会社は、第1項又は第2項の規定に基づき売渡信託契約を解除したときは、遅滞なくその旨を当該売渡信託財産がその区域内に存する農業委員会に通知するものとする。

(売渡信託の終了)

- 第33条 会社への売渡信託は、法第30条各号に掲げる場合のほか、以下の場合に終了するものとする。
- 一 売渡信託の目的を達した場合
 - 二 自然災害等による売渡信託財産の滅失等により売渡信託の目的を達することができなくなった場合
 - 三 第35条により売渡信託契約が解除された場合
 - 四 当該売渡信託を引き受けた日から委託者が指定した5年を超えない期間を経過しても売渡信託財産が売り渡されなかった場合
- 2 会社は、売渡信託の目的が達せられず会社への売渡信託が終了したとき又は終了することが明らかになったときは、遅滞なく、その旨を委託者又はその一般承継人に通知し、売渡信託財産の委託者又はその一般承継人への移転の方法、時期その他売渡信託の終了に伴う必要な事項について委託者又は一般承継人と協議するものとする。
- 3 会社は、売渡信託が終了したときは、遅滞なくその旨を売渡信託財産がその区域内に存する農業委員会に通知するものとする。

(経理)

第34条 公社は、本事業に係る経理を他の事業に係る経理と区分して経理するとともに、本事業に係る経理においては、売渡信託契約ごとに、その収支を明らかにするものとする。

- 2 公社は、売渡信託契約ごとに、売渡信託を引き受けたとき及び売渡信託が終了したとき並びに毎年1回財産目録を作成するものとする。
- 3 公社は、委託者から請求があったときは、当該者に係る第1項の収支を明らかにした書類又は前項の財産目録を閲覧させ、又はこれらの書類につき説明を行うものとする。

(資金の貸付け)

第35条 売渡信託の委託者に対する貸付金の額は、売渡信託財産の評価額の最高7割を限度とするものとする。

- 2 前項の評価額は、売渡信託財産の土地の種類及び農業上の利用目的ごとに、近傍の通常の取引の価額に比準して算定される額を基礎とし、その生産力等を勘案して算定するものとする。
- 3 第41条に定める場合を除き、貸付金には利息を付さないものとする。

(償還期限等)

第36条 貸付金の償還期限は、第33条の規定により売渡信託契約が終了する日とする。

- 2 貸付金の償還方法は、一時償還の方法によるものとする。
- 3 第33条第1項第1号及び第4号により売渡信託契約が終了した場合以外の売渡信託契約の終了に伴い、金銭消費貸借契約が解除された場合には、公社が償還期限として指定する期日までに貸付金を全額償還するものとする。

(抵当権の設定)

第37条 公社は、金銭消費貸借契約を締結すると同時に売渡信託財産に公社を第1順位とする抵当権設定契約を結び、債権保全に努めることとする。

(延滞金)

第38条 公社は、委託者が第36条に規定する償還期限までに償還すべき金額を支払わなかった場合には、第38条第3項の規定にかかわらず、当該償還すべき金額につき、償還期限の翌日から支払当日までの日数（第35条に規定する解除により金銭消費貸借契約が解除された場合には、公社が償還期限として指定する期日の翌日から支払い当日までの日数）に応じて年10.95%の割合を乗じて計算した金額を延滞金として徴収するものとする。

(売渡信託の再引受け等)

第39条 公社は、次に掲げる場合には再度引受けを行うことができるものとする。

- 一 当該売渡信託農地について売渡しが確実であると認められる相手方が確保されているが、当該相手方が、経営の理由から売渡信託期間内には買い入れることができない場合
 - 二 再委託を引き受けた期間内に新規就農希望者等新たな受け手確保が確実である場合
 - 三 その他売渡信託を再度引き受けることにより円滑な売渡しが確実に行われると県知事が認めた場合
- 2 売渡信託の再引受けを行った場合には、公社は、委託者に対し金銭消費貸借契約を再締結することができるものとする。
 - 3 委託者が金銭消費貸借契約の再締結を希望する場合には、公社は、別に定める様式により委託者から理由を付した再締結申込書を提出させ、これを適当と認めたときは委託者と金銭消費貸借契約を締結するものとする。
 - 4 再び締結する金銭消費貸借契約の償還期限は、再び締結する売渡信託契約の終了の日とする。
 - 5 公社は、金銭消費貸借契約を再締結するときは、同時に売渡信託財産に公社を第1順位とする抵当権設定契約を再び結び、債権保全に努めることとする。

(抵当権の実行)

第40条 売渡信託財産が売り渡されず、かつ、委託者が将来にわたって貸付金の償還を行うことができないと認められる場合には、公社は、第37条の規定に基づき売渡信託財産に設定した抵当権を実行し、貸付金の償還に充てることのできるものとする。

第4章 農業生産法人出資育成事業

(事業内容)

第41条 公社は、公社の行う農地売買等事業により買い入れた農用地等（法第4条第1項第4号の土地にあつては、近い将来開発することが確実と認められる場合に限る。）を法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画に従って設立され、又は資本を増加しようとする農業生産法人（農地法第2条第7項の農業生産法人のうち農事組合法人（農業協同組合法第72条の8第1項第1号の事業のみを行うものを除く。）又は株式会社（公開会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第5号に規定する公開会社をいう。）でないものに限る。以下同じ。）に対して現物出資し及びその現物出資に伴い付与される持分を当該農業生産法人の組員、社員又は、株主（以下「構成員」という。）に計画的に分割して譲渡するものとする。

(現物出資の対象となる農業生産法人)

第42条 公社は、本事業による出資を受けようとする農業生産法人から別に定める様式による出資の申出があつた場合には、以下の各号について確認の上、これを相当と認めるときは、これに応諾をすることができる。

- 一 当該農業生産法人が法第12条第1項に規定する農業経営改善計画について市町長の認定を受けているか、又は受けられることが確実であること。
- 二 当該農業生産法人が農地法に規定する農業生産法人の要件を具備すること。
- 三 公社からの現物出資について当該農業生産法人の定款に記載されること、現物出資に伴い検査役の調査等を受けることが必要な場合にあつては当該調査等を受けることその他農業協同組合法又は会社法に定める手続きがとられているか、又はとられることが確実と認められること。

2 農用地の現物出資を行う場合であつて利用権設定等促進事業を活用しない場合にあつては、農地法第3条第1項の許可を得た上で当該農用地を当該農業生産法人に出資するものとする。

(持分又は株式の取得)

第43条 公社は、現物出資の対象となつた農業生産法人（以下単に「農業生産法人」という。）の定款に定めるところに従い、持分又は株式を取得する。

- 2 前項の持分又は株式には、農業生産法人に対する剰余金配当請求権、脱退に伴う持分払戻請求権又は株式払戻請求権、農業生産法人の解散に伴う清算後の分配財産請求権等の一切が含まれているものでなければならないものとする。
- 3 第1項により農業生産法人の持分又は株式を取得するに当たっては、公社の議決権が当該農業生産法人の総社員又は総株主の議決権の2分の1を超えないようにするものとする。

(持分又は株主の譲渡)

第44条 公社は、現物出資に伴い付与される持分又は株式のすべてを、農業生産法人の構成員（農地法第2条第7項第2号イからホに掲げる者に限る。以下同じ。）に対しその全部を分割して譲渡するものとする。分割の方法は当該農業生産法人の譲渡対象者間での合意に基づき任意に定めたところにより譲渡を行うものとする。

- 2 公社は、前項の持分譲渡又は株式譲渡を行うため、持分引受け又は株式引受けに際して、当該構成員と別に定める様式により持分譲渡契約又は株式譲渡契約を締結するものとする。
- 3 持分譲渡又は株式譲渡は、公社が当該農業生産法人に対し現物出資をした日から25年以内で計画的に行うものとする。
- 4 第2項の持分譲渡契約又は株式譲渡契約の締結後に、構成員の新規加入又は脱退等により、持分又は株式を取得する構成員に変更を生じた場合には、構成員間で再度譲渡の分割の方法について取り決めを行い、この合意に従って当該持分譲渡契約又は株式譲渡契約を変更するものとする。
- 5 公社は、持分又は株式を取得する予定の構成員から、理由を付して持分取得又は株式取得の期限の延期を求める申請書の提出があつた場合において、やむを得ないと認める場合には、第2項の持分譲渡契約又は株式譲渡契約を変更し、当該構成員に対する持分譲渡又は株式譲渡の期限を延期することができるものとする。ただし、当該延期は、第3項の期間内で行うものとする。

(持分又は株式の内容をなす権利等の行使)

第45条 農業生産法人の運営に当たっては、公社は、当該農業生産法人の自主性を尊重するものとする。ただし、次に掲げる場合

には経営参与・監督是正的権利の行使等持分又は株式の内容をなす権利又は共益権の行使を行い、経営の健全性の確保を図るものとする。

- 一 粉飾決算等利益を不当に減殺し、配当を行わない等正当な利益を損なうような行為を行った場合
- 二 不当な理由で当該農業生産法人を解散させる場合
- 三 その他本事業の目的を損なう場合

(履行担保)

第46条 公社は、持分譲渡契約又は株式譲渡契約をする際に、併せて第44条第2項の規定に基づき締結する持分譲渡契約又は株式譲渡契約により持分又は株式を取得することとされている構成員が持分又は株式の引取りを拒否し、かつ、対価を支払わない場合には、持分譲渡契約又は株式譲渡契約を解約した上で農業生産法人の他の構成員が当該持分又は株式を取得すべき旨を定めるものとし、この契約に加えることとする。

(積立金)

第47条 公社が農業生産法人から受け取る配当金は、本事業の実施により公社が取得した持分又は株式を譲渡することができない場合等に備える引当金に充てるものとする。

第5章 研修等事業

第1節 研修事業

(事業内容)

第48条 公社は、農地売買等事業によって買い入れた農用地等において、新規就農希望者（農業後継者を含む。）及び新たな分野の農業を始めようとする農業者（以下「新規就農希望者等」という。）に対する農業の技術又は経営方法を実地に習得させるための研修の事業を行うものとする。

(事業の実施方法)

第49条 公社は、研修期間中は当該新規就農希望者等の生活の安定に配慮するものとする。

- 2 研修の実施期間は、新規就農希望者等の年齢、農業の技術等の習得状況に応じおおむね5年以内とする。
- 3 本事業は、県農林事務所、県農林総合技術センター、県農業会議、県農業協同組合中央会等の関係機関、団体及び地域の農業事情等に精通した農業者等と連携して行い、新規就農希望者等が農業の技術等を効率的に習得することができるよう努めるものとする。
- 4 研修期間中においては、当該研修に係る農用地等について他に買入れ希望者が現れた場合であっても、当該希望者に対して売渡しを行わないことができる。

(事業に係る農用地等の売渡し等)

第50条 公社は、新規就農希望者等の農業の技術又は経営方法の習得状況を見極めたうえ、当該研修に係る農用地等を農地売買等事業の手続きにより当該新規就農希望者等に対して売り渡し、又は貸し付けるよう努めるものとする。

- 2 研修中又は研修終了後、やむを得ない事情により新規就農希望者等が研修に係る農用地等を買入れ、又は借り受けることが不可能となった場合には、農地売買等事業の手続きにより第三者に対して当該農用地等を売り渡し、又は貸し付けるものとする。

(研修費)

第51条 研修に要する費用については、原則として公社が負担するものとする。

第2節 その他の事業

第53条 公社は、農地売買等事業により買い入れた農用地等の中間保有機能を有効に活用することによって次の事業を行うことができるものとする。

- 一 産地形成のためにモデル的な経営を行う事業
- 二 その他特例事業の目的に適合する事業

附 則

この規程は、平成26年4月25日から施行し、同日から適用する。

別表 1 (第 17 条第 1 項一関係)

市町別の基準面積

市町名	基準面積 (a)
下関市	69
宇部市	66
山口市	80
萩市	78
防府市	64
下松市	50
岩国市	50
光市	50
長門市	72
柳井市	60
美祢市	77
周南市	50
山陽小野田市	80
周防大島町	50
上関町	50
田布施町	50
平生町	50
阿武町	127

別表2（第17条第2項一関係） 目標経営面積

	営農類型	経営規模 (ha)
下 関 市	【個別経営体】	
	水稲+水稲受託+麦	6.0+受託 3.0
	水稲+水稲受託+大豆	6.0+受託 3.0
	水稲+水稲受託+麦+大豆	6.2+受託 2.5
	水稲+水稲受託	4.0+受託 4.5
	花き（施設）	0.3~0.6
	露地キク+施設キク	0.8
	水稲+リンゴ	3.8
	施設野菜（キュウリ+トマト、イチゴ）	0.6 小社 [〃] 0.3
	水稲+イチゴ	2.5
	水稲+葉菜 [〃] +ホウレンソウ	1.4
	キャベツ+カボチャ+タマネギ [〃]	2.5
	水稲+夏秋ナス	3.3
	水稲+キャベツ	5.0
	水稲+サトイモ+タマネギ [〃]	5.0
	水稲+キャベツ+レタス	5.5
	水稲+スイカ+ホウレンソウ	3.8
	水稲+グリーンピース	5.0
	水稲+グリーンピース+はなっこりー	4.0
	水稲+柑橘	3.0
	水稲+ナシ	3.3
	水稲+ナシ+ブドウ	3.2
	水稲+果樹（ユズ+スモモ）	3.5
	肉用牛（一貫）+水稲	2.0 肥育牛 25頭 繁殖牛 20頭
	肉用牛（肥育）+水稲	3.0 肥育牛 47頭
	肉用牛（繁殖）+水稲	3.0 繁殖牛 34頭
	乳用牛（酪農）+水稲	3.5 乳用牛 26頭
	【組織経営体】	
	水稲+麦+水稲作業受託	20.0
	水稲+大豆+水稲作業受託	20.0
水稲+麦+大豆+水稲作業受託	26.0	
水稲+サトイモ+タマネギ [〃]	11.0	
水稲+麦+はなっこりー+水稲作業受託	15.0	
ナシ	4.7	
山 口 市	【個別経営体】	
	水稲+小麦+大豆	7.0
	水稲+キャベツ+ブロッコリー+タマネギ [〃]	3.5
	水稲+ナス+ブロッコリー	2.35
	水稲+茶	6.0
	施設複合（水稲+イチゴ）	2.15
	施設単一	0.5
	畜産複合（肉用牛（肥育）+水稲）	3.0 肥育牛 55頭
	畜産単一	9.0 経産牛 55頭 搾乳牛 47頭 育成牛 23頭
	【組織経営体】	
水稲+小麦+大豆	21.0	

	営農類型	経営規模 (ha)
山 口 市	<山口地域> 【個別経営体】	
	水稲+麦+大豆	8.0
	水稲+麦+露地野菜	6.7
	水稲+露地野菜	3.5
	施設単一	0.5
	露地複合	3.0
	露地単一	1.5
	畜産複合 (酪農+水稲)	7.0 経産牛 30 頭 搾乳牛 25 頭 育成牛 14 頭
	畜産複合 (肉用牛 (一貫) +水稲)	5.5 繁殖牛 25 頭 肥育牛 31 頭
	畜産複合 (肉用牛肥育+水稲)	3.0 肥育牛 60 頭
	【組織経営体】	
	水稲+麦+大豆	31.0
	水稲+麦+露地野菜	40.0
	<阿東地域> 【個別経営体】	
	水稲単一	9.0
	水稲+トマト	2.0
	水稲+ホウレンソウ	2.9
	水稲+リンゴ ^o	3.8
	水稲+ナシ	3.5
	水稲+肉用牛 (一貫)	5.5 肥育牛 31 頭 繁殖牛 25 頭
水稲+乳用牛	7.0 経産牛 30 頭 搾乳牛 25 頭 育成牛 14 頭	
水稲+花き	2.6	
施設単一	0.5 (トマト、ホウレンソウ)	
萩 市	果樹単一	1.4 (リンゴ ^o 、ナシ)
	花き (露地キ)	0.7
	【組織経営体】	
	水稲単一	16.0
	果樹単一	1.8
	※萩市を全域、沿岸及び中山間に区分する。 【個別経営体】	
	<沿岸・中山間> 水稲+作業受託	4.0
	<沿岸> 水稲+カマキ ^o	2.5
	<沿岸> 水稲+フ ^o ロココリー	5.0
	<沿岸>カハ ^o コ+フ ^o ロココリー	2.0
	<沿岸>果樹複合	2.0
	<沿岸>施設園芸単一	キュウリ 1.2 イチゴ ^o 0.2 キク 0.4
	<沿岸>施設複合 水稲+野菜	水稲+ナス+フ ^o ロココリー 2.6 水稲+ トマト 1.4
	<沿岸>露地園芸単一	0.9
<中山間>水稲+ハクサイ	5.0	
<中山間>水稲+カハ ^o コ	2.0	

	営農類型	経営規模 (ha)
萩市	<中山間>施設園芸単一	柿レンコウ 0.2 トマト 0.3 メロン+ キュウリ 0.6 ブドウ 2.1 花壇苗 0.2
	<中山間>露地園芸単一	ダイコン 6.0 キウ 0.5 ナシ 2.1 モモ 1.3 ブドウ 1.5
	<全域>畜産単一 (肉専用種繁殖)	1.5 繁殖牛 60 頭
	<全域>畜産単一 (肉専用種一貫)	1.0 肥育牛 50 頭
	<全域>畜産単一 (酪農)	3.0 搾乳牛 80 頭 ほ育牛 35 頭
	<全域>畜産複合 (肉専用種繁殖)	4.5 繁殖牛 30 頭
	<全域>畜産複合 (肉専用種肥育)	9.0 肥育牛 100 頭
	<全域>畜産複合 (酪農)	4.5 搾乳牛 40 頭 ほ育牛 15 頭
	【組織経営体】	
	<沿岸>水稲+大豆	22.0
	<沿岸>施設園芸	1.0
	<中山間>水稲+大豆	18.0
	<全域>畜産単一 (肉専用種繁殖)	7.0 肥育牛 300 頭
	<全域>畜産単一 (肉専用種一貫)	7.0 肥育牛 500 頭
<全域>畜産単一 (酪農)	3.0 搾乳牛 150 頭 ほ育牛 70 頭	
防府市	【個別経営体】	
	水稲+麦	8.7
	水稲+ハウライ+タマシ	8.1
	水稲+白シ	4.4
	水稲+柿レンコウ	4.0
	水稲単一	8.3
	施設単一	イチゴ 0.3 カーネーション 0.3 バラ 0.6 レザン-ファン 0.8
	露地単一	柑橘 1.3
	畜産複合 (肉用牛 (肥育) +水稲)	肥育牛 75 頭 水稲 2.3 飼料作物 2.0
	畜産複合 (乳用牛+水稲)	搾乳牛 30 頭 水稲 1.8 飼料作物 1.3
	【組織経営体】	
水稲+小麦+飼料作物	40.0	
施設単一	1.0	
下松市	【個別経営体】	
	水稲+大豆+作業受託	水稲 3.0 大豆 0.8 作業受託 20.0(延べ)
	施設単一	雨よけ柿レンコウ 0.24 花壇苗 0.215
	畜産単一 (一貫)	繁殖牛 25 頭 肥育牛 30 頭
	畜産単一 (肥育)	肥育牛 60 頭
【組織経営体】		
水稲+大豆+作業受託	水稲 10.8 大豆 7.2 作業受託 10.0(延べ)	
岩国市	【個別経営体】	
	水稲+作業受託	6.0
	水稲+作業受託+刈	7.0
	レンコン	1.0
レンコン+柿 (コマツナ)	0.8	
イチゴ (メロン)	0.5	

	営農類型	経営規模 (ha)
岩国市	トマト+キュウリ	0.45
	ワサビ+ホウレンソウ	0.2
	小物野菜	0.2
	果樹	1.6
	花き	0.3
	畜産複合(繁殖牛+水稲)	12.0 繁殖牛 40 頭
	畜産複合(繁殖、肥育牛+水稲)	9.0 繁殖牛 25 頭 肥育牛 31 頭
	畜産複合(肥育牛+水稲)	4.0 肥育牛 60 頭
	畜産複合(経産牛+育成牛+水稲)	12.0 経産牛 27 頭 育成牛 13 頭
	【組織経営体】 水稲+麦+作業受託	25.0
	水稲+作業受託	20.0
光市	【個別経営体】 水稲+大豆+作業受託	水稲 3.0 大豆 0.8 作業受託 20.0(延べ)
	水稲+露地野菜	水稲 3.1 夏秋ナス 0.15
	施設野菜	0.2
	施設花き	0.457
	畜産(肉用牛一貫)	肉用牛 56 頭 繁殖牛 25 頭 肥育牛 31 頭 飼料作物 7.0
	畜産(肉用牛繁殖)	繁殖牛 40 頭 飼料作物 10.0
	畜産(肉用牛肥育)	肥育牛 60 頭 飼料作物 2.0
	【組織経営体】 水稲+大豆+作業受託+タマねぎ	水稲 10.8 大豆 7.2 作業受託 10.0(延べ) タマねぎ 0.5
長門市	【個別経営体】 水稲+イチゴ	水稲 0.5 イチゴ 0.3
	水稲+スイカ+キャベツ	水稲 0.9 スイカ 0.6 キャベツ 0.6 作業受託 3.5
	水稲+はなっこりー+ナス	水稲 0.5 ナス 0.2 はなっこりー 0.2 作業受託 3.0
	水稲+キウ	水稲 0.5 キウ 0.3
	水稲+コリ	水稲 0.5 コリ 0.2
	畜産(繁殖、肥育一貫)+飼料作物+水稲	繁殖牛 20 頭 肥育牛 24 頭 飼料作物 7.0 水稲 2.5
	畜産(繁殖)+飼料作物	繁殖牛 35 頭 飼料作物 10.0
	畜産(肥育)+飼料作物	肥育牛 53 頭 飼料作物 10.0
	畜産(酪農)+飼料作物	経産牛 26 頭 飼料作物 10.0
	【組織経営体】 水稲+大豆	水稲 13.0 大豆 7.0 作業受託 5.0
	水稲+大豆+タマねぎ	水稲 13.0 大豆 5.0 タマねぎ 2.0
柳井市	【個別経営体】 水稲+作業受託	水稲 3.5 作業受託 13.5(延べ)
	水稲+イチゴ	水稲 3.5 イチゴ 0.16

	営農類型	経営規模 (ha)
柳井市	水稻+アスパラガス	水稻 3.5 アスパラガス 0.22
	水稻+ナス+秋野菜	水稻 3.5 ナス 0.13 キャベツ 0.6 はなっこりー 0.1
	水稻+秋野菜	水稻 5.7 キャベツ 0.4 はなっこりー 0.1
	水稻+花き	水稻 4.0 くり 0.25
	水稻+肉用牛	水稻 4.0 繁殖牛 30頭 飼料作物 9.0
	水稻+レンコン	水稻 3.5 レンコン 1.8
	水稻+花壇苗	水稻 3.5 花壇苗 0.158
	施設単一	イチゴ 0.22 カーネーション 0.16 花壇苗 0.21 バラ 0.14 キウ 0.22 アスパラガス 0.3
	露地単一	温州みかん 1.3
	畜産単一 (乳用牛)	乳用牛 24頭 搾乳牛 20.3頭 育成牛 11.2頭 飼料作物 8.3(延べ)
	【組織経営体】 水稻+作業受託	水稻 18.0 作業受託 6.0(延べ)
	水稻+麦+大豆	水稻 16.0 大豆 4.0 作業受託 3.0(延べ)
	水稻+大豆+秋冬野菜+タマネギ	水稻 15.0 大豆 3.0 秋冬野菜 0.3 タマネギ 0.5
	施設単一	バラ 0.65 イチゴ 0.6
美祿市	【個別経営体】 水稻+大豆+作業受託	水稻 5.0 大豆 3.5 作業受託 4.0
	水稻+作業受託	水稻 4.5 作業受託 4.7
	水稻+刈	水稻 3.0 刈 4.7
	水稻+肉用牛+飼料作物	水稻 3.0 肉用牛 65頭 飼料作物 4.0(延べ 7.0)
	施設単一	ホウレンソウ 0.25 イチゴ 0.19
	肉用牛+飼料作物	飼料作物 4.0 肥育牛 80頭
	ナシ+水稻	ナシ(二十世紀) 0.5 水稻 3.0
	水稻+ハクサイ+コホウ+スイ	水稻 3.0 ハクサイ 0.5 コホウ 0.2 スイ 0.5
	刈+タネ	刈 3.8+タネ 1.0
	ナシ	0.8
	【組織経営体】 水稻+麦+大豆	水稻 12.0 麦 8.0 大豆 3.0
	水稻+麦+大豆+野菜	水稻 12.0 麦 8.0 大豆 3.0 野菜 0.5
周南市	【個別経営体】 水稻+大豆+作業受託	水稻 3.0 大豆 0.8 作業受託 20.0(延べ)
	水稻+夏秋ナス	水稻 3.1 夏秋ナス 0.15
	施設単一	促成イチゴ 0.2 ホウレンソウ 0.24

	営農類型	経営規模 (ha)
周南市	水稲+おレンコウ	水稲 2.5 おレンコウ 0.12
	露地果樹+施設果樹	ブドウハウス 0.2 メンシュ 0.2 ナシ水 0.1 二十世紀 0.1
	施設単一	花き(シクラム)0.18 花き(カーネーション)0.15
	畜産単一 (肉用牛 (一貫))	肥育牛 30 頭 繁殖牛 25 頭
	畜産単一 (肉用牛 (肥育))	肥育牛 60 頭
	畜産単一 (酪農)	乳用牛 30 頭
	【組織経営体】 水稲+大豆+作業受託	水稲 10.8 大豆 7.2 作業受託 10.0
山陽小野田市	【個別経営体】 水稲+大豆	10.0
	水稲+グリーンアスパラガス	2.3
	水稲+タマネギ	3.0
	畜産単一	搾乳牛 30 頭 育成牛 10 頭 飼料作物 2.0
	【組織経営体】 水稲+大豆+麦	水稲 20.0 大豆 10.0 麦 10.0
	水稲+大豆+タマネギ	30.0
周防大島町	【個別経営体】 柑橘専作 (一般)	1.2
	柑橘専作 (マルチ)	1.0
	柑橘+水稲	3.9
	柑橘+ハウスビワ	1.2
	柑橘+ハウスイチジク	1.3
	水稲専作	6.0
	水稲専作+タマネギ+はなっこりー	3.7
	酪農専作	経産牛 23 頭
	酪農+水稲	水稲 2.3 経産牛 15 頭
	イチゴ専作	0.22
	イチゴ+柑橘	0.75
	鉢花+イチゴ	0.3
	コマツナ+アスパラガス	0.25
	繁殖牛+サツマイモ+タマネギ	1.02 繁殖牛 (放牧) 7 頭
	バラ専作	0.22
	花き専作	1.0 (ユカリ)
【組織経営体】 水稲+作業受託	水稲 18.0 作業受託(延べ)4.5	
上関町	【個別経営体】 水稲+イチゴ+ナス	水稲 1.5 イチゴ 0.1 ナス 0.12
	水稲+ミカン	水稲 1.5 ミカン 1.05
	水稲+ナス+スイセン	水稲 1.5 ナス 0.15 スイセン 0.12
	水稲+ナス+スイセン+はなっこりー	水稲 1.5 ナス 0.11 スイセン 0.1 はなっこりー 0.1

	営農類型	経営規模 (ha)
上 関 町	施設単一	イチゴ 0.22 アスパラガス 0.3 苗物(花壇苗)0.21
	露地複合	シソ 0.7 ヒメワ 0.4
田 布 施 町	【個別経営体】 水稲+作業受託	水稲 3.5 作業受託(延べ)13.5
	水稲+イチゴ	水稲 3.5 イチゴ 0.16
	水稲+キウ	水稲 3.5 キウ 0.13
	水稲+イチゴ	水稲 3.5 イチゴ 0.28
	水稲+秋冬野菜	水稲 5.7 キハツ 0.4 はなっこりー 0.1
	施設複合	イチゴ 0.1 イチゴ 0.18
	施設単一	イチゴ 0.22 苗物(花壇苗)0.21
	【組織経営体】 水稲+作業受託	水稲 18.0 作業受託(延べ)4.5
	水稲+大豆+作業受託	水稲 16.0 大豆 4.0 作業受託(延べ)3.0
	水稲+大豆+秋冬野菜+タマねぎ	水稲 15.0 大豆 3.0 秋冬野菜 0.3 タマねぎ 0.5
平 生 町	【個別経営体】 水稲+作業受託	水稲 3.5 作業受託(延べ)13.5
	水稲+イチゴ	水稲 3.5 イチゴ 0.16
	水稲+キウ	水稲 3.5 キウ 0.13
	水稲+アスパラガス	水稲 3.5 アスパラガス 0.22
	水稲+花壇苗	水稲 3.5 花壇苗 0.158
	水稲+こだわり野菜	水稲 3.5 こだわり野菜 0.5
	施設単一	イチゴ 0.22 カーネーション 0.16
	【組織経営体】 水稲+作業受託	水稲 18.0 作業受託(延べ)4.5
	肉用牛	肥育牛 120 頭
阿 武 町	※町内を福賀地区、奈古宇田郷地区及び全域に区分する。 【個別経営体】 ＜全域＞水稲+大豆	5.0
	＜全域＞畜産複合	7.0 (水稲+イタリアンライグラス) 搾乳牛 50 頭 2.2(水稲+ホレンソウ) 繁殖牛 10 頭
	＜福賀地区＞水稲+スイカ+ハウサイ	3.0
	＜福賀地区＞水稲+ハウサイ	5.0
	＜福賀地区＞水稲+ソウ	3.3
	＜福賀地区＞水稲+タバコ	3.2
	＜福賀地区＞施設複合	2.3 (水稲 2.0 ホレンソウ 0.3) 3.0 (水稲 2.0 スイカ 1.0 ホレンソウ 0.3)
	＜奈古宇田郷地区＞水稲+キウフルーツ+タマねぎ	2.9
	【組織経営体】 ＜全域＞水稲+大豆	8.0
	＜全域＞大豆+作業受託	大豆 5.0 作業受託 10.0

農地売買等事業の実施に係る事務取扱経費取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、山口県農地中間管理機構の事業の特例に関する規程（平成26年4月25日制定。以下「実施規程」という。）の定めるところにより行う農用地等の買入れ、売渡しに係る事務経費（以下「事務取扱経費」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(事務取扱経費の徴収等)

第2 公社は、前条に定める事業の実施に要する事務取扱経費を徴収するものとし、その額及び徴収時期、方法等は次の表に定めるとおりとする。

区 分	事務取扱経費の額	徴収時期及び方法
①公社 買入れ	<p>実施規程第10条第1項に規定する公社買入価格に2%を乗じた額とする。 但し、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。 また、算出して得た額が10,000円未満のときは、10,000円とする。</p>	<p>売主への買入代金支払時に買入代金から控除する。 なお、共有の場合は、事務取扱経費を持ち分にに応じて負担させる。 ただし、共有者の1人が他の共有者分も負担する旨、事前に書面で申し出た場合は、申し出により徴収する。</p>
②公社 売渡し	<p>実施規程第11条に規定する公社売渡価格に次の公社保有期間に応じた率を乗じた額とする。 ア 保有期間1年以下は、1% イ 保有期間1年を超え5年以内は、2% ウ 保有期間5年を超えるものは、5% 但し、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。 また、算出して得た額が10,000円未満のときは、10,000円とする。</p>	<p>買主への売渡代金徴収時に併せて徴収する。 なお、割賦売買の場合は、不動産割賦売買契約締結時に徴収する。</p>

2 既に徴収した事務取扱経費は、これを返還しない。

ただし、理事長が特別の理由があると認めるときは、その全部又はその一部を返還することができる。

3 1の表中「公社売渡し」における保有期間の算定については、始期を公社からの土地代金の支払日とし、終期を売渡相手方からの土地代金の納入日とする。

(減免)

第3 理事長は、特別な事由があると認めるときは、事務取扱経費の額を減額し、又は免除することができるものとする。

附 則

この要領は、平成26年4月25日から適用する。